

令和5年

消防防災年報

広島県

消防防災年報の利用に当たって

1 調査期日

令和5年4月1日現在である。ただし、各表に表示されているものについては、その表示による。

2 調査対象

市町（14市9町）及び消防本部（13消防本部）

3 留意事項

- (1) 図・表の作成に当たっては、総務省消防庁が行う各種調査の記載要領に準拠することとした。
- (2) 各表における市町、消防組合の掲載順は、原則として地方公共団体コード順による。

目 次

第1 消防体制の現況

1 消防組織	I-1
2 消防の常備化	I-5
3 消防の広域応援体制	I-7
4 消防施設	I-7
5 消防費	I-11
(消防体制の現況 統計資料)	
第1-1表 消防力総括票	I-14
第1-2表 消防本部一覧	I-15
第1-3表 消防の現況	I-16
第1-4表 階級別消防吏員数	I-17
第1-5表 勤務体制別消防職員数	I-18
第1-6表 在職年数別消防吏員数	I-19
第1-7表 階級別消防団員数	I-20
第1-8表 在職年数別消防団員数	I-21
第1-9表 消防ポンプ自動車等現有数(消防本部・署所)	I-22
第1-10表 消防ポンプ自動車等現有数(消防団)	I-24
第1-11表 消防水利の現況	I-25
第1-12表 化学消火薬剤備蓄状況	I-27

第2 救急体制・救助体制

1 救急業務の実施体制	II-1
2 救急業務の実施状況	II-1
3 プレホスピタル・ケアの充実とメディカルコントロール体制の整備	II-8
4 ヘリコプター救急搬送	II-9
5 高速自動車国道等における救急業務実施体制	II-11
6 救急医療体制	II-14
7 救助活動の実施体制	II-14
8 救助活動の実施状況	II-15
(救急体制・救助体制 統計資料)	
第2-1表 救急業務の実施体制	II-18
第2-2表 救急隊及び救急隊員数	II-20
第2-3表 経営主体別医療機関数	II-21
第2-4表 事故種別救急出動件数	II-22
第2-5表 事故種別救急搬送人員	II-23
第2-6表 医療機関等に搬送された傷病者数	II-24

第2-7表	年齢区分別搬送人員	II-25
第2-8表	現場到着所要時間別出動件数	II-26
第2-9表	収容所要時間別搬送人員	II-27
第2-10表	医師の現場出動件数	II-28
第2-11表	事故種別不搬送件数	II-29
第2-12表	救助隊数及び救助隊員数	II-30
第2-13表	救助隊が搭乗する車両	II-31
第2-14表	事故種別救助出動件数	II-32
第2-15表	事故種別救助活動件数	II-33
第2-16表	事故種別救助人員の状況	II-34
第2-17表	火災時における救助活動の状況	II-35
第2-18表	事故種別救助出動人員	II-36
第2-19表	事故種別救助活動人員	II-37
第2-20表	事故種別救助出動車両等台数	II-38
第2-21表	事故種別救助活動車両等台数	II-39
第2-22表	救助活動のための主な救助器具の保有状況	II-40

第3 消防職団員の活動と処遇

1	活動状況	III- 1
	(消防職団員の活動と処遇 統計資料)	
第3-1表	消防機関の出動回数 (消防本部・署所)	III- 3
第3-2表	消防機関の出動延人員 (消防本部・署所)	III- 4
第3-3表	消防機関の出動回数 (消防団)	III- 5
第3-4表	消防機関の出動延人員 (消防団)	III- 6
第3-5表	非常勤消防団員の報酬及び出動手当等	III- 7

第4 防災対策

1	防災行政	IV- 1
2	情報通信体制	IV- 2
3	自主防災組織の状況	IV- 4
4	災害危険箇所等の状況	IV- 4
5	防災ヘリコプターの運航	IV- 5
6	防災拠点の整備	IV- 6
7	災害ボランティアの活用	IV- 8
	(防災対策 統計資料)	
第4-1表	防災会議の状況	IV- 9
第4-2表	地域防災計画の状況	IV-10
第4-3表	情報連絡体制, 防災訓練の状況	IV-11
第4-4表	防災無線通信施設の状況	IV-12

第4-5表	自主防災組織の状況	IV-13
第4-6表	災害危険箇所等の状況	IV-14

第5 予防行政の現況

1	火災予防思想の普及	V- 1
2	民間防火組織	V- 2
3	防火対象物	V- 3
4	消防設備士	V- 4
	(予防行政の現況 統計資料)	
第5-1表	婦人防火クラブの現況	V- 5
第5-2表	少年消防クラブの現況	V- 7
第5-3表	幼年消防クラブの現況	V- 8
第5-4表	防火対象物数	V- 9
第5-5表	防火管理者の選任状況	V-11
第5-6表	消防用設備等の設置状況	V-12
第5-7表	消防設備士試験実施状況	V-13
第5-8表	消防設備士免状交付状況	V-13
第5-9表	消防設備士講習受講状況	V-13

第6 危険物規制

1	危険物の規制	VI- 1
2	危険物施設	VI- 1
3	危険物事業所	VI- 3
4	立入検査	VI- 3
5	危険物施設等における事故	VI- 3
6	危険物取扱者試験及び危険物取扱者免状	VI- 4
7	危険物取扱者保安講習	VI- 4

(危険物規制 統計資料)

第6-1表	危険物施設数(完成検査済証交付施設)	VI- 5
第6-2表	消防本部別危険物施設数(完成検査済証交付施設)	VI- 6
第6-3表	指定数量別・類別危険物施設数(完成検査済証交付施設)	VI- 7
第6-4表	容量・類別屋外タンク貯蔵所数(完成検査済証交付施設)	VI- 8
第6-5表	危険物施設に対する立入検査状況並びに危険物施設及び無許可施設 に対する措置命令件数	VI- 8
第6-6表	形態別危険物規制対象数(完成検査済証交付施設)その1	VI- 9
第6-7表	形態別危険物規制対象数(完成検査済証交付施設)その2	VI- 9
第6-8表	容量別旧法タンクの新基準適合数(完成検査済証交付施設)	VI- 9
第6-9表	容量及び形態別の地下貯蔵タンク等の数(完成検査済証交付施設)	VI-10
第6-10表	施設別の地下貯蔵タンク等の数(完成検査済証交付施設)	VI-10
第6-11表	容量及び形式別の移動タンク貯蔵所数(完成検査済証交付施設)	VI-11
第6-12表	給油危険物別の給油取扱所数(完成検査済証交付施設)	VI-11
第6-13表	危険物事業所数	VI-11
第6-14表	製造所等の許可, 完成検査及び廃止届等の数	VI-12
第6-15表	圧縮アセチレンガス等及び指定可燃物等並びに少量危険物の状況	VI-12
第6-16表	危険物施設等の事故発生件数の推移(施設別)	VI-13
第6-17表	危険物施設等の事故発生件数の推移(事故種別)	VI-13
第6-18表	危険物取扱者試験実施状況	VI-14
第6-19表	危険物取扱者免状交付状況	VI-14
第6-20表	危険物取扱者保安講習受講状況	VI-14

第7 保安行政

1	火薬類・猟銃保安	VII- 2
2	高圧ガス保安	VII- 6

第8 教育訓練

1	広島県消防学校の沿革	VIII- 1
2	組織及び職員数	VIII- 1
3	施設の概要	VIII- 1
4	教育訓練の概要	VIII- 2
5	教育訓練の実施状況	VIII- 3

第9 火災概況

	火災概況の見かた	IX- 1
1	火災概況	IX- 4
2	出火件数	IX- 4
3	出火原因	IX- 5

4	死者・負傷者	IX- 6
5	令和4年中の火災の特色	IX- 8
6	過年度特記火災事例 (火災概況 統計資料)	IX- 8
第9-1表	火災総括表	IX-10
第9-2表	出火原因別火災件数の推移	IX-11
第9-3表	市町別火災発生状況	IX-12
第9-4表	火災件数・損害額の推移	IX-13
第9-5表	火災による死者・負傷者の推移	IX-14

第10 石油コンビナート等防災区域

1	位置図	X- 1
2	県の防災対策	X- 1
3	事業所の防災対策	X- 2
4	広島県の特別防災区域の概要	X- 2
5	石油コンビナート等事故件数	X- 3
6	最近の事故の状況	X- 3

参考資料

	広島県危機管理監の組織	資- 1
	消防機関の名称及び所在地	資- 2

第 1 消防体制の現況

第 1 消防体制の現況

1 消防組織

(1) 消防機関と人員

令和5年4月1日現在における市町の消防機関と人員の現況は、第1表のとおりである。

第1表 市町の消防組織数の現況

区 分		平成4年 (4月1日)	令和5年 (4月1日)	対前年比	
				増減数	増減率
所署部本防消	消防本部	13	13	0	0.0%
	消 防 署	39	39	0	0.0%
	出 張 所	77	77	0	0.0%
	消防職員	3,688	3,674	▲14	▲0.4%
	消防吏員	3,670	3,658	▲12	▲0.3%
消 防 団	消 防 団	30	30	0	0.0%
	分 団	535	533	▲2	▲0.4%
	消防団員	20,068	19,619	▲449	▲2.2%

近年の推移は、第2表及び第1図、第2図のとおりである。(ともに毎年4月1日時点)

消防吏員は、昨年度に比べ12名減少し、8年ぶりの減少となった。

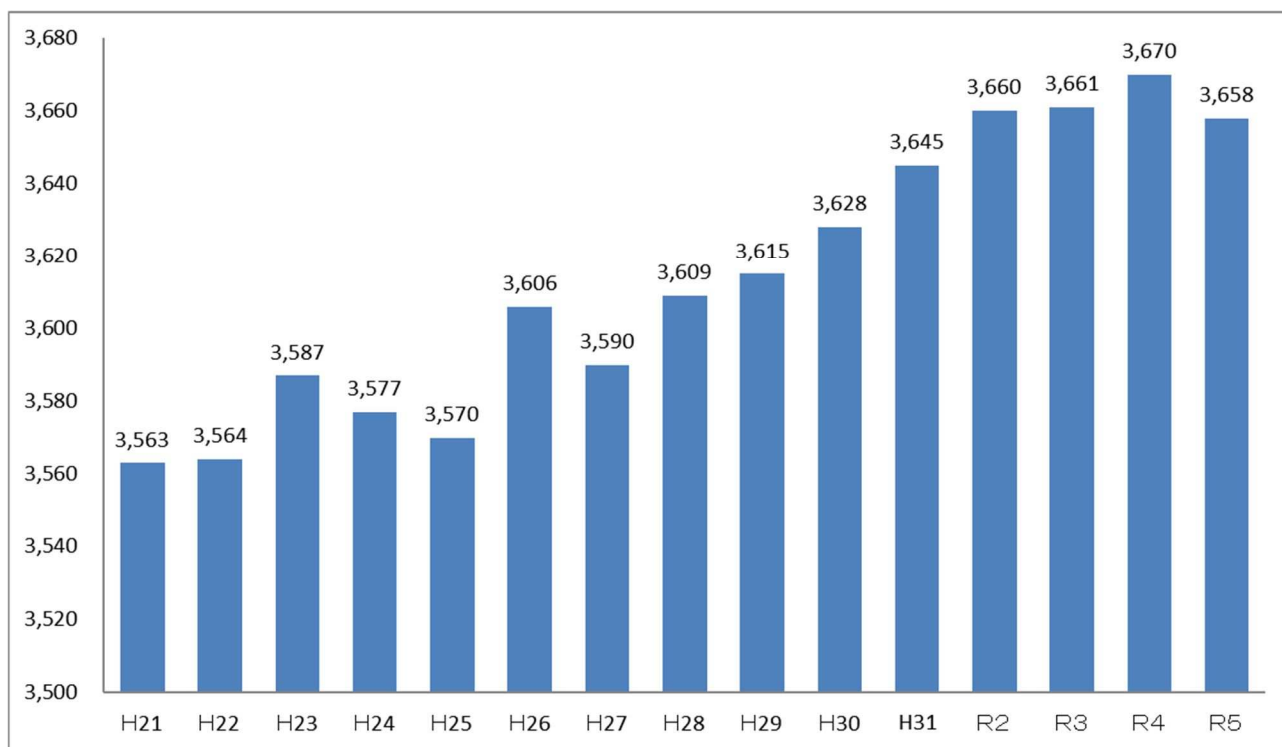
一方、消防団員は全国的な傾向と同じく、過去15年間で約12.8%の減少となっている。

第2表 市町の消防組織数の推移

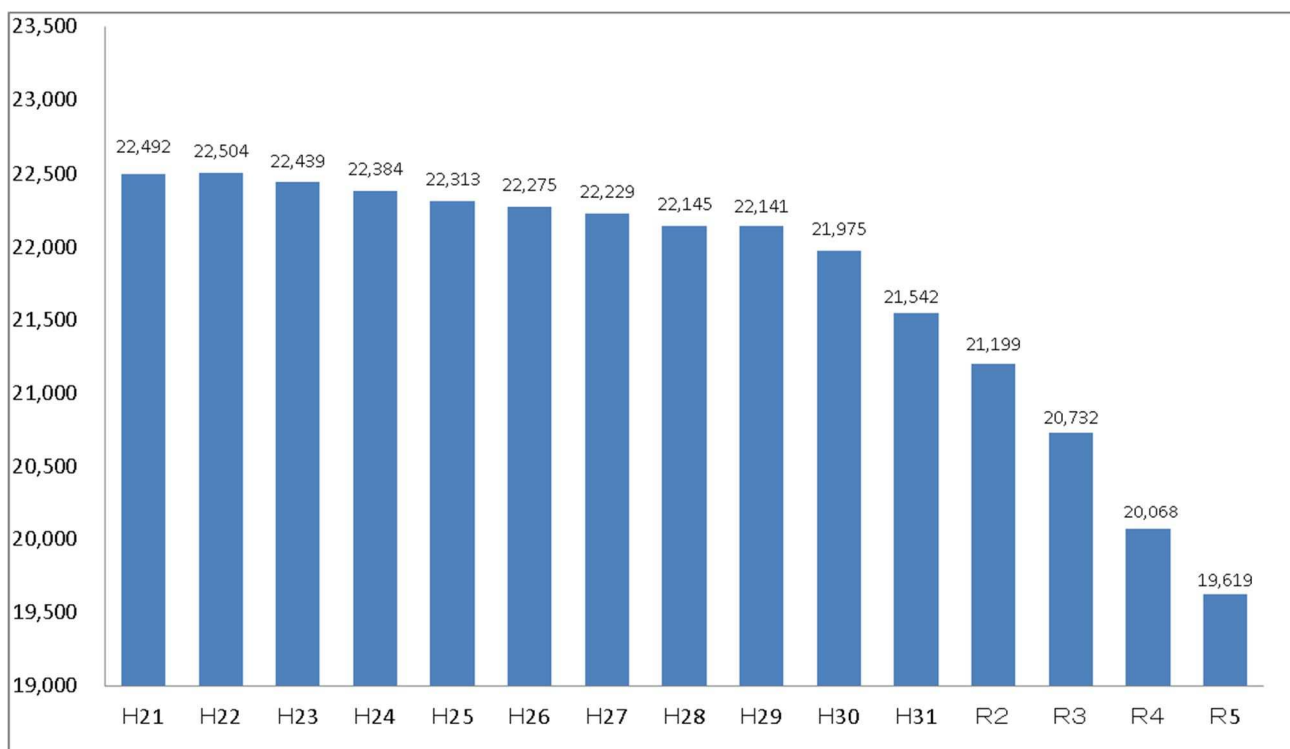
(毎年4月1日)

区 分	10年	15年	20年	25年	31年	R2年	R3年	R4年	R5年
消防本部	20	19	14	13	13	13	13	13	13
消 防 署	39	39	40	37	38	37	39	39	39
出 張 所	76	75	75	75	77	79	77	77	77
消 防 団	93	86	30	30	30	30	30	30	30
分 団	700	661	628	548	546	546	535	535	533

第1図 消防吏員数の推移 (毎年4月1日)



第2図 消防団員数の推移 (毎年4月1日)



(2) 消防本部・署

ア 市町の消防事務を統括する消防本部は、令和5年4月1日現在、県内に13本部あり、消防署は39署設置されている。13消防本部のうち、市町単独で消防本部を設置しているものが11あり、残りの2消防本部は地方自治法の規定に基づく地方公共団体の組合により設置している。

イ 消防吏員

消防職員のうち、階級を有し、制服を着用して消防活動等の消防事務に従事する消防吏員の数は、令和5年4月1日現在で3,658人となり、昨年に比べて12人の減少となった。

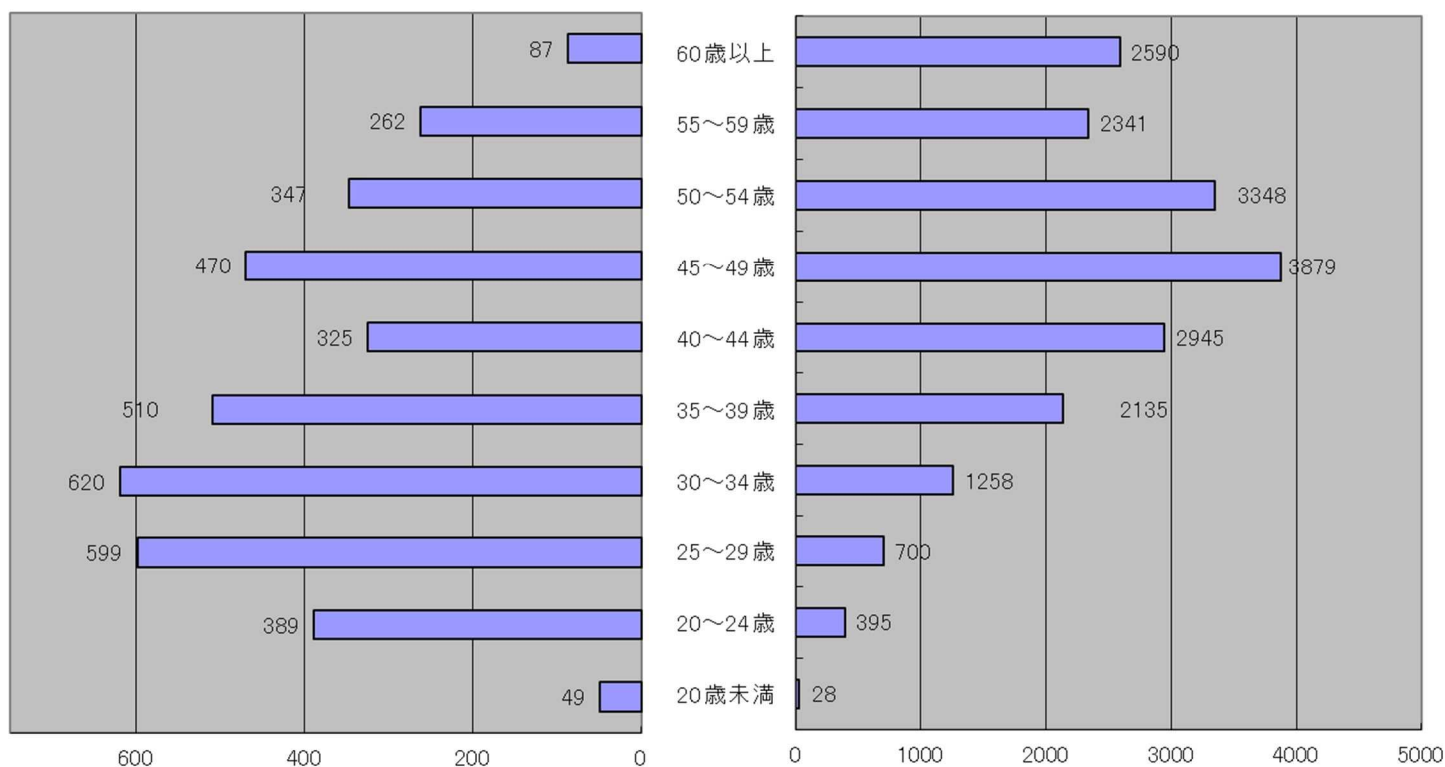
年齢構成は第3図のとおりである。50歳以上が全体の約2割となっており、あと数年は大量退職とそれに伴う大量採用が続く見込みである。また、在職年数別においても、25年以上の在職者が全体の約3割を占めている（第4図）。

なお、平均年齢は年々上昇が続いていたが、大量退職期を迎え新規採用者が増加していることから平成20年から低下傾向となっており、37.9歳となっている（第6図）。

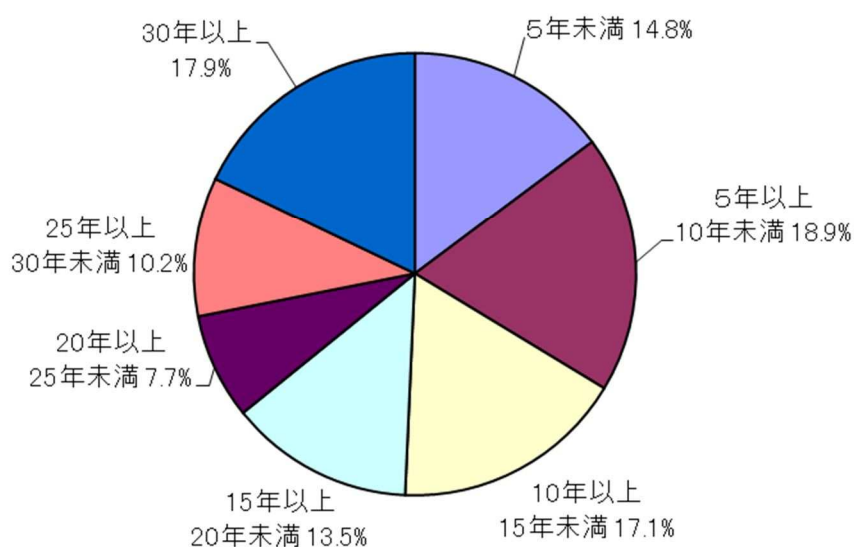
第3図 消防吏員・消防団員の年齢構成（令和5年4月1日現在）

消防吏員数 3,658人
平均年齢 37.9歳

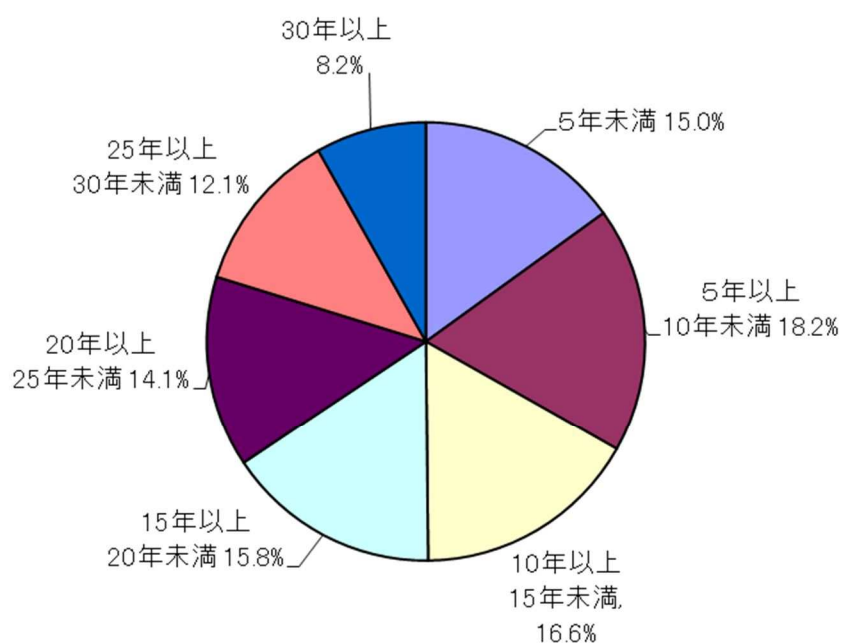
消防団員数 19,619人
平均年齢 48.2歳



第4図 消防吏員の在職年数別構成(令和5年4月1日現在)



第5図 消防団員の在職年数別構成(令和5年4月1日現在)



(3) 消防団

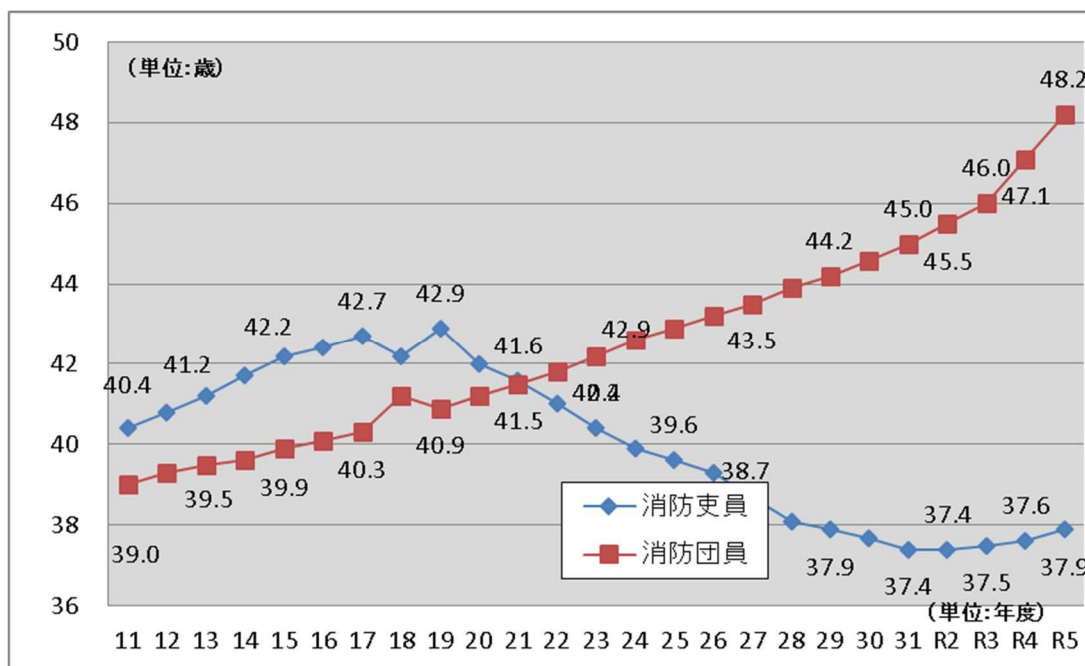
ア 県内の消防団は、令和5年4月1日現在で30消防団(533分団)が編成されており、広島市が各区に消防団を置く多団制をとっているが、他の市町では、1市町1団制をとっている。

イ 消防団員

県内の消防団員数は、第2図のとおり年々減少傾向にあり、令和5年4月1日現在においては、19,619人で前年より499人減少している。年齢構成別消防団員数は、第3図のとおりであり、在職年数別消防団員数は、第5図のとおりで在職10年未満の団員が全体の約3割を占めている。

また、平均年齢の推移は、第6図のとおりで、48.2歳となっており、上昇傾向にある。

第6図 消防吏員・消防団員の平均年齢の推移(各年度4月1日時点)



2 消防の常備化

「消防本部及び消防署を置かなければならない市町村を定める政令」の指定を受け、消防本部及び消防署を設置している市町（一部事務組合及び事務委託によるものを含む。）は、23市町であり、常備化率は市町数で100%に達している。令和5年4月1日現在の状況は第3表及び第7図のとおりである。

第3表 常備化の状況

区 分		市	町	計
市 町 数		14	9	23
内 訳	単 独	9	2	11
	一部事務組合	4	1	5
	事務委託	2	6	8

☆内訳の合計が市町数と相違しているのは、廿日市市が、単独で消防本部を設置しつつ、市内の一部地域(吉和地区)について事務委託を行っていることにより二重に計上されているためである。

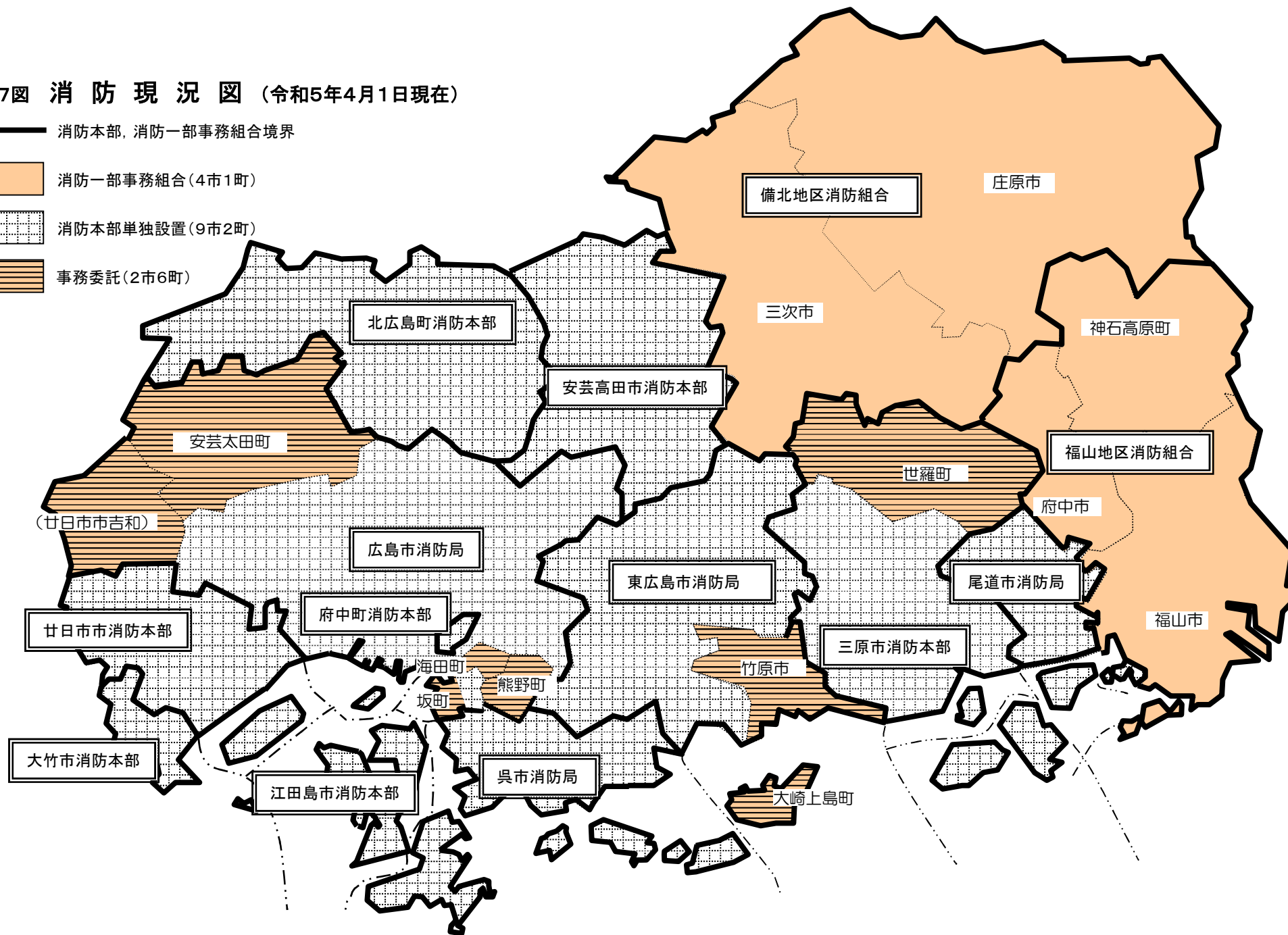
第7図 消防現況図 (令和5年4月1日現在)

— 消防本部, 消防一部事務組合境界

消防一部事務組合 (4市1町)

消防本部単独設置 (9市2町)

事務委託 (2市6町)



3 消防の広域応援体制

消防においても市町が単独で処理するよりも効率的であるとして、共同組織等又は相互に応援する広域消防体制の整備が進められている。その方法として、地方自治法の規定に基づく一部事務組合又は事務委託によるものと、消防組織法の規定に基づく消防相互応援協定によるものがある。

令和5年4月1日現在における県内市町による一部事務組合数、事務委託数は、第3表のとおりである。一方、消防相互応援協定については、昭和62年10月1日、大規模災害に備え、今までの応援協定を廃止（県外団体との協定を除く。）し、県内どの団体からも応援可能な広域消防相互応援協定として「広島県内広域消防相互応援協定」（平成29年6月1日改正）が締結された。この協定の特徴は次のとおりである。

- (1) 県内の市町及び消防組合が一本化した協定書により締結する。
- (2) 協定の実施区域は、県内全域とする。
- (3) 対象とする災害は、協定市町等の応援を必要とするすべての災害とする。
- (4) 応援要請がない場合であっても、必要があると認めた場合は、応援することができる。
- (5) 応援に要する経費は、現地調達物資を除き、原則として応援側が負担する。

また、高速道路における消防の特殊性から、県内のインターチェンジ所在団体により、平成5年10月26日付けで「広島県内高速道路消防相互応援協定」が締結されている。

広島市が平成2年5月16日から運航させている消防ヘリコプターについては、県内全市町村が平成2年3月7日付けで「広島県内航空消防応援協定」を締結している。また、広島県が平成8年7月11日から運行させている防災ヘリコプターについては、広島県、県内全市町村及び県内全消防組合が「広島県防災ヘリコプター応援協定」を締結している。

4 消防施設

市町の消防施設は、国が示す「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」を基準として、計画的に整備が進められている。

(1) 消防機械

消防機関における消防機械の保有数の推移は、第4表のとおりである。消防団においては、小型動力ポンプ等の整備により機動力の確保が図られている。

(2) 消防水利

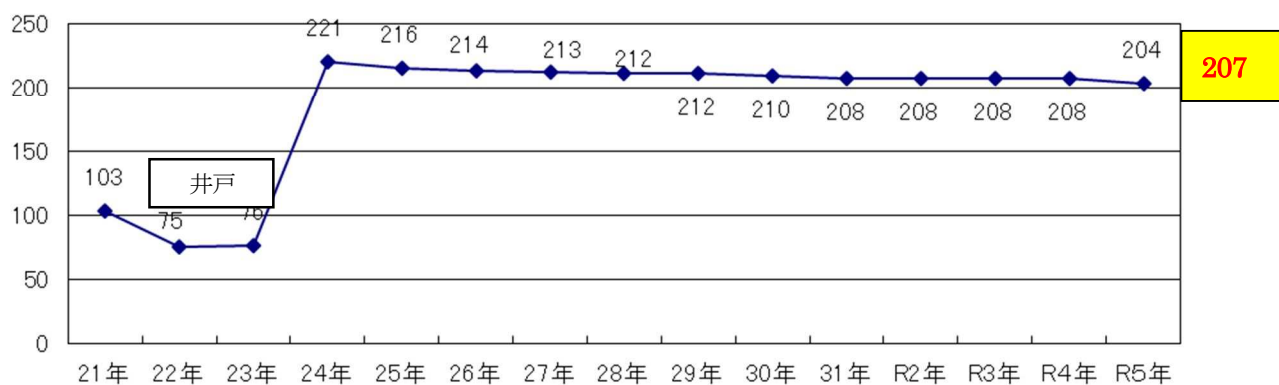
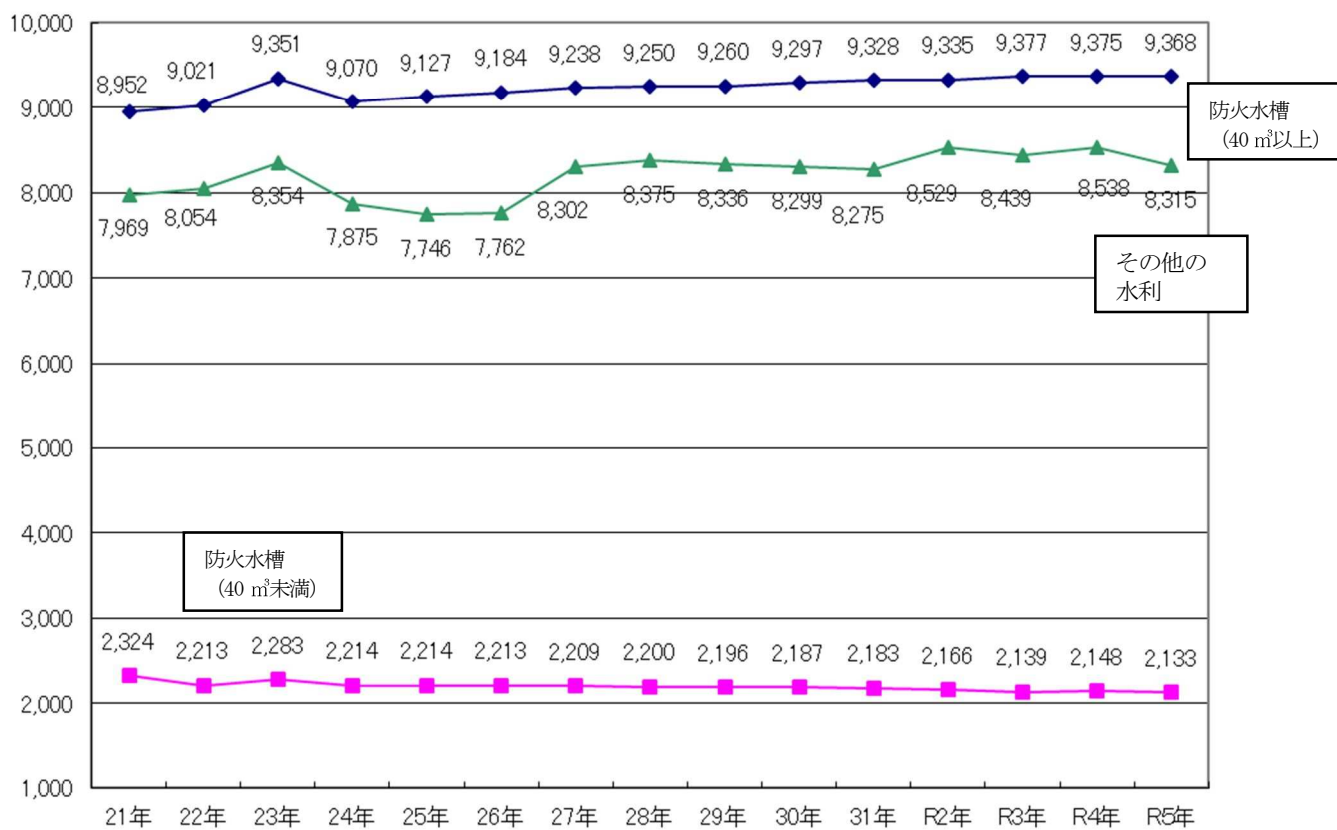
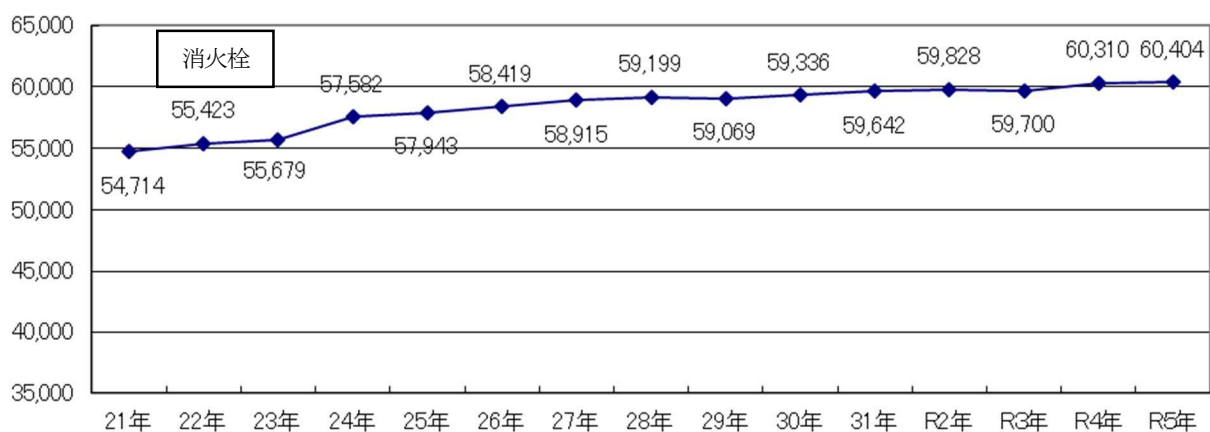
消防水利は、火災鎮圧のためには消防機械と共に不可欠なものである。消防水利には、消火栓、防火水槽、プール等の人工水利と、河川、池、湖、沼、海等の自然水利があり、人工水利と自然水利の適正な組合せを考慮することが必要である。その保有数の推移は、第8図のとおりである。

第4表 消防機械の保有数の推移

(毎年4月1日)

区 分		26年	27年	28年	29年	30年	31年	R2年	R3年	R4年	R5年
所署・部本防消	消防ポンプ自動車	131	131	135	137	142	140	145	145	146	146
	水槽付消防ポンプ自動車	77	77	79	71	65	64	65	65	65	67
	救助工作車	32	31	31	31	30	30	29	29	29	29
	小型動力ポンプ	93	95	90	90	89	82	84	83	81	77
	小型動力ポンプ付積載車(うち数)	32	32	31	30	30	30	31	31	28	26
	はしご付消防ポンプ自動車(屈折含む)	32	34	29	29	29	29	29	29	29	27
	化学消防自動車	21	21	20	19	18	18	18	18	18	18
	救急自動車	162	162	162	163	164	164	169	170	170	170
	消防艇	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	その他の消防自動車	172	217	212	182	181	171	182	182	184	290
消防団	消防ポンプ自動車	187	188	184	181	180	176	175	172	172	172
	水槽付消防ポンプ自動車	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2
	小型動力ポンプ	1,764	1,726	1,726	1,699	1,692	1,679	1,637	1,460	1,446	1,446
	小型動力ポンプ付積載車(うち数)	1,226	1,230	1,231	1,232	1,229	1,230	1,227	1,225	1,219	1,219
	その他の消防自動車	46	49	49	43	46	56	46	52	56	63
合 計	消防ポンプ自動車	318	319	319	318	322	316	320	317	318	318
	水槽付消防ポンプ自動車	78	78	80	73	67	66	67	67	67	69
	救助工作車	32	31	31	31	30	30	29	29	29	29
	小型動力ポンプ	1,857	1,821	1,816	1,789	1,781	1,761	1,721	1,543	1,527	1,523
	小型動力ポンプ付積載車(うち数)	1,258	1,262	1,262	1,262	1,259	1,260	1,258	1,256	1,247	1,245
	はしご付消防ポンプ自動車(屈折含む)	32	34	29	29	29	29	29	29	29	29
	化学消防自動車	21	21	20	19	18	18	18	18	18	18
	救急自動車	162	162	162	163	164	164	169	170	170	170
	消防艇	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	その他の消防自動車	218	267	261	225	228	227	228	234	240	353

第8図 消防水利(人工水利)の保有数の推移



(3) 消防通信施設

火災等の被害を最小限に抑えるためには、火災等を早期に覚知し、消防機関が素早く現場に到着するとともに、現場においては、情報の収集及び指揮命令の伝達を迅速かつ的確に行うことが重要である。

消防通信施設には、火災報知専用電話（119番）、火災報知機、消防電話、消防無線電話等があり、4月1日現在の状況は、第5表のとおりである。

第5表 消防通信施設等の状況

(毎年4月1日)

区 分		28年	29年	30年	31年	R2年	R3年	R4年	R5年
消防救急業務用無線局	基地局及び固定局	113	119	119	126	126	122	125	125
	移動局	2,791	2,375	2,389	2,922	2,947	2,913	2,908	2,915
消防機関にある電話 (回線)	火災報知専用電話 (119)	205	195	194	186	183	191	181	187
	消防電話 (消防機関相互専用)	45	45	55	55	67	67	67	67
	一般加入電話	666	706	775	783	793	791	799	822
救急指令装置		3	4	5	4	6	6	6	6

(4) 化学消火薬剤

近年、産業経済の発展と生活様式の多様化に伴い、各種の危険物施設及び危険物品が増加しており、これらの危険物火災に対処するため化学消火薬剤の備蓄が図られている。4月1日現在の市町の備蓄状況は、第6表のとおりである。

第6表 化学消火剤の備蓄状況

(毎年4月1日)単位:k1

区 分	たん白系	合成界面 活性剤	水成膜泡 消火薬剤	水溶性液体 用泡消火剤
29年	48.50	26.27	8.98	12.57
30年	45.34	23.72	6.42	12.38
31年	40.50	21.99	5.87	9.71
R2年	28.54	22.79	14.77	9.87
R3年	28.34	24.36	14.50	7.81
R4年	27.04	23.89	14.97	6.00
R5年	26.22	22.63	14.93	6.00

5 消防費

(1) 消防費の決算状況

令和4年度の市町の消防費歳出決算額は438億7,859万円であり、普通会計歳出決算額に占める割合は2.8%となっている。これを前年度と比較すると、消防費歳出決算額は、51億220万円(10.4%)減少している。

一部事務組合を含めると、消防費歳出決算額は510億2,302万円となっており、前年度に比べ57億7,204万円(10.2%)減少している。また、1世帯当たりの消防費は38,229円、県民1人当たりでは18,416円となっている。前年度と比較すると、1世帯当たりでは4,324円の減少、1人当たりでは2,084円の減少となっている。1人当たりの消防費が最も低い市町は、府中町で10,827円、ついで海田町(11,305円)、広島市(12,358円)の順となっており、最も高い市町は大崎上島町(53,904円)で府中町の約5倍となっている。

消防費決算額の対前年度比較は、第7表のとおりである。

第7表 消防費の決算状況

区 分	単位	令和3年度 (A)	令和4年度 (B)	(B)-(A)
普通会計歳出決算額 (1)	千円	1,589,652,248	1,581,046,061	▲8,606,187
消防費決算額歳出決算額 (市町分)	千円	48,980,781	43,878,586	▲5,102,195
消防費決算額歳出決算額 (一部事務組合含む) (2)	千円	56,795,067	51,023,023	▲5,772,044
消防費決算額の財源内訳のうち 一般財源等	千円	43,099,955	43,307,202	207,247
1世帯当たりの消防費 $\frac{(2)}{\text{世帯数}}$	円	42,553	38,229	▲4,324
県民1人当たり消防費 $\frac{(2)}{\text{人口}}$	円	20,500	18,416	▲2,084
(2) / (1)	%	3.6	3.2	▲0.3%

* (2)の消防費決算額歳出決算額(一部事務組合含む)には、各市町から各消防組合への補助金及び負担金も含まれている。

(2) 経費の性質別内訳

消防費歳出決算額の性質別内訳は、人件費が300億0,094万円と最も多く、消防費の約60%を占めている。その他には、普通建設事業費(49億1,804万円)、物件費(43億0,019万円)などがある。前年度と比較すると、人件費は約2.5%の増加、普通建設事業費は約57.9%の減少となっている。消防費の性質別歳出決算額の対前年度比較は、第8表のとおりである。

第8表 消防費の性質別歳出決算状況

(単位：千円，%)

区 分	令和3年度	令和4年度	対前年度比較	
	金 額 (A)	金 額 (B)	増 減 B-A (C)	増減率 C/A×100
人 件 費	29,265,264	30,000,936	735,672	2.5%
物 件 費	4,119,573	4,300,191	180,618	4.4%
普通建設事業費	11,678,720	4,918,041	▲6,760,679	▲57.9%
補助事業費	660,604	268,261	▲392,343	▲59.4%
単独事業費	10,956,846	4,548,734	▲6,408,112	▲58.5%
その他	61,270	101,046	39,776	64.9%
補 助 費 等	11,195,912	11,366,047	170,135	1.5%
そ の 他	535,598	437,808	▲97,790	▲18.3%
計	56,795,067	51,023,023	▲5,772,044	▲10.2%

(3) 消防費の財源

ア 財源構成

消防費の財源としては、一般財源と特定財源とがある。一般財源は、地方税、地方交付税及び地方譲与税等などで433億0,720万円、特定財源は、国庫支出金、地方債、県支出金で43億0,732万円、その他の財源は、34億0,850万円である。また、地方交付税における消防費の基準財政需要額は355億2,150万円となり、前年に比べて6億5,433万円(1.8%)減少した。消防費決算額の財源内訳は、第9表のとおりである。

第9表 消防費決算額の財源内訳

(単位：千円，%)

区 分	令和3年度	令和4年度	対前年度比較	
	金 額 (A)	金 額 (B)	増 減 B-A (C)	増減率 C/A×100
一般財源等	43,099,955	43,307,202	207,247	0.5%
特定財源等	10,473,928	4,307,324	▲6,166,604	▲58.9%
国庫支出金	348,841	186,895	▲161,946	▲46.4%
県支出金	77,620	91,672	14,052	18.1%
地方債	10,047,467	4,028,757	▲6,018,710	▲59.9%
その他財源	3,221,184	3,408,497	187,313	5.8%
計	56,795,067	51,023,023	▲5,772,044	▲10.2%

イ 補助金

消防防災施設等整備に対する補助金の推移は第10表のとおりである。

第10表 消防防災施設等整備費補助事業（国庫）の推移

(単位：千円)

区分	ポンプ車	小型ポンプ付 積載車	耐震性貯水槽 (40m ³ 級)	その他	計
20年度	5,852	—	84,393	297,534	387,779
21年度	6,832	—	106,567	91,408	204,807
22年度	—	—	77,156	171,782	248,938
23年度	7,197	—	28,062	463,716	498,975
24年度	—	—	51,202	863,287	914,489
25年度	20,360	—	72,200	127,846	220,406
26年度	10,261	—	58,717	143,389	212,367
27年度	28,414	—	5,386	70,158	103,958
28年度	90,918	—	43,088	145,807	279,813
29年度	20,719	—	37,702	14,549	72,970
30年度	22,579	—	49,395	29,098	101,072
R元年度	57,197	—	21,944	80,505	159,646
R2年度	61,951	—	19,201	6,881	88,033
R3年度	57,197	—	21,944	80,505	159,646
R4年度	60,400	—	21,944	35,171	117,515

第1-1表 消防力総括票

区 分		単位	令和4年 4月1日現在 (A)	令和5年 4月1日現在 (B)	(B) - (A)		
1 消防職員・ 団 数	(1) 消防本部・署所	消防本部数	本部	13	13	0	
		消防署数	署	39	39	0	
		出張所数	所	77	77	0	
		消防職員数(実員)	人	3,688	3,674	△ 14	
		{ 消防職員数(条例定員) 消防吏員数(実員) その他の職員数(実員)	〃	〃	3,624	3,680	56
			〃	〃	3,670	3,658	△ 12
			〃	〃	18	16	△ 2
		(2) 消防団	消防団数	団	30	30	0
			分団数	分団	535	533	△ 2
			消防団員数(条例定数)	人	22,849	22,404	△ 445
〃(実員)	〃		20,068	19,619	△ 449		
2 消 費 費	消防費決算額(ア)	千円	56,795,067	51,023,023	△ 5,772,044		
	普通会計歳出決算額(イ)	〃	1,589,652,248	1,581,046,061	△ 8,606,187		
	(ア)/(イ)×100	%	3.6	3.2	△ 0.3		
3 消 防 機 械	(1) 消防本部・署	消防ポンプ自動車	台	146	146	0	
		水槽付消防ポンプ自動車	〃	65	67	2	
		小型動力ポンプ	〃	81	77	△ 4	
		はしご付消防自動車(屈折はしご付含む)	〃	29	27	△ 2	
		救助工作車	〃	29	29	0	
		化学消防車	〃	18	18	0	
		救急自動車	〃	170	170	0	
		消防艇	隻	3	3	0	
		小型動力ポンプ付積載車	台	28	26	△ 2	
		その他の消防自動車等	〃	184	190	6	
		ヘリコプター	機	1	1	0	
		(2) 消防団	消防ポンプ自動車	台	172	172	0
			水槽付消防ポンプ自動車	〃	2	2	0
			小型動力ポンプ	〃	1,446	1,446	0
			小型動力ポンプ付積載車	〃	1,219	1,219	0
その他の消防自動車等	〃		56	63	7		
4 消 防 水 利	消火栓	基	60,310	60,404	94		
	防火水槽	40立方メートル以上	〃	9,375	9,368	△ 7	
		20～40立方メートル未満	〃	2,148	2,133	△ 15	
	井戸	個	208	207	△ 1		
	その他	箇所	8,538	8,315	△ 223		
5 火 災 通 信 施 設	消防用無線局	基地局及び固定局	局	125	125	0	
		移 動 局	〃	2,908	2,915	7	
	火災報知器	受 信 機	基	0	0	0	
		発 信 機	〃	0	0	0	
	消防機関に あるもの	火災報知専用電話	回線	181	187	6	
		消防電話	〃	67	67	0	
		加入電話	〃	799	822	23	

消防費決算額の欄は、(A)欄:令和3年度決算状況、(B)欄:令和4年度決算状況をそれぞれ示す。

第1-2表 消防本部一覧

区 分	消防本部 設置年月日	管内面積(k㎡)	管内人口(人)	組合構成市町又は委託町
広島市消防局	昭和23. 3. 7	1,457.34	1,257,984	海田町, 熊野町, 坂町, 安芸太田町, 廿日市市吉和地区
呉市消防局	昭和23. 3. 7	352.83	209,241	
三原市消防本部	昭和23. 3. 7	749.65	104,321	世羅町
尾道市消防局	平成18. 1. 10	284.88	130,007	
大竹市消防本部	昭和25. 3. 25	78.66	26,059	
東広島市消防局	平成17. 2. 7	796.50	220,961	竹原市, 大崎上島町
廿日市市消防本部	昭和32. 4. 1	343.97	115,629	(吉和地区を除く)
安芸高田市消防本部	平成16. 3. 1	537.71	26,973	
江田島市消防本部	昭和48. 4. 1	100.72	21,393	
府中町消防本部	昭和42. 4. 1	10.41	52,891	
北広島町消防本部	平成17. 2. 1	646.20	17,471	
備北地区消防組合 消防本部	昭和45. 10. 1	2,024.67	82,186	三次市, 庄原市
福山地区消防組合 消防局	平成2. 4. 1	1,095.45	505,496	福山市, 府中市, 神石高原町

※ 面積は, 国土地理院調査R4.10.1現在。人口は, 住民基本台帳R5.1.1現在。

第1-3表 消防の現況

区分 団体名	消防本部・署所			消防団			面積 (km ²)	人口	世帯数	普通会計歳出 決算額 (R4年度) (A) (千円)	消防費 (R4年度) (B) (千円)	消防費に係る 基準財政需要額 (R4年度) (C) (千円)	一般財源等 (R4年度) (D) (千円)	B/A (%)	C/B (%)	D/B (%)
	消防署数	出張所数	職員数	消防団数	分団数	団員数										
広島市	8	32	1,350	8	84	2,408	906.69	1,184,731	578,364	705,188,318	14,640,468	13,159,669	11,966,716	2.1	89.9	81.7
呉市	2	12	388	1	34	1,635	352.83	209,241	106,427	108,836,845	3,687,174	2,662,768	3,395,006	3.4	72.2	92.1
竹原市	—	—	—	1	6	347	118.23	23,586	12,047	13,733,453	533,378	391,805	473,181	3.9	73.5	88.7
三原市	3	3	170	1	31	1,168	471.51	89,154	43,180	52,500,075	2,123,551	1,270,739	1,447,781	4.0	59.8	68.2
尾道市	3	4	205	1	45	1,467	284.88	130,007	64,033	64,487,530	2,612,657	1,761,881	2,195,393	4.1	67.4	84.0
福山市	—	—	—	1	60	2,565	517.72	460,684	213,860	213,823,764	5,765,896	5,088,670	5,447,473	2.7	88.3	94.5
府中市	—	—	—	1	13	676	195.75	36,563	16,994	21,738,146	678,073	589,789	623,540	3.1	87.0	92.0
三次市	—	—	—	1	39	1,407	778.18	49,557	23,234	39,400,236	1,327,067	947,106	1,164,268	3.4	71.4	87.7
庄原市	—	—	—	1	24	1,491	1,246.49	32,629	15,043	33,358,062	1,057,408	763,117	910,337	3.2	72.2	86.1
大竹市	1	—	45	1	12	285	78.66	26,059	12,835	16,635,373	484,503	462,783	438,144	2.9	95.5	90.4
東広島市	3	7	300	1	37	1,390	635.16	190,353	89,941	101,481,145	3,894,823	2,342,389	2,396,909	3.8	60.1	61.5
廿日市市	4	1	186	1	24	568	489.49	116,219	53,014	59,798,756	2,041,993	1,566,392	1,871,874	3.4	76.7	91.7
安芸高田市	1	—	58	1	37	748	537.71	26,973	13,310	20,438,072	690,954	649,359	605,420	3.4	94.0	87.6
江田島市	1	1	66	1	17	456	100.72	21,393	11,944	15,349,764	622,662	539,948	551,184	4.1	86.7	88.5
府中町	1	—	59	1	3	64	10.41	52,891	23,848	18,383,624	572,637	698,878	548,488	3.1	122.0	95.8
海田町	—	—	—	1	3	87	13.79	30,639	14,007	13,957,021	346,373	465,555	340,578	2.5	134.4	98.3
熊野町	—	—	—	1	10	149	33.76	23,485	10,649	10,131,923	372,606	361,330	291,699	3.7	97.0	78.3
坂町	—	—	—	1	8	186	15.69	12,839	5,797	7,689,987	190,208	265,949	172,255	2.5	139.8	90.6
安芸太田町	—	—	—	1	11	377	341.89	5,700	3,055	8,175,168	274,189	213,739	239,135	3.4	78.0	87.2
北広島町	1	3	59	1	14	636	646.20	17,471	8,326	15,919,098	610,882	455,527	568,689	3.8	74.6	93.1
大崎上島町	—	—	—	1	9	313	43.11	7,022	4,177	7,806,580	378,512	210,404	276,874	4.8	55.6	73.1
世羅町	—	—	—	1	5	596	278.14	15,167	6,772	11,663,796	564,135	378,661	444,499	4.8	67.1	78.8
神石高原町	—	—	—	1	7	600	381.98	8,249	3,800	12,298,688	408,437	275,046	371,696	3.3	67.3	91.0
備北地区消防組合	3	7	215	—	—	—	—	—	—	1,872,055	1,379,997	—	1,366,141	73.7	—	99.0
福山地区消防組合	8	7	573	—	—	—	—	—	—	6,378,582	5,764,440	—	5,199,922	90.4	—	90.2
市町計	28	63	2,886	30	533	19,619	8,478.99	2,770,612	1,334,657	1,572,795,424	43,878,586	35,521,504	36,741,139	2.8	81.0	83.7
組合計	11	14	788	—	—	—	—	—	—	8,250,637	7,144,437	—	6,566,063	86.6	—	91.9
県計	39	77	3,674	30	533	19,619	8,478.99	2,770,612	1,334,657	1,581,046,061	51,023,023	35,521,504	43,307,202	3.2	69.6	84.9

※ 令和5年度消防防災・震災対策現況調査より。

(消防本部の職員数及び消防団の団員数はR5.4.1現在。人口及び世帯数は、住民基本台帳R5.1.1現在。面積は、国土地理院調査R4.10.1現在。)

(普通会計歳出決算額、消防費、消防費に係る基準財政需要額及び一般財源等は、令和4年度地方財政状況調査より)

第1-4表 階級別消防吏員数

(令和5年4月1日現在 単位:人)

区分 消防本部名	小計		消防総監	消防司監	消防正監	消防監	消防司令長	消防司令	消防司令補	消防士長	消防副士長	消防士	平均年齢
	うち女性												
県計	3,658	122	—	1	12	30	119	470	869	1,225	161	771	37.9
うち女性	122	122	—	—	—	—	3	17	14	36	4	48	
広島市	1,349	60	—	1	7	5	54	256	346	380	2	298	36.1
呉市	384	10	—	—	1	5	17	43	70	135	13	100	38.9
三原市	170	2	—	—	—	1	6	3	33	78	16	33	40.2
尾道市	204	8	—	—	1	1	6	27	65	67	7	30	40.2
大竹市	44	—	—	—	—	—	1	5	24	5	6	3	40.4
東広島市	295	9	—	—	1	6	14	20	78	101	11	64	38.2
廿日市市	185	8	—	—	—	1	3	10	33	73	24	41	42.2
安芸高田市	58	4	—	—	—	—	1	4	13	21	1	18	34.4
江田島市	66	4	—	—	—	—	1	11	20	13	7	14	38.5
府中町	59	2	—	—	—	—	1	4	19	22	3	10	40.5
北広島町	58	—	—	—	—	—	1	6	13	21	—	17	35.2
備北地区 消防組合	214	4	—	—	1	2	4	20	44	76	30	37	36.6
福山地区 消防組合	572	11	—	—	1	9	10	61	111	233	41	106	38.8

第1-5表 勤務体制別消防職員数

(令和5年4月1日現在 単位:人)

区分 消防本部名	消防職員の内訳										
	計	消防吏員数								その他の職員	
		毎日勤務者	うち女性	2部制	うち女性	3部制	うち女性	派遣等	うち女性		うち女性
県計	3,674	642	56	2,867	59	54	3	95	4	16	7
広島市	1,350	250	34	1,017	22	36	3	46	1	1	1
呉市	388	52	4	325	6	—	—	7	—	4	2
三原市	170	28	—	141	2	—	—	1	—	—	—
尾道市	205	28	3	171	4	—	—	5	1	1	1
大竹市	45	8	—	36	—	—	—	—	—	1	—
東広島市	300	45	2	222	7	18	—	10	—	5	2
廿日市市	186	30	4	152	4	—	—	3	—	1	—
安芸高田市	58	18	2	40	2	—	—	—	—	—	—
江田島市	66	14	—	48	4	—	—	4	—	—	—
府中町	59	14	1	43	1	—	—	2	—	—	—
北広島町	59	13	—	45	—	—	—	—	—	1	—
備北地区消防組合	215	29	1	179	3	—	—	6	—	1	—
福山地区消防組合	573	113	5	448	4	—	—	11	2	1	1

第1-6表 在職年数別消防吏員数

(令和5年4月1日現在 単位:人)

消防本部名 区分	計	5年未満	5年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上30年未満	30年以上
県計	3,658	541	690	624	493	282	373	655
広島市	1,349	220	301	255	196	70	94	213
呉市	384	69	74	54	35	37	51	64
三原市	170	30	23	21	27	6	11	52
尾道市	204	26	20	22	46	22	8	60
大竹市	44	3	3	5	13	8	5	7
東広島市	295	49	36	52	41	24	35	58
廿日市市	185	14	31	23	16	18	35	48
安芸高田市	58	16	12	8	4	3	9	6
江田島市	66	11	13	10	4	3	17	8
府中町	59	2	11	13	7	7	4	15
北広島町	58	14	19	4	3	2	0	16
備北地区消防組合	214	36	46	31	29	14	23	35
福山地区消防組合	572	51	101	126	72	68	81	73

第1-7表 階級別消防団員数

(令和5年4月1日現在 単位:人)

区分 団体名	小計	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	平均年齢	条例定数
県計	19,619	30	169	711	838	1,666	2,898	13,307	47.2	22,404
広島市	2,408	8	17	93	184	290	391	1,425	49.0	2,753
呉市	1,635	1	15	38	57	277	415	832	50.0	1,900
竹原市	347	1	2	6	8	14	54	262	50.3	395
三原市	1,168	1	10	36	31	69	116	905	50.4	1,250
尾道市	1,467	1	13	53	56	184	281	879	46.4	1,716
福山市	2,565	1	8	68	120	170	171	2,027	42.7	2,864
府中市	676	1	4	21	26	49	111	464	46.4	720
三次市	1,407	1	11	49	79	118	197	952	50.1	1,620
庄原市	1,491	1	24	34	47	106	182	1,097	45.7	1,765
大竹市	285	1	3	14	14	27	57	169	46.9	330
東広島市	1,390	1	15	68	46	100	176	984	48.9	1,637
廿日市市	568	1	5	34	24	37	86	381	47.5	732
安芸高田市	748	1	9	55	36	36	93	518	47.1	770
江田島市	456	1	8	17	18	52	101	259	50.4	500
府中町	64	1	2	3	3	6	28	21	45.3	75
海田町	87	1	1	3	3	16	12	51	49.3	125
熊野町	149	1	2	10	10	3	20	103	44.4	157
坂町	186	1	2	8	8	16	50	101	43.4	220
安芸太田町	377	1	4	19	10	31	60	252	48.9	500
北広島町	636	1	4	39	15	—	69	508	46.2	720
大崎上島町	313	1	3	12	9	19	23	246	44.6	360
世羅町	596	1	3	18	6	20	107	441	44.5	650
神石高原町	600	1	4	13	28	26	98	430	43.9	645

第1-8表 在職年数別消防団員数

(令和5年4月1日現在 単位:人)

区分 団体名	計	5 年 未 満	5 年 以 上 10 年 未 満	10 年 以 上 15 年 未 満	15 年 以 上 20 年 未 満	20 年 以 上 25 年 未 満	25 年 以 上 30 年 未 満	30 年 以 上 35 年 未 満	35 年 以 上
県 計	19,619	2,802	3,384	3,103	2,945	2,635	2,248	1,522	980
広島市	2,408	395	411	390	354	287	232	222	117
呉市	1,635	192	277	286	212	192	204	132	140
竹原市	347	42	49	35	60	55	46	28	32
三原市	1,168	127	183	191	161	168	144	113	81
尾道市	1,467	217	289	215	201	211	185	85	64
福山市	2,565	459	511	459	408	323	249	115	41
府中市	676	45	108	90	120	114	99	73	27
三次市	1,407	199	211	202	185	199	162	158	91
庄原市	1,491	148	257	224	261	210	215	115	61
大竹市	285	42	58	43	46	37	20	25	14
東広島市	1,390	273	209	194	235	172	140	110	57
廿日市市	568	110	88	73	86	65	49	31	66
安芸高田市	748	81	135	127	133	105	98	44	25
江田島市	456	68	101	71	54	46	38	32	46
府中町	64	17	12	6	9	8	5	2	5
海田町	87	18	11	19	13	9	12	5	0
熊野町	149	35	31	30	19	17	8	2	7
坂町	186	43	45	33	21	20	11	10	3
安芸太田町	377	51	48	52	37	48	51	38	52
北広島町	636	44	89	110	115	91	107	53	27
大崎上島町	313	43	53	66	35	50	28	38	0
世羅町	596	79	104	97	107	104	57	48	0
神石高原町	600	74	104	90	73	104	88	43	24

第1-9表 消防ポンプ自動車等現有数(消防本部・署所)(その1)

(令和5年4月1日現在 単位:台)

区分 消防本部名	普通消防ポンプ自動車	水槽付消防ポンプ自動車	はしご付消防ポンプ自動車 (ポンプ付でない車両を含む)				屈折はしご付消防ポンプ付でない車両を含む)	大型高所放水車	泡原液搬送車	化学消防自動車		救急自動車	指揮車	消防艇	救助工作車	林野火災工作車	電源・照明車	小型動力ポンプ	
	B・1以上	B・1以上	18m以下	24m	30m	38m以上				泡消火型	粉末消火型							付小型動力ポンプ積載車	車両に積載していないもの
県計	146	67	2	3	17	3	2	1	2	18	0	170	37	3	29	0	0	26	51
広島市	33	39	0	3	9	1	0	0	0	3	0	50	8	1	8	0	0	2	42
呉市	21	3	0	0	1	0	1	0	0	2	0	16	4	0	2	0	0	5	0
三原市	8	3	0	0	1	0	0	0	0	2	0	9	3	0	1	0	0	2	0
尾道市	9	3	1	0	0	1	0	0	0	1	0	10	1	0	1	0	0	3	0
大竹市	2	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0	3	1	0	1	0	0	0	2
東広島市	17	4	0	0	1	0	1	0	0	3	0	19	3	0	3	0	0	1	0
廿日市市	5	5	0	0	1	0	0	0	0	1	0	11	0	1	2	0	0	0	0
安芸高田市	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	4	1	0	1	0	0	0	2
江田島市	2	1	0	0	0	0	0	1	1	0	0	5	1	0	1	0	0	2	0
府中町	3	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	4	1	0	1	0	0	1	2
北広島町	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	1	0	1	0	0	0	2
備北地区消防組合	15	0	0	0	1	0	0	0	0	2	0	13	6	0	2	0	0	0	0
福山地区消防組合	27	5	1	0	2	1	0	0	0	2	0	21	7	1	5	0	0	10	1

第1-9表 消防ポンプ自動車等現有数(消防本部・署所)(その2)

(令和5年4月1日現在 単位:台)

区分 消防本部名	排煙・高発泡車	広報車	空気充填車	資機材搬送車	消火剤投入車	破壊工作車	レッカー車	クレーン車	震災救難車	屈折放水塔車	消防活動全般用車	水槽車	耐煙救出車	支援車	人員搬送車	給食・給水車	起震車	その他の車両	ヘリコプター	シーステム	海水利用型消防水利
県計	0	33	0	34	0	0	0	0	0	0	2	2	0	3	4	0	1	70	1	1	1
広島市	0	11	0	9	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	0	1	23	1	1	1
呉市	0	1	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	10	0	0	0
三原市	0	3	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2	0	0	0
尾道市	0	7	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0
大竹市	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
東広島市	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	10	0	0	0
廿日市市	0	1	0	5	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	11	0	0	0
安芸高田市	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0
江田島市	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0
府中町	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北広島町	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
備北地区消防組合	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0
福山地区消防組合	0	7	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2	0	0	0

第1-10表 消防ポンプ自動車等現有数(消防団)

(令和5年4月1日現在 単位:台)

区分 団体名	上 自 動 車 B 1 以 上	普 通 消 防 ポ ン プ	水 槽 付 消 防 ポ ン プ	指 揮 車	小型動力ポンプ			広 報 車	搬 送 機 材	水 槽 車	そ の 他
					付 積 載 車	し 車 て 両 に な い 積 載 も の	手 引 動 力 ポ ン プ				
県計	172		2	38	1,219	222	5	7	2	1	15
広島市	32		0	0	124	30	0	0	0	0	0
呉市	0		0	1	135	3	0	1	0	0	2
竹原市	0		0	1	27	2	0	0	0	0	0
三原市	7		0	0	51	55	0	2	0	0	0
尾道市	4		0	5	123	12	0	0	1	0	3
福山市	59		0	6	111	2	0	1	0	0	2
府中市	9		0	1	35	1	0	1	0	0	0
三次市	8		0	1	121	2	0	1	1	0	0
庄原市	4		0	0	96	59	0	0	0	0	4
大竹市	1		0	1	24	0	0	0	0	0	2
東広島市	8		0	1	62	22	0	0	0	0	0
廿日市市	5		0	2	45	0	5	0	0	0	0
安芸高田市	4		2	6	45	14	0	0	0	1	0
江田島市	9		0	1	28	0	0	0	0	0	0
府中町	3		0	1	0	0	0	0	0	0	0
海田町	0		0	0	8	3	0	0	0	0	0
熊野町	0		0	0	11	1	0	1	0	0	0
坂町	1		0	0	12	5	0	0	0	0	0
安芸太田町	3		0	4	32	1	0	0	0	0	0
北広島町	3		0	0	40	0	0	0	0	0	2
大崎上島町	0		0	0	26	7	0	0	0	0	0
世羅町	3		0	3	42	0	0	0	0	0	0
神石高原町	9		0	4	21	3	0	0	0	0	0

第1-11表 消防水利の現況(その1)

(令和5年4月1日現在)

	合 計	消 火 栓			防 火 水 槽																井 戸		
		計	公 設	私 設	計	100m ³ 以上				小 計	防 火 水 槽 の う ち 公 設				小 計	防 火 水 槽 の う ち 私 設				計	公 設	私 設	
						100m ³ 以上	60m ³ 以上 100m ³ 未満	40m ³ 以上 60m ³ 未満	20m ³ 以上 40m ³ 未満		100m ³ 以上	60m ³ 以上 100m ³ 未満	40m ³ 以上 60m ³ 未満	20m ³ 以上 40m ³ 未満		100m ³ 以上	60m ³ 以上 100m ³ 未満	40m ³ 以上 60m ³ 未満	20m ³ 以上 40m ³ 未満				
合計	72,112	60,404	58,489	1,915	11,501	356	498	8,514	2,133	9,280	112	231	7,585	1,352	2,221	244	267	929	781	207	18	189	
広島市	29,801	27,592	26,916	676	2,209	154	185	1,682	188	1,448	33	28	1,315	72	761	121	157	367	116	—	—	—	
呉市	5,533	4,831	4,631	200	702	40	66	487	109	481	5	46	370	60	221	35	20	117	49	—	—	—	
竹原市	538	361	353	8	172	5	4	21	142	148	3	2	11	132	24	2	2	10	10	5	1	4	
三原市	1,722	1,015	1,015	—	695	18	23	551	103	573	6	16	489	62	122	12	7	62	41	12	1	11	
尾道市	4,004	3,530	3,416	114	474	16	6	353	99	378	2	4	306	66	96	14	2	47	33	—	—	—	
福山市	9,380	8,271	7,578	693	1,081	39	61	816	165	869	22	34	711	102	212	17	27	105	63	28	16	12	
府中市	1,098	741	740	1	357	—	5	297	55	352	—	3	294	55	5	—	2	3	—	—	—	—	
三次市	2,294	1,439	1,439	—	855	5	—	659	191	815	—	—	634	181	40	5	—	25	10	—	—	—	
庄原市	1,662	1,029	1,029	—	633	3	18	457	155	621	2	17	454	148	12	1	1	3	7	—	—	—	
大竹市	848	814	746	68	34	1	2	30	1	32	—	2	29	1	2	1	—	1	—	—	—	—	
東広島市	5,353	4,478	4,449	29	875	18	26	714	117	755	7	20	638	90	120	11	6	76	27	—	—	—	
廿日市市	2,353	1,860	1,832	28	491	22	19	440	10	473	19	16	428	10	18	3	3	12	—	2	—	2	
安芸高田市	646	147	147	—	499	5	3	398	93	472	4	3	391	74	27	1	—	7	19	—	—	—	
江田島市	791	528	528	—	263	9	19	127	108	224	4	13	118	89	39	5	6	9	19	—	—	—	
府中町	1,183	1,110	1,084	26	73	5	8	54	6	36	—	—	33	3	37	5	8	21	3	—	—	—	
海田町	822	622	609	13	64	4	8	37	15	32	—	—	27	5	32	4	8	10	10	136	—	136	
熊野町	518	445	438	7	73	—	4	67	2	57	—	—	57	—	16	—	4	10	2	—	—	—	
坂町	595	509	508	1	86	4	13	66	3	48	1	1	46	—	38	3	12	20	3	—	—	—	
安芸太田町	442	189	183	6	253	—	—	159	94	166	—	—	153	13	87	—	—	6	81	—	—	—	
北広島町	821	423	381	42	398	—	—	211	187	245	—	—	206	39	153	—	—	5	148	—	—	—	
大崎上島町	271	114	111	3	156	2	2	136	16	149	1	1	133	14	7	1	1	3	2	1	—	1	
世羅町	649	208	208	—	418	—	—	344	74	416	—	—	343	73	2	—	—	1	1	23	—	23	
神石高原町	788	148	148	—	640	6	26	408	200	490	3	25	399	63	150	3	1	9	137	—	—	—	

第1-11表 消防水利の現況(その2)

(令和5年4月1日現在)

	その他						
	計	河川・溝等	海・湖	プ ー ル	濠・池等	下水道	その他
合計	8,315	4,486	568	786	2,115	—	360
広島市	921	584	43	261	33	—	—
呉市	539	50	230	50	3	—	206
竹原市	122	10	67	14	31	—	—
三原市	370	174	—	30	142	—	24
尾道市	554	72	71	36	353	—	22
福山市	675	140	25	128	382	—	—
府中市	173	130	—	16	27	—	—
三次市	534	496	—	38	—	—	—
庄原市	874	836	—	38	—	—	—
大竹市	24	9	7	3	5	—	—
東広島市	1,763	970	—	40	722	—	31
廿日市市	433	330	75	22	5	—	1
安芸高田市	371	285	—	22	64	—	—
江田島市	89	2	42	5	40	—	—
府中町	7	—	—	7	—	—	—
海田町	20	9	2	9	—	—	—
熊野町	59	15	—	6	38	—	—
坂町	4	—	—	4	—	—	—
安芸太田町	80	71	—	7	2	—	—
北広島町	141	91	—	12	38	—	—
大崎上島町	119	1	6	4	61	—	47
世羅町	156	68	—	16	72	—	—
神石高原町	287	143	—	18	97	—	29

第1-12表 化学消火薬剤備蓄状況

(令和5年4月1日現在)

区分 消防本部名	計 (k l) (ア) ~ (オ)	化学消火薬剤種別				
		たん白系 (k l)		合成界面 活性剤 (k l) (ウ)	水成膜泡 消火薬剤 (k l) (エ)	水溶性液体 用 泡消火薬剤 (耐アル コール用) (k l) (オ)
		3%型 (ア)	6%型 (イ)			
県計	69.78	26.22	0.00	22.63	14.93	6.00
広島市	6.75	—	—	2.03	—	4.72
呉市	3.96	—	—	1.68	2.28	—
三原市	4.56	—	—	1.03	3.53	—
尾道市	4.06	0.12	—	3.90	0.04	—
大竹市	15.10	15.10	—	—	—	—
東広島市	3.35	—	—	2.91	0.36	0.08
廿日市市	0.80	—	—	0.60	0.20	—
安芸高田市	1.20	—	—	—	1.20	—
江田島市	16.80	10.00	—	—	6.80	—
府中町	0.30	—	—	0.30	—	—
北広島町	0.86	0.10	—	0.76	—	—
備北地区消防組合	1.70	0.90	—	0.28	0.52	—
福山地区消防組合	10.34	—	—	9.14	—	1.20

第2 救急体制・救助体制

第2 救急体制・救助体制

1 救急業務の実施体制

救急業務実施市町数は、令和5年4月1日現在14市9町である。

県内の消防本部における救急自動車の保有台数（非常用を含む。）は、令和5年4月1日現在170台（うち168台が救急救命士による高度な処置のための資機材を積載した高規格救急自動車）で、救急隊員数は、1,197人（うち専任620人）である。（第1表）

第1表 救急自動車保有台数及び救急隊員数

（令和5年4月1日現在）

救急自動車数			救急隊員数					
保有台数 合計	うち 非常用	うち 高規格救 急自動車	救急隊員 数合計	うち 女性	専任		兼任	
						うち 女性		うち 女性
170	31	168	1,197	36	620	23	577	13

6.2 救急業務の実施状況

(1) 救急出動件数

令和4年中における県内の救急出動件数は、148,519件で、前年と比較して19,537件、およそ15.1%の増加となっている。（第1図、第2図）

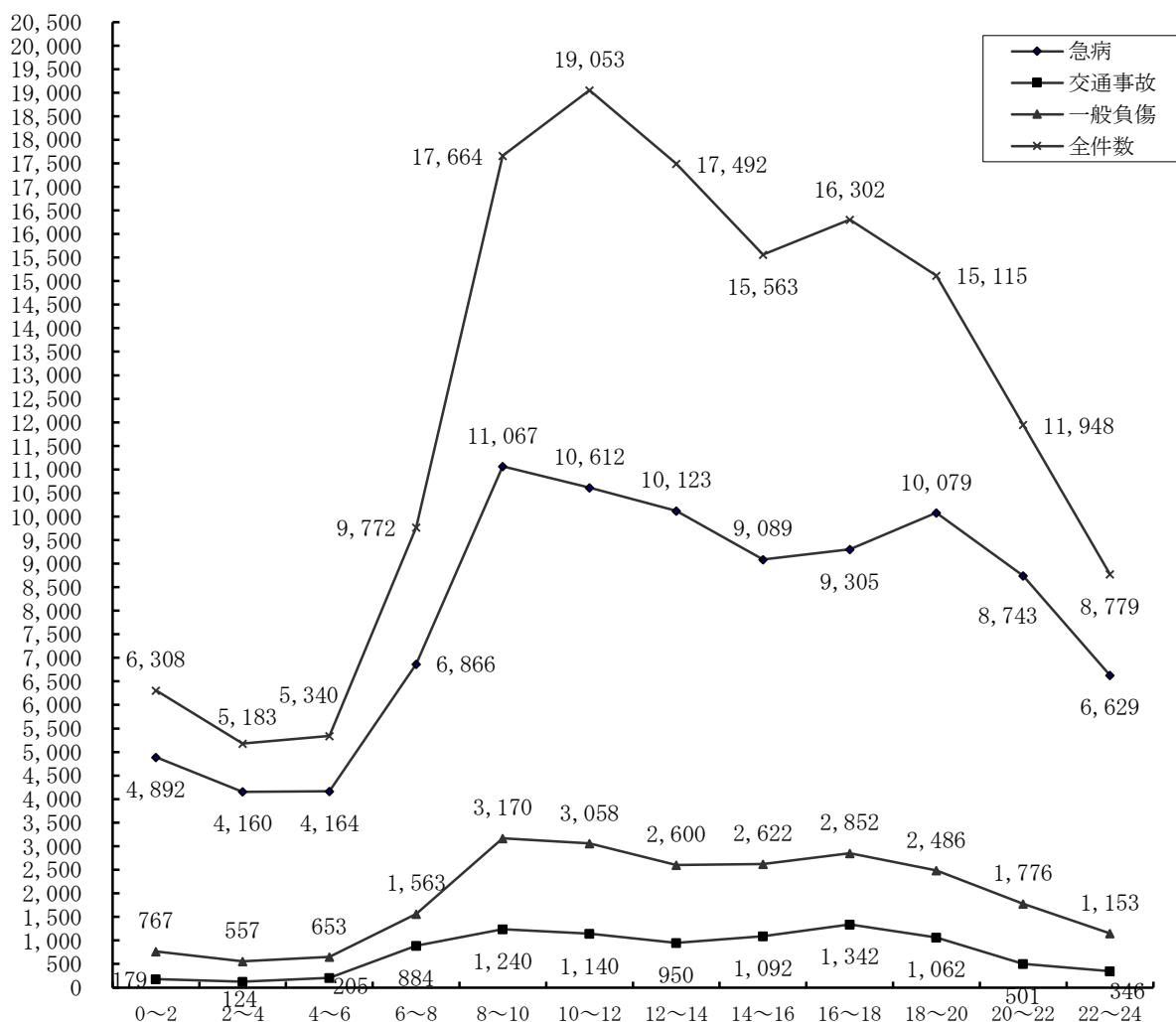
これは、県内で1日平均406件、約3分32秒に1回の割合で救急隊が出動したことになる。

第1図 事故種別救急出動件数

令和3年 128,982件 (100%)	急病 79,932件 (62.0%)	一般負傷 20,797件 (16.1%)	交通事故 8,795件 (6.8%)	その他 19,458件 (15.1%)
令和4年 148,519件 (100%)	急病 95,729件 (64.5%)	一般負傷 23,257件 (15.6%)	交通事故 9,065件 (6.1%)	その他 20,468件 (13.8%)

（注）その他は、火災・自然災害・水難・労働災害・運動競技・加害・自損行為等を指す。

第2図 時間別救急出動件数（令和4年中）



第2表 事故種別救急出動件数及び搬送人員（単位:人）

	出動件数			搬送人員		
	4年中	3年中	対前年比 (%)	4年中	3年中	対前年比 (%)
計	148,519	128,982	115.1%	127,150	113,276	112.3%
火災	386	401	96.3%	100	89	112.4%
自然災害	6	18	33.3%	3	5	60.0%
水難	90	77	116.9%	39	26	150.0%
交通事故	9,065	8,795	103.1%	7,498	7,700	97.4%
労働災害	1,137	1,092	113.0%	1,067	1,059	100.8%
運動競技	649	529	122.7%	620	514	120.6%
一般負傷	23,257	20,797	111.8%	20,450	18,681	109.4%
加害	407	445	91.5%	274	310	39.5%
自損行為	1,179	1,106	106.6%	758	694	109.2%
急病	95,729	79,932	119.8%	81,450	70,101	116.2%
その他	16,614	15,790	105.2%	14,891	14,097	105.6%

救急出動件数を事故種別ごとに見ると、急病が半数以上を占め、次いで一般負傷、交通事故の順となっている。

(2) 搬送人員の状況

令和4年中における県内の救急搬送人員は、127,150人で、前年と比較して13,874人、12.2%の増加となっている。(第2表)

これは、県民の約22人に1人が救急隊によって搬送されたことになる。

ア 医療機関別搬送人員

令和4年中に医療機関等に搬送された傷病者127,150人のうち、119,220人(93.8%)は救急告示医療機関へ搬送されている。(第3表)

第3表 医療機関別搬送人員の状況

(令和4年中 単位：人)

告示別 経営 主体 別	救急告示医療機関						その他の医療機関						その他	合計
	国立	公立	公的	私的		計	国立	公立	公的	私的		計		
				病院	診療所					病院	診療所			
搬送人員数	17,397	37,390	16,598	46,711	1,124	119,220	162	220	144	3,679	3,648	7,853	77	127,150
うち管外	1,914	3,953	3,018	4,357	12	13,254	24	30	5	359	176	594	46	13,894

イ 年齢区分別・事故種別搬送人員

年齢区分別で見ると、高齢者が81,762人(64.3%)と最も多く、成人35,889人(28.2%)、乳幼児4,921人(3.9%)、少年4,317人(3.4%)、新生児261人(0.2%)の順となっている。成人と高齢者で、全体の92.5%(117,651人)を占める。(第4表)

第4表 事故種別年齢区分別搬送人員

(令和4年中 単位：人)

区分	急病	交通事故	一般負傷	その他	計
新生児	31	0	1	229	261
乳幼児	3,364	164	1,220	173	4,921
少年	2,291	794	656	576	4,317
成人	23,249	4,306	3,133	5,201	35,889
高齢者	52,515	2,234	15,440	11,573	81,762
計	81,450	7,498	20,450	17,752	127,150

(注) 新生児 生後 28 日未満の者 乳幼児 生後 28 日以上満 7 歳未満の者
 少年 満 7 歳以上満 18 歳未満の者 成人 満 18 歳以上満 65 歳未満の者
 高齢者 満 65 歳以上の者

ウ 傷病程度別搬送人員

死亡、重症、中等症の傷病者の割合は、全体の 61.4% (78,039 人)、入院加療を必要としない軽症傷病者の割合は、38.6% (49,086 人)、その他 0.1% (25 人) となっている。(第 5 表)

第 5 表 傷病程度別搬送人員の状況

(令和 4 年中 単位：人)

区 分	急 病	交 通 事 故	一 般 負 傷	そ の 他	計
死 亡	1,365	45	154	134	1,698
重 症	7,024	351	1,870	3,107	12,352
中 等 症	40,733	2,186	8,861	12,209	63,989
軽 症	32,313	4,915	9,557	2,301	49,086
そ の 他	15	1	8	1	25
計	81,450	7,498	20,450	17,752	127,150

また、これを年齢区分別に見ると、第 6 表のとおりである。

第 6 表 傷病程度別搬送人員の状況

(令和 4 年中 単位：人)

区 分	新生児	乳幼児	少 年	成人	高齢者	計
死 亡	1	10	7	267	1,413	1,698
重 症	30	89	98	2,283	9,852	12,352
中 等 症	193	1,115	1,194	14,637	46,850	63,989
軽 症	37	3,707	3,018	18,686	23,638	49,086
そ の 他	0	0	0	16	9	25
計	261	4,921	4,317	35,889	81,762	127,150

エ 収容所要時間別搬送人員

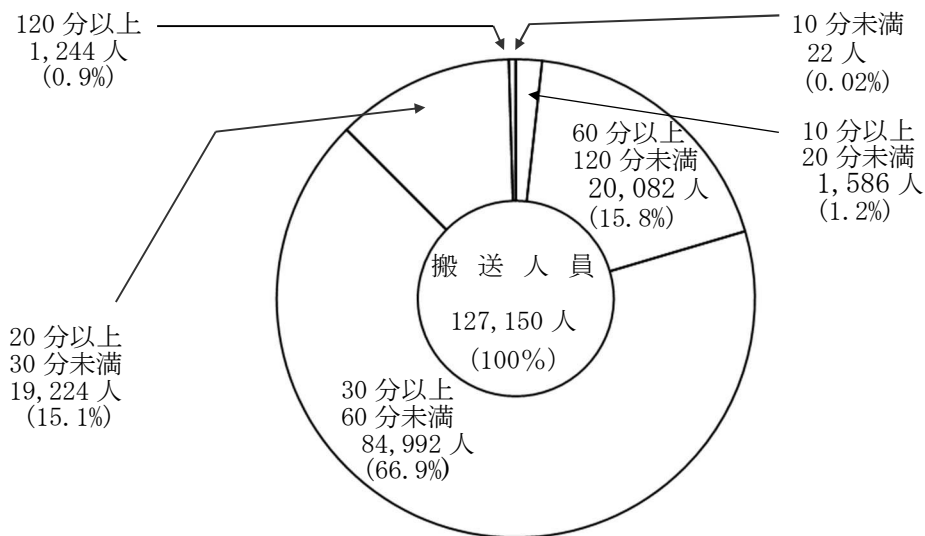
令和 4 年中の搬送人員 127,150 人についての収容所要時間（救急事故の覚知から医療機関等に収容するために要した時間）の状況は、30 分以上 60 分未満が 84,992 人（66.8%）で最も多く、次いで 60 分以上 120 分未満が 20,082 人（15.8%）となっている。（第 7 表、第 3 図）

第7表 収容所要時間別搬送人員の状況(1)

(令和4年中 単位:人)

収容所要時間 事故種別	10分未満	10分以上 20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 60分未満	60分以上 120分未満	120分以上	計
急病	0	645	10,979	56,159	12,946	721	81,450
交通事故	0	46	926	5,119	1,315	92	7,498
一般負傷	4	155	2,520	13,679	3,762	330	20,450
その他	18	740	4,799	10,035	2,059	101	17,752
計	22	1,586	19,224	84,992	20,082	1,244	127,150

第3図 収容所要時間別搬送人員の状況(2)



(3) 転送の状況

令和4年中の転送の状況を見ると、傷病者の98.9%(125,817人)は最初に搬送された医療機関等に収容されているが、1,333人は1回以上転送されている。

転送回数1,350回の理由は第8表のとおりである。

第8表 転送の理由 (令和4年中 単位:件)

理由	収容できなかった 医療機関	救 告	急 示	非告示	計
ベッド満床		18	3	21	
専門外		51	7	58	
医師不在		1	0	1	
手術中		2	0	2	
処置困難		208	288	496	
理由不明		0	0	1	
その他		648	123	771	
計		928	422	1,350	

※「その他」には、応急処置のために最初の医療機関に立ち寄った場合を含む。

(注) 「転送」とは、搬送中の者が一の医療機関に収容されなかったため、そのまま他の医療機関へ搬送されることをいう。

(4) 救急隊員が行った応急処置の状況

令和4年中の搬送人員 127,150 人のうち、救急隊員が応急処置を行った傷病者は 126,866 人 (99.8%) となっており、その内容は、第9表のとおりである。

(5) 不搬送の状況

令和4年中の不搬送の件数は、21,857 件であり、不搬送の理由は、辞退（到着後）が 12,098 件 (55.4%) と最も多い。(第10表)

ze

第10表 事故種別不搬送理由の状況

(令和4年中 単位：件)

事故種別 不搬送理由	急病	交通事故	一般負傷	その他	計
辞退（到着前）	442	37	98	57	634
辞退（到着後）	8,661	1,250	1,662	525	12,098
拒否	1,860	295	575	179	2,909
明らかな死亡	1,877	9	98	350	2,334
他車（隊）搬送	514	130	188	195	1,027
傷病者なし	207	125	68	511	911
誤報・いたずら	47	4	4	524	579
その他	770	42	149	404	1,365
計	14,378	1,892	2,842	2,745	21,857

(注)

辞 退 本人等が搬送を辞退・拒否し、救急隊員も搬送の必要性はないと判断したの

拒 否 本人等が搬送を辞退・拒否したが、救急隊員は搬送の必要性があると判断したもの

明らかな死亡 救急隊到達時、傷病者が明らかに死亡しており、搬送しなかったもの

他車（隊）搬送 他者（隊）により、傷病者が医療機関等に搬送されたもの

第9表 救急隊員の行った応急処置の状況（搬送分）

（令和4年中 単位：件）

処置項目 事故種別	止 血	固 定	人 工呼 吸	心 マッ サー ジ	う ち自 動	心 肺蘇 生	う ち自 動	酸 素吸 入	気 道確 保	※				保 温	被 覆	在 宅療 法継 続	シ ョック パン ツ	除 細 動	静 脈路 確保 (輸 液)	薬 剤投 与	応 急の 処置 の	血 圧測 定	心 音・呼 吸取	飽 血中 和度 測定 素	心 電図 測定
										※ 1	※ 2	※ 3	※ 4												
急病	367	351	317	206	149	2,183	1,386	16,811	2,925	69	44	218	231	11,430	301	493	0	204	915	289	42,162	77,749	28,776	79,195	59,296
交通事故	509	2,052	7	3	1	60	26	557	85	3	1	3	4	818	1,663	2	0	1	36	14	3,971	7,362	2,656	7,396	3,120
一般負傷	1,707	2,090	35	28	21	269	179	1,245	352	8	38	34	36	2,504	4,202	43	0	5	97	30	10,756	19,633	4,560	20,008	9,988
その他	327	597	67	30	18	204	113	4,906	301	11	2	20	37	2,588	616	31	0	13	73	29	9,334	16,991	4,606	17,275	11,265
計	2,910	5,090	426	267	189	2,716	1,704	23,519	3,663	91	85	275	308	17,340	6,782	569	0	223	1,121	362	66,223	121,735	40,598	123,874	83,669

処置項目 事故種別	投β 刺激 与薬	静 脈路 確保	血 糖測 定	エ ピ ペン 投与	ブ ド ウ 糖 投与	計
急病	0	915	901	17	163	325,966
交通事故	0	36	8	0	1	30,357
一般負傷	0	97	25	4	2	77,680
その他	0	73	24	1	7	69,358
計	0	1,121	958	22	173	503,361

（注） 気道確保の※1は、経鼻エアウェイを使用して気道確保を行った件数を内数として記載したものである。

※2は、喉頭鏡・鉗子等により異物除去を行った件数を内数として記載したものである。

※3は、救急救命士がラリングアルマスク等を使用して気道確保を行った件数を内数として記載したものである。

※4は、救急救命士が気管内チューブを使用して気道確保を行った件数を内数として記載したものである。

3 プレホスピタル・ケアの充実とメディカルコントロール体制の整備

平成3年に救急救命士法（平成3年法律第36号）が制定され、救急救命士制度が設けられた。

救急救命士による高度な処置により県民の救命率の向上を図るため、県及び消防機関では、積極的に救急救命士の養成に取り組むとともに、救急救命士が行う応急処置の知識、技能を医学的観点から、維持、向上させる体制（メディカルコントロール体制）を整備している。

令和5年4月1日現在、本県の救急隊130隊のうち、すべての救急隊で救急救命士を運用している（第12表）。

また、救急救命士の処置範囲は順次拡大されており、平成16年7月から救急救命士による気管挿管、平成18年4月から薬剤（アドレナリン）の投与、平成26年1月から心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液投与の実施が可能となったため、これらが実施できる救急救命士の養成に取り組んでいる。

第12表 救急救命士の運用状況

（令和5年4月1日現在）

救急隊数		救急隊員数		
救急隊総数	うち救急救命士運用隊数	救急隊員総数	うち救急救命士資格者数	うち運用中の救急救命士
130	130	1,197	746	688

4 ヘリコプター救急搬送

本県では、広島県防災ヘリコプターと広島市消防ヘリコプターの2機で救急搬送を行っており、令和4年度は、20の救急出動があった。

県では、平成12年11月、「ヘリコプター救急搬送推進要領」を策定しソフト面の整備を図るとともに、平成14年3月には、県内10箇所（因島市、庄原市（3箇所）、廿日市市、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町、神石高原町）に場外離着陸場（ヘリポート）を整備し、県内どこからでも1時間以内に重度の傷病者を救命救急センターへ搬送できる体制を整備した。

また、消防・防災ヘリコプターを活用し、医師等を救急現場に搬送し医療行為を行うシステムについて、平成16年度に試行事業を実施した。その結果、要請・出動体制は、円滑に機能し、救命効果が確認されたため、平成17年8月から「広島県ドクターヘリの事業」の運用を開始し、県内のどこにいても30分以内に救命医療を提供することができる体制を整備した。

平成25年5月から広島県ドクターヘリが運航開始し、専用のドクターヘリが救命医療の提供を主として行うようになったので、消防・防災ヘリコプターはそれを補完することとなった。

第13表 消防・防災ヘリコプターによる救急搬送状況

(単位:件)

区 分	防災ヘリコプター				消防ヘリコプター				合計
	(広島県防災航空隊)				(広島市消防航空隊)				
	転院搬送	現場救急	医師搬送	小 計	転院搬送	現場救急	医師搬送	小 計	
平成29年度	24 (12)	9	4	37	18 (4)	28	33	79	116
(うちドクターヘリの補完)	2 (0)	1	2	5	5 (0)	13	21	37	42
平成30年度	11 (5)	17	7	35	14 (3)	29	23	66	101
(うちドクターヘリの補完)	2 (0)	2	5	9	4 (0)	15	18	37	48
平成31年度	4 (2)	10	2	16	14 (6)	26	24	64	80
(うちドクターヘリの補完)	0	1	1	2	4	14	16	34	36
令和2年度	3 (1)	13 (8)	1	17	7 (3)	20 (1)	15	42	59
(うちドクターヘリの補完)	1 (0)	0	1	2	3 (0)	5	13	21	23
令和3年度	5 (3)	15 (8)	0	20	8 (3)	26 (0)	16	50	70
(うちドクターヘリの事業)	2 (0)	0	0	2	2 (0)	13	16	31	33
令和4年度	2 (1)	16	2	20	17 (7)	27	19	63	83
(うちドクターヘリの事業)	1 (0)	1	2	4	9 (0)	9	16	34	38

注(1) 転院搬送欄の()数字は、県外への搬送で内数である。

注(2) 現場救急は、ヘリコプターが着陸し、救急車から患者を引継ぎ病院へ搬送した件数。

(参考) 広島県ドクターヘリによる救急搬送状況 (単位: 件)

	転院搬送	現場救急	合計
平成29年度	55	246	301
平成30年度	85	275	360
令和元年度	59	302	361
令和2年度	51	271	322
令和3年度	66	235	301
令和4年度	51	289	340

(広島県健康福祉局健康危機管理課調べ)

第14表 消防・防災ヘリコプターのヘリポート

(令和5年4月1日現在)

ヘリポート名	所在地	面積 ヘリポート規格
因島ヘリポート	尾道市因島重井町4749	21,875㎡
庄原ヘリポート	庄原市新庄町字王子 88-49	2,543.34㎡ 900㎡(30×30)
佐伯ヘリポート	廿日市市津田545	3,552㎡
加計ヘリポート	山県郡安芸太田町見入ヶ崎地先	2,150.00㎡ 400㎡(20×20)
千代田ヘリポート	山県郡北広島町大字壬生 10500	7,125.00㎡ 400㎡(20×20)
大崎上島ヘリポート	豊田郡大崎上島町東野宇多賀浜 1621-20	1,600.00㎡ 625㎡(25×25)
世羅ヘリポート	世羅郡世羅町大字京丸 768-92ほか	1,600.00㎡ 400㎡(20×20)
三和町ヘリポート	神石郡神石高原町大字小島 1370	625.00㎡ 625㎡(25×25)
東城ヘリポート	庄原市東城町大字川鳥 918-1ほか	2,081.80㎡ 400㎡(20×20)
高野ヘリポート	庄原市高野町新市1150-1	1,650.06㎡ 400㎡(20×20)

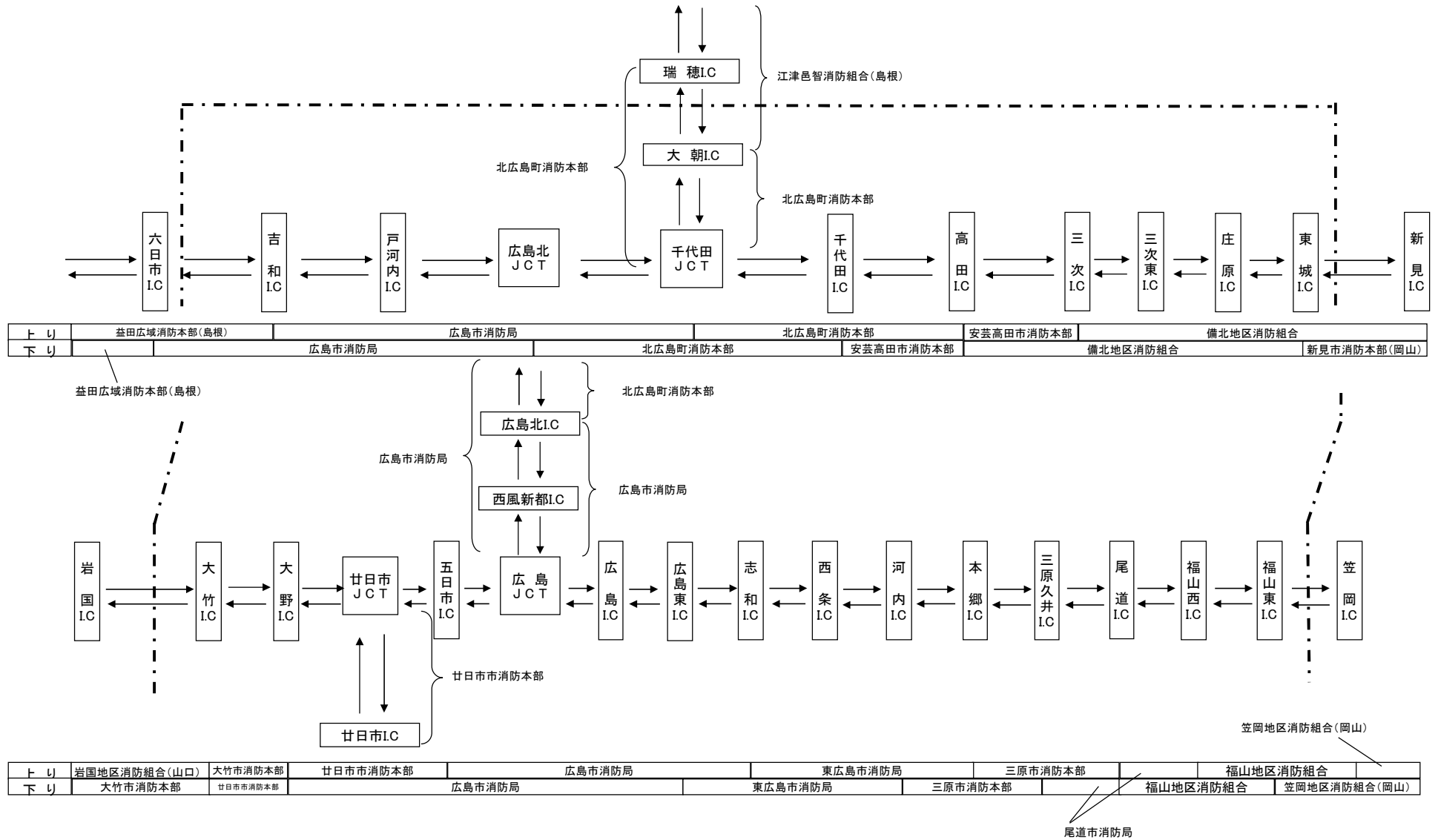
5 高速自動車国道等における救急業務実施体制

(1) 高速自動車国道における救急業務

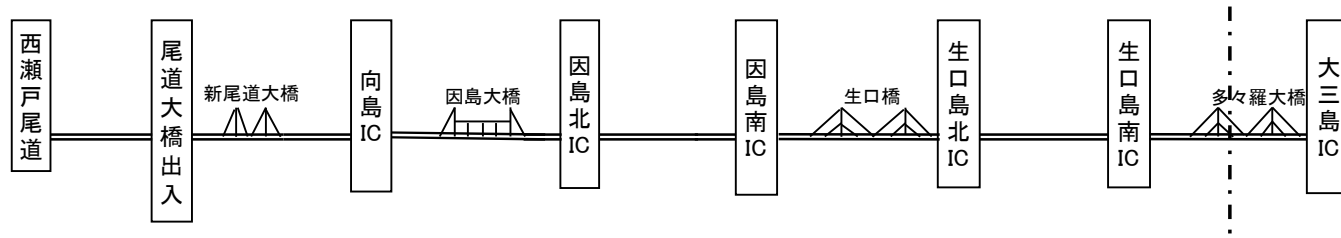
高速自動車国道における救急業務については、インターチェンジ所在市町村の消防本部が行政区域を越えて隣接するインターチェンジまで担当しており、県内では10消防本部（道路総延長303.5 km（広島岩国道路を含む。))で業務が実施されている。

また、本州四国連絡道路（西瀬戸自動車道）においても、尾道市消防局、今治市消防本部（愛媛県）が連携し、救急業務を実施している。

第5図 高速自動車国道担当区域図(令和5年4月1日現在)



第5図の2 西瀬戸自動車道における救急担当区域図(令和5年4月1日現在)



下り(今治方面)	尾道市消防局	
上り(尾道方面)	尾道市消防局	今治市消防本部(愛媛)

6 救急医療体制

令和5年4月1日現在、県内の救急告示医療機関は134カ所である。また、傷病者の重症度に応じて、初期・第二次・第三次と多層的に救急医療体制の整備強化が進められている。(第15表)

その他、県では、救急医療施設の受入体制に関する情報を常に把握し、医療機関及び消防機関等に対して必要な情報の提供を行う救急医療情報ネットワークシステムを運用している。

第15表 救急医療体制の整備状況

(令和5年4月1日現在)

区	分	整備状況
初 期	在宅当番医制	23地区医師会
	休日・夜間急患センター	16カ所
第 二 次	病院群輪番制病院	75病院
第 三 次	地域救命救急センター	3カ所
	救命救急センター	4カ所
	高度救命救急センター	1カ所
救急告示医療機関		134カ所

(広島県健康福祉局健康危機管理課調べ)

7 救助活動の実施体制

救助隊は、令和5年4月1日現在、13消防本部に33隊設置されている。救助隊員数は510人で、そのうち専任救助隊員は234人である。(第16表)

また、救助隊が乗車する車両及び救助隊の保有する資機材について第17表、第21表のとおりである。

第 16 表 救助隊数及び救助隊員数

(令和 5 年 4 月 1 日現在)

救 助 隊 数			救 助 隊 員 数		
専 任 救 助 隊	兼 任 救 助 隊	計	専 任 救 助 隊 員	兼 任 救 助 隊 員	計
16	17	33	234	276	510

第 17 表 救助隊が搭乗する車両

(令和 5 年 4 月 1 日現在)

救 助 工 作 車	はしご車	屈折 はしご車	ポンプ車	水槽付 ポンプ車	化 学 車	そ の 他	計
29	20	1	4	11	3	15	83

8 救助活動の実施状況

令和 4 年中の県内の救助出動実施状況は、救助出動 1,713 件、救助人員 1,149 人である。(第 18 表)
 救助出動人員(救助活動を行うために出動した全ての人員)は、延べ 26,246 人であり、交通事故が
 6,587 人(25.0%)で最も多い。また、救助活動人員(出動人員のうち実際に救助活動を行った人員)
 は、延べ 8,002 人である。

第 18 表 救助活動の実施状況

(令和 4 年中)

区 分 \ 事故種別	火 災	交通事故	水難事故	そ の 他	計
救助出動件数	52	451	83	1,127	1,713
救助活動件数	52	230	60	730	1,072
救 助 人 員	16	291	59	783	1,149
救助出動人員	1,988	6,587	1,736	7,369	26,246
救助活動人員	624	2,164	610	4,604	8,002
救助出動車両数	478	1,929	514	4,329	7,250
救助活動車両数	181	665	194	1,316	2,356

第 19 表 事故種別発生場所別救助活動件数

(令和 4 年中)

発生場所		事故種別					
		火	災	交通事故	水難事故	その他	計
屋内	住居		34	0	0	462	496
	その他の屋内		10	0	0	36	46
屋外	道路		5	180	0	15	200
	水面		0	13	58	18	89
	山岳		0	1	0	48	49
	その他の屋外		3	32	2	137	174
地	下		0	0	0	1	1
その他			0	54	0	13	17
計			52	230	60	730	1,072

第 20 表 事故種別発生場所別救助人員

(令和 4 年中)

発生場所		事故種別					
		火	災	交通事故	水難事故	その他	計
屋内	住居		13	0	0	412	425
	その他の屋内		1	0	0	29	30
屋外	道路		2	216	0	68	286
	水面		0	15	55	22	92
	山岳		0	1	0	55	56
	その他の屋外		0	55	4	190	249
地	下		0	0	0	1	1
その他			0	4	0	6	10
計			16	291	59	783	1,149

第 21 表 救助活動のための主な救助器具の保有状況

(令和 5 年 4 月 1 日現在)

区分	品名	保有数
省令別表第 1	三連はしご	155
	救命索発射銃	37
	油圧スプレッダー	45
	油圧切断機	42
	可搬ウィンチ	78
	エンジンカッター	149
	チェーンソー	249
	ガス溶断器	26
	可燃性ガス測定器	115
	空気呼吸器	1,242
	化学防護服（陽圧式を除く）	907
	陽圧式化学防護服	107
	放射線防護服	51
	簡易画像探索機	19
省令別表第 2	マット型空気ジャッキ	53
	大型油圧スプレッダー	46
	大型油圧切断機	53
	削岩機	38
	空気鋸	46
	ロープ登降機	79
	ハンマドリル	42
	送排風機	54
	酸素呼吸器	77
	省令別表第 3	画像探索機
地中音響探知機		8
熱画像直視装置		58
夜間用暗視装置		7
地震警報器		5
電磁波探査装置		4
水中探査装置		4
二酸化炭素探査装置		2

(注) 「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」(昭和六十一年十月一日自治省令第二十二号) 別表第 1 から別表第 3 に定められている救助器具のうち主なものを示す。

別表第 1 救助隊が備える器具

別表第 2 特別救助隊が別表第 1 に加えて備える器具

別表第 3 高度救助隊及び特別高度救助隊が別表第 1 及び第 2 に加えて備える器具

第2-1表 救急業務の実施体制（その1）

（令和5年4月1日現在）

区分 消防本部名	人口		管内面積 (km ²) (令和4年4月1日)		(A)				(A) の内訳 (その1)								(A) の内訳 (その2)							
	R2国勢調査	うち 受託地域 人口	うち 受託地域 面積	実施市町村数 (構成市町村数)				単独・組合実施 市町村数				受託 市町村				県外受託 市町村数				任意実施 町村数				
				計	市	町	村	計	市	町	村	計	市	町	村	計	市	町	村	計	町	村		
県計	2,782,998	119,250	8,479.22	990.13	23	14	9	-	16	13	3	-	7	1	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-
消防本部設置市計	2,122,931	119,250	4,847.77	990.13	16	10	6	-	9	9	-	-	7	1	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-
広島市	1,254,842	72,974	1,457.34	550.65	5(6)	1(2)	4(4)	-	1	1	-	-	4(5)	0(1)	4(4)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
呉市	214,592	-	352.83	-	1	1	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
三原市	105,698	15,125	749.65	278.14	2	1	1	-	1	1	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
尾道市	131,170	-	284.88	-	1	1	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大竹市	26,319	-	78.66	-	1	1	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
東広島市	227,759	31,151	796.49	161.34	3	2	1	-	1	1	-	-	2	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
廿日市市	114,173	-	489.49	-	1	1	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
安芸高田市	26,448	-	537.71	-	1	1	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
江田島市	21,930	-	100.72	-	1	1	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
消防本部設置町計	68,918	-	656.61	-	2	-	2	-	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
府中町	51,155	-	10.41	-	1	-	1	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
北広島町	17,763	-	646.20	-	1	-	1	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
消防一部事務組合計	591,149	-	3,120.12	-	5	4	1	-	5	4	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
備北地区消防組合	84,314	-	2,024.67	-	2	2	-	-	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
福山地区消防組合	506,835	-	1,095.45	-	3	2	1	-	3	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

第2-1表 救急業務の実施体制（その2）

（令和5年4月1日現在）

区分 消防本部名	救急自動車数				
	基準台数※		保有台数	うち非常用	うち高規格救急車数（含む）
	人口による基準台数	出勤状況等増減を勘案した台数			
県計	86	57	170	31	168
消防本部設置市計	64	47	127	20	125
広島市	29	11	49	10	49
呉市	7	8	16	1	16
三原市	5	3	9	1	9
尾道市	5	5	10	2	10
大竹市	2	-	3	1	3
東広島市	7	11	20	2	20
廿日市市	6	4	11	-	11
安芸高田市	2	1	4	1	4
江田島市	1	4	5	2	3
消防本部設置町計	4	3	9	2	9
府中町	3	-	4	1	4
北広島町	1	3	5	1	5
消防一部事務組合計	18	7	34	9	34
備北地区消防組合	4	6	13	3	13
福山地区消防組合	14	1	21	6	21

※「消防力の整備指針」（平成12年1月20日消防庁告示）による基準台数

第2-2表 救急隊及び救急隊員数

(令和5年4月1日現在)

区分 消防本部名	救急隊数			救急隊員数				
	総数	うち救急救命士運用隊数		総数	うち女性	救急救命士資格者数	うち女性	うち運用救命士数
		常時	一部					
県計	130	125	5	1,197	36	746	25	688
消防本部設置市計	98	93	5	906	32	557	22	504
広島市	41	40	1	383	12	291	8	265
呉市	14	14	-	131	2	70	1	59
三原市	8	8	-	32	-	23	-	20
尾道市	8	8	-	74	4	41	4	35
大竹市	2	2	-	49	-	16	-	13
東広島市	11	11	-	71	5	52	4	49
廿日市市	10	7	3	116	3	44	1	44
安芸高田市	1	1	-	8	2	6	2	6
江田島市	3	2	1	42	4	14	2	13
消防本部設置町計	7	7	-	76	1	30	-	28
府中町	3	3	-	33	1	14	-	14
北広島町	4	4	-	43	-	16	-	14
消防一部事務組合計	25	25	-	215	3	159	3	156
備北地区消防組合	10	10	-	107	1	51	1	48
福山地区消防組合	15	15	-	108	2	108	2	108

注 救急隊員は、専任+兼任A

第2-3表 経営主体別医療機関数

(令和5年4月1日現在)

区分	医療機関数																	
	救急医療機関						その他医療機関						計					
	国立	公立	公的	私的		計	国立	公立	公的	私的		計	国立	公立	公的	私的		計
病院				診療所	病院					診療所	病院					診療所		
消防本部名																		
県計	8	15	9	81	16	129	13	60	6	127	2,468	2,674	21	75	15	208	2,484	2,803
消防本部設置市計	5	11	7	59	10	92	13	44	5	104	1,983	2,149	18	55	12	163	1,993	2,241
広島市	1	6	1	37	7	52	3	24	5	63	1,249	1,344	4	30	6	100	1,256	1,396
呉市	2	1	1	6	1	11	1	3	-	12	221	237	3	4	1	18	222	248
三原市	-	1	1	4	-	6	-	2	-	4	77	83	-	3	1	8	77	89
尾道市	-	2	1	3	-	6	-	-	-	5	128	133	-	2	1	8	128	139
大竹市	1	-	-	-	-	1	-	3	-	2	20	25	1	3	-	2	20	26
東広島市	1	1	1	8	1	12	9	9	-	6	170	194	10	10	1	14	171	206
廿日市市	-	-	1	-	-	1	-	1	-	9	86	96	-	1	1	9	86	97
安芸高田市	-	-	1	-	-	1	-	2	-	-	20	22	-	2	1	-	20	23
江田島市	-	-	-	1	1	2	-	-	-	3	12	15	-	-	-	4	13	17
消防本部設置町計	-	-	-	4	-	4	-	2	-	2	43	47	-	2	-	6	43	51
府中町	-	-	-	1	-	1	-	-	-	1	37	38	-	-	-	2	37	39
北広島町	-	-	-	3	-	3	-	2	-	1	6	9	-	2	-	4	6	12
消防一部事務組合計	3	4	2	18	6	33	-	14	1	21	442	478	3	18	3	39	448	511
備北地区消防組合	-	2	1	1	1	5	-	11	-	6	74	91	-	13	1	7	75	96
福山地区消防組合	3	2	1	17	5	28	-	3	1	15	368	387	3	5	2	32	373	415

第 2 - 4 表 事故種別救急出場件数

(令和 4 年中 単位：件)

区 分	火 災	自然災害	水 難	交通事故	労働災害	運動競技	一般負傷	加 害	自損行為	急 病	そ の 他				計	
											転院搬送	医師搬送	資機材等 搬 送	その他		
消防本部名																
県計	386	6	90	9,065	1,137	649	23,257	407	1,179	95,729	15,073	187	2	1,352	148,519	
消防本部設置市計	343	6	80	6,950	885	529	18,010	318	874	75,077	11,145	160	2	1,291	115,670	
広島市	146	2	26	4,397	468	321	10,376	225	578	46,446	5,658	136	1	906	69,686	
呉市	38	1	12	607	77	39	1,830	29	80	7,494	1,134	2	-	201	11,544	
三原市	26	1	7	325	46	32	1,028	10	31	3,433	665	-	-	17	5,621	
尾道市	55	-	11	407	77	35	1,244	13	49	4,517	947	8	-	83	7,446	
大竹市	2	-	4	66	15	4	253	5	4	957	160	-	-	4	1,474	
東広島市	59	1	7	763	94	55	1,654	22	73	6,540	1,539	11	1	75	10,894	
廿日市市	15	-	7	260	59	23	1,073	9	39	3,767	533	-	-	1	5,786	
安芸高田市	1	1	-	81	25	12	269	2	14	964	155	1	-	2	1,527	
江田島市	1	-	6	44	24	8	283	3	6	959	354	2	-	2	1,692	
消防本部設置町計	-	-	-	202	28	17	653	13	27	2,318	435	1	-	21	3,715	
府中町	-	-	-	140	11	15	463	12	19	1,738	260	1	-	13	2,672	
北広島町	-	-	-	62	17	2	190	1	8	580	175	-	-	8	1,043	
消防一部事務組合計	43	-	10	1,913	224	103	4,594	76	278	18,334	3,493	26	-	40	29,134	
備北地区消防組合	12	-	2	193	52	26	820	7	38	3,081	490	5	-	37	4,763	
福山地区消防組合	31	-	8	1,720	172	77	3,774	69	240	15,253	3,003	21	-	3	24,371	

第2-5表 事故種別救急搬送人員

(令和4年中 単位：人)

区分	火災	自然災害	水難	交通事故	労働災害	運動競技	一般負傷	加害	自損行為	急病	その他	計
消防本部名												
県計	100	3	39	7,498	1,067	620	20,450	274	758	81,450	14,891	127,150
消防本部設置市計	71	3	34	5,639	821	502	15,702	207	576	63,432	10,972	97,959
広島市	38	1	8	3,376	428	305	8,882	143	399	38,543	5,587	57,710
呉市	8	1	6	502	73	37	1,593	18	43	6,380	1,133	9,794
三原市	8	-	3	289	45	31	957	5	15	3,038	659	5,050
尾道市	6	-	7	361	75	33	1,156	9	31	4,070	949	6,697
大竹市	1	-	3	60	15	4	219	4	3	763	160	1,232
東広島市	8	1	2	695	87	53	1,457	19	46	5,756	1,435	9,559
廿日市市	1	-	2	231	50	22	928	6	26	3,111	534	4,911
安芸高田市	-	-	-	78	25	10	253	1	9	890	159	1,425
江田島市	1	-	3	47	23	7	257	2	4	881	356	1,581
消防本部設置町計	-	-	-	161	25	17	569	7	19	1,980	439	3,217
府中町	-	-	-	114	8	15	396	6	13	1,456	264	2,272
北広島町	-	-	-	47	17	2	173	1	6	524	175	945
消防一部事務組合計	29	-	5	1,698	221	101	4,179	60	163	16,038	3,480	25,974
備北地区消防組合	5	-	2	189	50	25	798	7	17	2,947	494	4,534
福山地区消防組合	24	-	3	1,509	171	76	3,381	53	146	13,091	2,986	21,440

第2-6表 医療機関等に搬送された傷病者数

(令和4年中 単位：人)

区分	急病		交通事故		一般負傷		その他		計	
		うち管外		うち管外		うち管外		うち管外		うち管外
消防本部名										
県計	81,450 (76,494)	7,823 (7,482)	7,498 (6,811)	558 (534)	20,450 (18,937)	1,880 (1,772)	17,752 (16,978)	3,633 (3,466)	127,150 (119,220)	13,894 (13,254)
消防本部設置市計	63,432 (59,330)	5,848 (5,595)	5,639 (5,004)	431 (412)	15,702 (14,343)	1,375 (1,287)	13,186 (12,533)	2,629 (2,504)	97,959 (91,210)	10,283 (9,798)
広島市	38,543 (36,343)	2,239 (2,198)	3,376 (3,056)	205 (201)	8,882 (8,263)	510 (494)	6,909 (6,545)	556 (539)	57,710 (54,207)	3,510 (3,432)
呉市	6,380 (6,023)	171 (148)	502 (418)	17 (17)	1,593 (1,420)	39 (31)	1,319 (1,274)	150 (136)	9,794 (9,135)	377 (332)
三原市	3,038 (2,931)	427 (419)	289 (285)	26 (26)	957 (949)	58 (56)	766 (742)	322 (315)	5,050 (4,907)	833 (816)
尾道市	4,070 (3,781)	399 (354)	361 (292)	32 (30)	1,156 (1,063)	105 (102)	1,110 (1,045)	238 (207)	6,697 (6,181)	774 (693)
大竹市	763 (709)	375 (355)	60 (46)	20 (19)	219 (190)	68 (64)	190 (186)	130 (126)	1,232 (1,131)	593 (564)
東広島市	5,756 (5,536)	427 (403)	695 (671)	34 (33)	1,457 (1,367)	71 (69)	1,651 (1,596)	482 (476)	9,559 (9,170)	1,014 (981)
廿日市市	3,111 (2,547)	1,049 (973)	231 (131)	58 (48)	928 (683)	390 (339)	641 (575)	252 (220)	4,911 (3,936)	1,749 (1,580)
安芸高田市	890 (869)	331 (319)	78 (77)	20 (19)	253 (250)	42 (42)	204 (198)	126 (122)	1,425 (1,394)	519 (502)
江田島市	881 (591)	430 (426)	47 (28)	19 (19)	257 (158)	92 (90)	396 (372)	373 (363)	1,581 (1,149)	914 (898)
消防本部設置町計	1,980 (1,905)	1,307 (1,257)	161 (151)	80 (77)	569 (538)	360 (342)	507 (490)	428 (417)	3,217 (3,084)	2,175 (2,093)
府中町	1,456 (1,392)	985 (940)	114 (107)	56 (53)	396 (368)	260 (242)	306 (291)	240 (230)	2,272 (2,158)	1,541 (1,465)
北広島町	524 (513)	322 (317)	47 (44)	24 (24)	173 (170)	100 (100)	201 (199)	188 (187)	945 (926)	634 (628)
消防一部事務組合計	16,038 (15,259)	668 (630)	1,698 (1,656)	47 (45)	4,179 (4,056)	145 (143)	4,059 (3,955)	576 (545)	25,974 (24,926)	1,436 (1,363)
備北地区消防組合	2,947 (2,833)	100 (90)	189 (185)	6 (6)	798 (778)	33 (33)	600 (584)	148 (136)	4,534 (4,380)	287 (265)
福山地区消防組合	13,091 (12,426)	568 (540)	1,509 (1,471)	41 (39)	3,381 (3,278)	112 (110)	3,459 (3,371)	428 (409)	21,440 (20,546)	1,149 (1,098)

(注) () 内は、救急告示医療機関への搬送人員(内数)である。

第2-7表 年齢区分別搬送人員

(令和4年中 単位：人)

区 分	新 生 児	乳 幼 児	少 年	成 人	高 齢 者	計
消防本部名						
県計	261	4,921	4,317	35,889	81,762	127,150
消防本部設置市計	171	3,855	3,375	28,246	62,312	97,959
広島市	124	2,604	2,198	18,420	34,364	57,710
呉市	6	232	247	2,077	7,232	9,794
三原市	2	120	136	1,043	3,749	5,050
尾道市	8	130	170	1,445	4,944	6,697
大竹市	0	39	32	292	869	1,232
東広島市	23	425	323	3,106	5,682	9,559
廿日市市	8	237	210	1,300	3,156	4,911
安芸高田市	0	41	37	306	1,041	1,425
江田島市	0	27	22	257	1,275	1,581
消防本部設置町計	47	172	123	863	2,012	3,217
府中町	47	155	95	644	1,331	2,272
北広島町	0	17	28	219	681	945
消防一部事務組合計	43	894	819	6,780	17,438	25,974
備北地区消防組合	7	95	127	876	3,429	4,534
福山地区消防組合	36	799	692	5,904	14,009	21,440

第 2 - 8 表 現場到着所要時間別出場件数

(令和 4 年中 単位：件)

区 分 消防本部名	3 分未満	3 分以上 5 分未満	5 分以上 1 0 分未満	1 0 分以上 2 0 分未満	2 0 分以上	計
	県計	1, 130	6, 286	81, 152	55, 073	4, 878
消防本部設置市計	694	4, 572	63, 490	43, 426	3, 488	115, 670
広島市	381	2, 330	40, 260	24, 993	1, 722	69, 686
呉市	72	1, 016	7, 445	2, 856	155	11, 544
三原市	22	209	2, 790	2, 308	292	5, 621
尾道市	46	88	3, 129	3, 795	388	7, 446
大竹市	23	201	968	241	41	1, 474
東広島市	82	319	4, 729	5, 368	396	10, 894
廿日市市	30	132	3, 005	2, 498	121	5, 786
安芸高田市	12	97	319	755	344	1, 527
江田島市	26	180	845	612	29	1, 692
消防本部設置町計	61	187	2, 387	1, 014	66	3, 715
府中町	24	108	1, 937	596	7	2, 672
北広島町	37	79	450	418	59	1, 043
消防一部事務組合計	375	1, 527	15, 275	10, 633	1, 324	29, 134
備北地区消防組合	229	829	1, 977	1, 499	229	4, 763
福山地区消防組合	146	698	13, 298	9, 134	1, 095	24, 371

第2-9表 収容所要時間別搬送人員

(令和4年中 単位：人)

区分 消防本部名	10分未満		10分以上 20分未満		20分以上 30分未満		30分以上 60分未満		60分以上 120分未満		120分以上		計	
		うち管外		うち管外		うち管外		うち管外		うち管外			うち管外	
県計	22	2	1,586	14	19,224	534	84,992	7,722	20,082	5,219	1,244	403	127,150	13,894
消防本部設置市計	17	2	919	9	13,796	333	66,329	5,649	15,840	3,972	1,058	318	97,959	10,283
広島市	13	-	434	8	8,459	267	39,801	2,392	8,355	796	648	47	57,710	3,510
呉市	-	-	133	-	1,485	3	6,544	181	1,575	166	57	27	9,794	377
三原市	-	-	186	-	1,082	22	3,135	499	623	296	24	16	5,050	833
尾道市	1	-	38	1	861	11	4,505	300	1,238	435	54	27	6,697	774
大竹市	-	-	6	-	107	2	775	311	312	250	32	30	1,232	593
東広島市	3	2	55	-	1,181	10	6,802	495	1,444	481	74	26	9,559	1,014
廿日市市	-	-	15	-	332	14	3,218	936	1,256	729	90	70	4,911	1,749
安芸高田市	-	-	32	-	142	-	826	243	414	267	11	9	1,425	519
江田島市	-	-	20	-	147	4	723	292	623	552	68	66	1,581	914
消防本部設置町計	0	-	11	0	237	64	2,052	1,303	873	770	44	38	3,217	2,175
府中町	-	-	5	-	193	64	1,617	1,065	436	394	21	18	2,272	1,541
北広島町	-	-	6	-	44	-	435	238	437	376	23	20	945	634
消防一部事務組合計	5	-	656	5	5,191	137	16,611	770	3,369	477	142	47	25,974	1,436
備北地区消防組合	-	-	199	5	1,125	38	2,617	100	563	120	30	24	4,534	287
福山地区消防組合	5	-	457	-	4,066	99	13,994	670	2,806	357	112	23	21,440	1,149

第2-10表 医師の現場出場件数

(令和4年中 単位：件)

区分 消防本部名	急病	交通事故	一般負傷	その他	計
県計	61	27	27	119	234
消防本部設置市計	39	11	10	56	116
広島市	35	10	8	23	76
呉市	-	-	-	-	-
三原市	-	-	-	-	-
尾道市	1	-	-	-	1
大竹市	-	-	-	-	-
東広島市	-	1	1	28	30
廿日市市	1	-	1	1	3
安芸高田市	1	-	-	1	2
江田島市	1	-	-	3	4
消防本部設置町計	10	-	1	48	59
府中町	10	-	1	47	58
北広島町	-	-	-	1	1
消防一部事務組合計	12	16	16	15	59
備北地区消防組合	10	10	15	14	49
福山地区消防組合	2	6	1	1	10

第2-1-1表 事故種別不搬送件数

(令和4年中 単位：件)

区分 消防本部名	火災	自然災害	水難	交通事故	労働災害	運動競技	一般負傷	加害	自損行為	急病	その他				計
											転院搬送	医師搬送	資機材等搬送	その他	
県計	291	3	52	1,892	73	34	2,842	135	418	14,378	237	187	2	1,313	21,857
消防本部設置市計	277	3	47	1,538	66	31	2,331	112	295	11,727	218	160	2	1,261	18,068
広島市	109	1	18	1,106	41	19	1,490	82	176	7,965	93	136	1	890	12,127
呉市	30	-	6	123	4	2	240	11	37	1,117	4	2	-	198	1,774
三原市	20	1	4	58	1	1	74	5	16	395	7	-	-	17	599
尾道市	51	-	4	64	3	2	100	5	18	452	4	8	-	77	788
大竹市	1	-	1	8	-	-	36	1	1	194	-	-	-	4	246
東広島市	51	-	5	125	7	3	201	3	27	788	109	11	1	71	1,402
廿日市市	14	-	6	37	9	1	146	3	13	661	-	-	-	1	891
安芸高田市	1	1	-	13	-	2	18	1	5	77	-	1	-	2	121
江田島市	-	-	3	4	1	1	26	1	2	78	1	2	-	1	120
消防本部設置町計	-	-	-	46	3	-	86	6	8	341	2	1	-	16	509
府中町	-	-	-	26	3	-	68	6	6	284	2	1	-	8	404
北広島町	-	-	-	20	-	-	18	-	2	57	-	-	-	8	105
消防一部事務組合計	14	-	5	308	4	3	425	17	115	2,310	17	26	-	36	3,280
備北地区消防組合	7	-	-	19	2	2	28	-	21	138	-	5	-	33	255
福山地区消防組合	7	-	5	289	2	1	397	17	94	2,172	17	21	-	3	3,025

第2-12表 救助隊数及び救助隊員数

(令和5年4月1日現在)

区分 消防本部名	救助隊数 (単位：隊)			救助隊員数 (単位：人)		
	計	専任 救助隊	兼任 救助隊	計	専任 救助隊	兼任 救助隊
県計	33	16	17	510	234	276
消防本部設置市計	21	13	8	307	194	113
広島市	8	8	-	134	134	-
呉市	3	1	2	42	16	26
三原市	1	1	-	14	4	10
尾道市	1	1	-	12	12	-
大竹市	1	-	1	10	-	10
東広島市	3	1	2	32	12	20
廿日市市	2	1	1	38	16	22
安芸高田市	1	-	1	14	-	14
江田島市	1	-	1	11	-	11
消防本部設置町計	2	1	1	36	12	24
府中町	1	1	-	16	12	4
北広島町	1	-	1	20	-	20
消防一部事務組合計	10	2	8	167	28	139
備北地区消防組合	3	1	2	65	12	53
福山地区消防組合	7	1	6	102	16	86

注 政令第3条救助隊を記入

第2-13表 救助隊が搭乗する車両

(令和5年4月1日現在)

区分 消防本部名	救助 工作車	はしご車	屈折 はしご車	ポンプ車	水槽付 ポンプ車	化学車	その他	計
県計	29	20	1	4	11	3	15	83
消防本部設置市計	20	14	1	1	6	2	14	58
広島市	8	9	-	-	3	-	5	25
呉市	2	1	-	1	2	1	4	11
三原市	1	1	-	-	-	-	1	3
尾道市	1	1	-	-	-	-	1	3
大竹市	1	-	-	-	1	1	1	4
東広島市	3	1	1	-	-	-	-	5
廿日市市	2	1	-	-	-	-	1	4
安芸高田市	1	-	-	-	-	-	-	1
江田島市	1	-	-	-	-	-	1	2
消防本部設置町計	2	1	-	-	1	-	-	4
府中町	1	1	-	-	-	-	-	2
北広島町	1	-	-	-	1	-	-	2
消防一部事務組合計	7	5	-	3	4	1	1	21
備北地区消防組合	2	1	-	1	-	-	1	5
福山地区消防組合	5	4	-	2	4	1	-	16

第2-14表 事故種別救助出動件数

(令和4年中 単位：件)

区分 消防本部名	火 災		交通 事故	水 難 事 故	風 水 害 等 自 然 災 害	機 械 による 事 故	建 物 等 に よ る 事 故	ガ ス 及 び 酸 欠 事 故	破 裂 事 故	そ の 他 の 事 故	計
	建 物	建 物 以 外									
県計	46	6	451	83	-	30	555	9	-	532	1,713
消防本部設置市計	36	6	289	69	1	18	448	1	-	433	1,301
広島市	4	-	138	29	-	8	435	-	-	286	900
呉市	-	-	15	7	-	-	1	-	-	16	39
三原市	1	-	33	6	-	5	3	-	-	8	56
尾道市	8	-	21	8	-	2	3	1	-	15	58
大竹市	-	-	5	2	-	-	2	-	-	2	11
東広島市	23	6	49	7	-	1	1	-	-	48	135
廿日市市	-	-	16	9	-	1	2	-	-	49	77
安芸高田市	-	-	12	-	1	-	1	-	-	5	19
江田島市	-	-	-	1	-	1	-	-	-	4	6
消防本部設置町計	-	-	18	-	-	-	-	-	-	28	46
府中町	-	-	5	-	-	-	-	-	-	28	33
北広島町	-	-	13	-	-	-	-	-	-	-	13
消防一部事務組合計	10	-	144	14	-	12	107	8	-	71	366
備北地区消防組合	1	-	23	2	-	6	7	4	-	16	59
福山地区消防組合	9	-	121	12	-	6	100	4	-	55	307

(注) 「救助出動件数」とは、消防機関が救助活動を行う目的で出動した件数をいう。

第2-15表 事故種別救助活動件数

(令和4年中 単位：件)

区分 消防本部名	火 災		交通事故	水難事故	風水害等 自然災害	機械による 事故	建物等に よる事故	ガス及び 酸欠事故	破裂事故	事 故	計
	建 物	建物以外									
県計	46	6	230	60	-	19	423	6	-	282	1,072
消防本部設置市計	36	6	153	48	-	12	357	1	-	209	822
広島市	4	-	65	20	-	3	347	-	-	108	547
呉市	-	-	15	7	-	-	1	-	-	16	39
三原市	1	-	29	4	-	5	3	-	-	8	50
尾道市	8	-	10	5	-	1	2	1	-	12	39
大竹市	-	-	5	2	-	-	2	-	-	2	11
東広島市	23	6	16	6	-	1	-	-	-	25	77
廿日市市	-	-	8	3	-	1	1	-	-	31	44
安芸高田市	-	-	5	-	-	-	1	-	-	3	9
江田島市	-	-	-	1	-	1	-	-	-	4	6
消防本部設置町計	-	-	6	-	-	-	-	-	-	23	29
府中町	-	-	1	-	-	-	-	-	-	23	24
北広島町	-	-	5	-	-	-	-	-	-	-	5
消防一部事務組合計	10	-	71	12	-	7	66	5	-	50	221
備北地区消防組合	1	-	11	2	-	4	4	2	-	11	35
福山地区消防組合	9	-	60	10	-	3	62	3	-	39	186

(注) 「救助活動件数」とは、救助出動件数のうち、実際に救助活動を行った件数をいう。

第 2 - 1 6 表 事故種別救助人員の状況

(令和 4 年中 単位：人)

消防本部名	火 災		交 通 事 故	水 難 事 故	風 水 害 等 自 然 災 害	機 械 に よ る 事 故	建 物 等 に よ る 事 故	ガ ス 及 び 酸 欠 事 故	破 裂 事 故	そ の 他 の 事 故	計
	建 物	建 物 以 外									
県計	14	2	291	59	-	19	353	8	-	403	1,149
消防本部設置市計	11	2	200	48	-	12	300	2	-	240	815
広島市	3	-	73	15	-	3	291	-	-	87	472
呉市	-	-	39	8	-	-	1	-	-	68	116
三原市	1	-	38	4	-	5	3	-	-	7	58
尾道市	5	-	11	5	-	1	1	2	-	11	36
大竹市	-	-	5	2	-	-	2	-	-	2	11
東広島市	2	2	21	9	-	1	-	-	-	25	60
廿日市市	-	-	8	4	-	1	1	-	-	33	47
安芸高田市	-	-	5	-	-	-	1	-	-	3	9
江田島市	-	-	-	1	-	1	-	-	-	4	6
消防本部設置町計	-	-	15	-	-	-	-	-	-	116	131
府中町	-	-	9	-	-	-	-	-	-	116	125
北広島町	-	-	6	-	-	-	-	-	-	-	6
消防一部事務組合計	3	-	76	11	-	7	53	6	-	47	203
備北地区消防組合	1	-	12	2	-	4	4	2	-	11	36
福山地区消防組合	2	-	64	9	-	3	49	4	-	36	167

第 2 - 1 7 表 火災時における救助活動の状況

(令和 4 年中)

区 分 消防本部名	救 助 活 動 を 行 っ た 火 災 件 数	同 左 出 動 し 消 防 隊 に た 数	救 助 人 員 を 伴 っ た 火 災 件 数	救 助 人 員
県計	52	455	15	16
消防本部設置市計	42	330	12	13
広島市	4	48	3	3
呉市	-	-	-	-
三原市	1	6	1	1
尾道市	8	82	4	5
大竹市	-	-	-	-
東広島市	29	194	4	4
廿日市市	-	-	-	-
安芸高田市	-	-	-	-
江田島市	-	-	-	-
消防本部設置町計	-	-	-	-
府中町	-	-	-	-
北広島町	-	-	-	-
消防一部事務組合計	10	125	3	3
備北地区消防組合	1	10	1	1
福山地区消防組合	9	115	2	2

第2-18表 事故種別救助出動人員

(令和4年中 単位：人)

区分 消防本部名	火災		交通事故	水難事故	風水害等 自然災害	機械による 事故	建物等に よる事故	ガス及び 酸欠事故	破裂事故	その他の 事故	計
	建物	建物以外									
県計	1,864	124	6,587	1,736	5	401	8,049	111	-	7,369	26,246
消防本部設置市計	1,126	124	4,541	1,570	5	271	6,936	17	-	6,383	20,973
広島市	188	-	2,417	953	-	126	6,810	-	-	4,649	15,143
呉市	-	-	371	171	-	-	22	-	-	323	887
三原市	19	-	455	73	-	74	28	-	-	74	723
尾道市	256	-	359	136	-	35	29	17	-	375	1,207
大竹市	-	-	39	15	-	-	12	-	-	16	82
東広島市	663	124	593	91	-	12	11	-	-	459	1,953
廿日市市	-	-	204	123	-	15	16	-	-	403	761
安芸高田市	-	-	103	-	5	-	8	-	-	39	155
江田島市	-	-	-	8	-	9	-	-	-	45	62
消防本部設置町計	-	-	146	-	-	-	-	-	-	208	354
府中町	-	-	51	-	-	-	-	-	-	208	259
北広島町	-	-	95	-	-	-	-	-	-	-	95
消防一部事務組合計	738	-	1,900	166	-	130	1,113	94	-	778	4,919
備北地区消防組合	13	-	165	24	-	45	34	28	-	110	419
福山地区消防組合	725	-	1,735	142	-	85	1,079	66	-	668	4,500

(注) 「救助出動人員」とは、救助活動を行うために出動したすべての人員をいう。
 なお、火災の場合には、救助活動を行った火災に出動したすべての人員をいう。

第 2 - 1 9 表 事故種別救助活動人員

(令和 4 年中 単位：人)

区分 消防本部名	火 災		交通 事故	水 難 事 故	風 水 害 等 自 然 災 害	機 械 による 事 故	建 物 等 に よ る 事 故	ガ ス 及 び 酸 欠 事 故	破 裂 事 故	そ の 他 の 事 故	計
	建 物	建 物 以 外									
県計	570	54	2,164	610	-	168	2,118	54	-	2,264	8,002
消防本部設置市計	484	54	1,394	508	-	110	1,526	7	-	1,589	5,672
広島市	16	-	349	150	-	18	1,444	-	-	569	2,546
呉市	-	-	316	139	-	-	22	-	-	263	740
三原市	19	-	327	45	-	47	24	-	-	67	529
尾道市	86	-	85	57	-	9	11	7	-	228	483
大竹市	-	-	39	15	-	-	12	-	-	16	82
東広島市	363	54	156	62	-	12	-	-	-	183	830
廿日市市	-	-	73	32	-	15	5	-	-	204	329
安芸高田市	-	-	49	-	-	-	8	-	-	23	80
江田島市	-	-	-	8	-	9	-	-	-	36	53
消防本部設置町計	-	-	43	-	-	-	-	-	-	178	221
府中町	-	-	9	-	-	-	-	-	-	178	187
北広島町	-	-	34	-	-	-	-	-	-	-	34
消防一部事務組合計	86	-	727	102	-	58	592	47	-	497	2,109
備北地区消防組合	6	-	70	24	-	25	20	10	-	72	227
福山地区消防組合	80	-	657	78	-	33	572	37	-	425	1,882

(注) 「救助活動人員」とは、救助出動人員のうち、実際に救助活動を行った人員をいう。

第2-20表 事故種別救助出動車両等台数

(令和4年中 単位：台)

区分 団体名	火 災		交通事故	水難事故	風水害等 自然災害	機械による 事故	建物等に よる事故	ガス及び 酸欠事故	破裂事故	その他の 事故	計
	建 物	建物以外									
県計	442	36	1,929	514	2	110	2,129	34	-	2,054	7,250
消防本部設置市計	317	36	1,308	458	2	73	1,799	5	-	1,756	5,754
広島市	48	-	655	238	-	28	1,761	-	-	1,219	3,949
呉市	-	-	129	57	-	-	8	-	-	122	316
三原市	6	-	128	26	-	22	8	-	-	22	212
尾道市	91	-	112	48	-	12	9	5	-	108	385
大竹市	-	-	14	5	-	-	4	-	-	5	28
東広島市	172	36	178	37	-	3	3	-	-	135	564
廿日市市	-	-	64	42	-	4	4	-	-	117	231
安芸高田市	-	-	28	-	2	-	2	-	-	11	43
江田島市	-	-	-	5	-	4	-	-	-	17	26
消防本部設置町計	-	-	56	-	-	-	-	-	-	65	121
府中町	-	-	17	-	-	-	-	-	-	65	82
北広島町	-	-	39	-	-	-	-	-	-	-	39
消防一部事務組合計	125	-	565	56	-	37	330	29	-	233	1,375
備北地区消防組合	10	-	55	3	-	12	12	8	-	35	135
福山地区消防組合	115	-	510	53	-	25	318	21	-	198	1,240

(注) 「救助出動車両等」とは、救助活動を行うために出動したすべての車両等をいう。

第2-21表 事故種別救助活動車両等台数

(令和4年中 単位：台)

区分 消防本部名	火 災		交通事故	水難事故	風水害等 自然災害	機械による 事故	建物等に よる事故	ガス及び 酸欠事故	破裂事故	その他の 事故	計
	建 物	建物以外									
県計	163	18	665	194	-	52	579	17	-	668	2,356
消防本部設置市計	138	18	427	163	-	34	407	2	-	465	1,654
広島市	5	-	101	36	-	5	382	-	-	155	684
呉市	-	-	107	47	-	-	8	-	-	96	258
三原市	6	-	93	16	-	15	7	-	-	20	157
尾道市	30	-	26	20	-	3	3	2	-	57	141
大竹市	-	-	13	5	-	-	4	-	-	5	27
東広島市	97	18	49	24	-	3	-	-	-	54	245
廿日市市	-	-	24	10	-	4	1	-	-	60	99
安芸高田市	-	-	14	-	-	-	2	-	-	6	22
江田島市	-	-	-	5	-	4	-	-	-	12	21
消防本部設置町計	-	-	16	-	-	-	-	-	-	55	71
府中町	-	-	3	-	-	-	-	-	-	55	58
北広島町	-	-	13	-	-	-	-	-	-	-	13
消防一部事務組合計	25	-	222	31	-	18	172	15	-	148	631
備北地区消防組合	4	-	23	3	-	8	5	3	-	23	69
福山地区消防組合	21	-	199	28	-	10	167	12	-	125	562

(注) 「救助活動車両等」とは、出動車両等のうち、実際に活動した車両等をいう。

第2-2-2表 救助活動のための主な救助器具の保有状況

(令和5年4月1日現在)

区分	省令別表第1														省令別表第2								省令別表第3									
	三連はしご	救命索発射銃	油圧スプレッダー	油圧切断機	可搬ウインチ	エンジンカッター	チェーンソー	ガス溶断器	可燃性ガス測定器	空気呼吸器	化学防護服(陽圧式)	陽圧式化学防護服	放射線防護服	簡易画像探索機	マット型空気ジャッキ	大型油圧スプレッダー	大型油圧切断機	削岩機	空気鋸	ロープ登降機	ハンマドリル	送排風機	酸素呼吸器	画像探索機	地中音響探知機	熱画像直視装置	夜間用暗視装置	地震警報器	電磁波探査装置	水中探査装置	二酸化炭素探査装置	
消防本部名	155	37	45	42	78	149	249	26	115	1,242	907	107	51	19	53	46	53	38	46	79	42	54	77	16	8	58	7	5	4	4	2	
県計	105	27	38	30	52	110	186	23	91	904	856	89	35	14	35	32	37	25	33	57	30	40	57	11	6	45	5	4	3	4	2	
消防本部設置市計	40	10	12	10	9	50	54	8	49	357	51	40	15	8	9	9	10	8	8	9	13	11	16	5	2	11	2	2	2	1	2	
広島市	10	3	3	8	5	12	24	3	1	118	108	17	4	2	3	2	2	3	2	7	2	4	11	1	1	7	1	1	1	-	-	
呉市	5	3	6	6	5	7	19	1	9	56	449	3	2	1	3	2	2	1	5	2	1	6	4	1	1	2	-	-	-	-	-	
三原市	9	3	1	-	6	9	22	3	12	97	32	7	2	1	2	9	11	1	8	3	3	6	5	-	-	4	-	-	-	-	-	
尾道市	3	1	1	-	3	3	3	1	4	43	60	8	2	-	1	1	1	1	1	-	2	2	5	1	-	3	-	-	-	-	-	
大竹市	20	3	12	5	13	7	36	3	8	130	69	8	8	2	11	4	5	7	4	17	5	4	14	2	2	11	2	1	-	1	-	
東広島市	13	2	3	1	6	16	19	2	4	61	72	4	-	-	3	2	2	3	3	2	3	4	-	1	-	5	-	-	-	2	-	
廿日市市	3	1	-	-	3	3	3	1	2	25	-	-	2	-	2	2	3	-	1	12	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
安芸高田市	2	1	-	-	2	3	6	1	2	17	15	2	-	-	1	1	1	1	1	5	1	1	2	-	-	2	-	-	-	-	-	
江田島市	10	1	2	3	4	9	8	1	9	46	5	4	2	1	6	2	3	2	2	2	2	3	-	-	-	4	-	-	-	-	-	
消防本部設置町計	3	-	1	1	1	3	3	1	5	19	5	2	-	1	5	1	2	2	1	-	1	2	-	-	-	3	-	-	-	-	-	
府中町	7	1	1	2	3	6	5	-	4	27	-	2	2	-	1	1	1	-	1	2	1	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	
北広島町	40	9	5	9	22	30	55	2	15	292	46	14	14	4	12	12	13	11	11	20	10	11	20	5	2	9	2	1	1	-	-	
消防一部事務組合計	14	3	1	5	5	7	24	1	15	83	2	9	6	2	3	4	5	2	3	3	4	3	5	1	-	1	-	-	-	-	-	
備北地区消防組合	26	6	4	4	17	23	31	1	-	209	44	5	8	2	9	8	8	9	8	17	6	8	15	4	2	8	2	1	1	-	-	
福山地区消防組合																																

第3 消防職団員の活動と処遇

第3 消防職団員の活動と処遇

1 活動状況

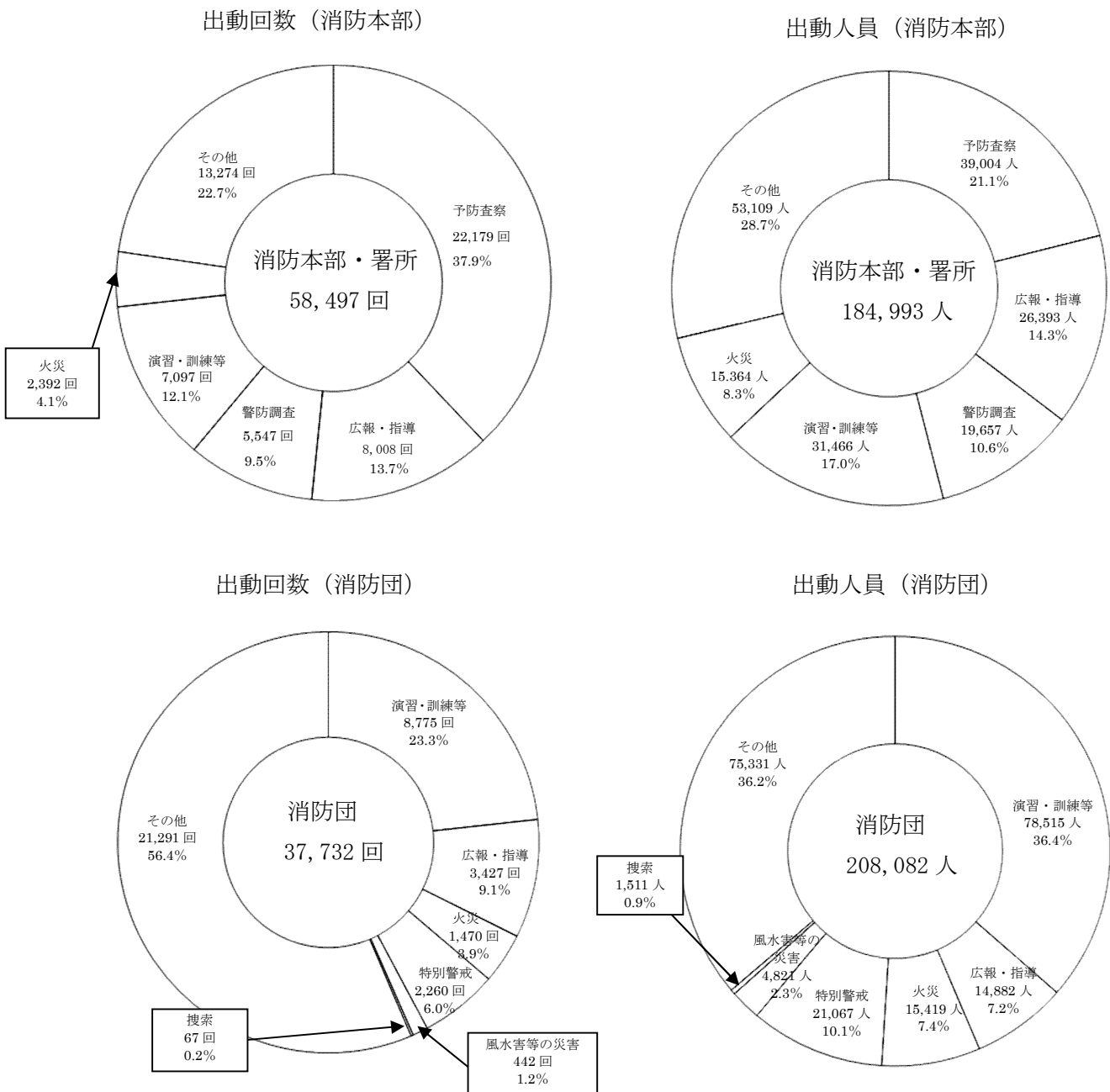
令和4年中における県内消防機関の活動状況をみると、救急・救助活動を除いた出動回数は96,229回で、出動延人員は393,075人となっている。

また、1日当たりの出動回数は264回、5分28秒に1回の割合で出動したこととなる。

そのうち、消防団員の出動回数は37,732回、出動延人員は208,082人となっており、火災等において初期消火、残火処理に当たるほか、特別警戒においても多くの消防団員が出動している。また、広報・指導活動も積極的に行われている。(第1図、第1表)

なお、職務遂行中に負傷した消防職団員は第2表のとおりである。

第1図 消防機関の出動状況（令和4年中）



第1表 消防機関の出動状況

(令和4年中)

区 分		計	火 災	風水害等 の災害	演習・ 訓練等	広報・ 指導	警防調査
消防本部	回数	58,497	2,392	63	7,097	8,008	5,547
	延人員	184,993	15,364	279	31,466	26,393	19,657
消防団	回数	37,732	1,470	442	8,775	3,427	1
	延人員	208,082	15,419	4,821	75,815	14,882	10

区 分		火災調査	特別警戒	捜 索	予防査察	誤報等	その他
消防本部	回数	849	475	30	22,179	1,693	10,164
	延人員	4,777	1,588	193	39,004	8,288	37,984
消防団	回数	—	2,260	67	—	132	21,158
	延人員	—	21,067	747	—	691	74,630

第2表 消防吏員及び消防団員の公務による死傷者数

(令和4年中)

区 分		計	火災	風水害 等	救急 業務	演習・ 訓練等	特別 警戒	捜索	その他
消防本部	死者	—	—	—	—	—	—	—	—
	負傷者	25	2	—	2	9	—	—	12
消防団	死者	—	—	—	—	—	—	—	—
	負傷者	11	—	—	—	8	—	—	3
合計	死者	—	—	—	—	—	—	—	—
	負傷者	36	2	—	2	17	—	—	15

第3-1表 消防機関の出動回数(消防本部・署所)

(令和4年中)

	計	火災	風水害等の災害	演習・訓練等	広報・指導	警防調査	火災調査	特別警戒	捜索	予防査察	誤報等	その他
県計	58,497	2,392	63	7,097	8,008	5,547	849	475	30	22,179	1,693	10,164
広島市	21,462	1,774	35	4,749	2,185	1,377	257	35	—	9,743	1,307	—
呉市	4,703	85	—	70	216	696	85	368	—	1,950	52	1,181
三原市	2,468	85	1	12	495	568	85	4	1	562	10	645
尾道市	4,319	32	3	773	982	290	25	3	—	890	25	1,296
大竹市	120	17	—	34	1	27	4	5	—	—	8	24
東広島市	4,773	130	—	3	519	741	54	22	7	526	226	2,545
廿日市市	2,380	18	4	640	145	291	18	7	10	765	9	473
安芸高田市	393	33	1	—	72	—	33	—	3	169	—	82
江田島市	1,021	7	2	9	582	168	1	—	—	249	3	—
府中町	460	1	1	72	112	133	17	5	1	79	10	29
北広島町	871	17	—	5	288	45	17	—	—	397	3	99
備北地区消防組合	3,452	87	—	695	746	287	124	—	1	1,385	26	101
福山地区消防組合	12,075	106	16	35	1,665	924	129	26	7	5,464	14	3,689

第3-2表 消防機関の出動延人員(消防本部・署所)

(令和4年中)

	計	火災	風水害等の災害	演習・訓練等	広報・指導	警防調査	火災調査	特別警戒	捜索	予防査察	誤報等	その他
県計	184,993	15,364	279	31,466	26,393	19,657	4,777	1,588	193	39,004	8,288	37,984
広島市	59,078	6,972	140	20,439	7,690	5,597	2,056	131	—	10,456	5,597	—
呉市	19,082	1,828	—	786	778	2,088	214	1,231	—	5,034	788	6,335
三原市	9,545	1,034	11	209	1,681	1,907	335	14	4	1,890	138	2,322
尾道市	15,014	620	14	2,627	3,316	1,050	136	10	—	2,256	319	4,666
大竹市	774	128	—	414	3	86	12	9	—	—	59	63
東広島市	16,679	1,469	—	10	1,668	2,435	209	68	22	1,733	897	8,168
廿日市市	7,997	232	22	2,626	101	1,003	110	26	110	765	90	2,912
安芸高田市	1,337	426	5	—	144	—	264	—	9	235	—	254
江田島市	2,830	70	7	214	1,559	390	3	—	—	556	31	—
府中町	1,380	13	5	305	253	413	92	12	9	101	59	118
北広島町	2,376	172	—	80	1,038	181	125	—	—	501	8	271
備北地区消防組合	13,331	666	—	3,506	2,531	939	522	—	4	4,549	235	379
福山地区消防組合	35,570	1,734	75	250	5,631	3,568	699	87	35	10,928	67	12,496

第3-3表 消防機関の出動回数(消防団)

(令和4年中)

	計	火災	風水害等の災害	演習・訓練等	広報・指導	警防調査	火災調査	特別警戒	捜索	予防査察	誤報等	その他
県 計	37,732	1,470	442	8,775	3,427	1	—	2,260	67	—	132	21,158
広島市	7,096	106	263	2,664	494	—	—	435	—	—	114	3,020
呉市	544	35	13	45	75	—	—	327	2	—	—	47
竹原市	16	4	1	—	—	—	—	11	—	—	—	—
三原市	3,202	159	16	398	444	—	—	234	10	—	16	1,925
尾道市	4,562	226	2	825	622	—	—	381	—	—	—	2,506
福山市	18,573	709	3	3,248	984	—	—	557	24	—	—	13,048
府中市	36	20	—	6	5	—	—	5	—	—	—	—
三次市	1,069	47	4	260	733	—	—	24	1	—	—	—
庄原市	53	40	3	7	—	—	—	—	3	—	—	—
大竹市	51	3	1	18	2	—	—	12	—	—	—	15
東広島市	737	19	83	450	—	—	—	180	5	—	—	—
廿日市市	574	9	17	229	9	—	—	20	16	—	—	274
安芸高田市	101	33	1	49	13	—	—	3	2	—	—	—
江田島市	727	3	6	420	7	—	—	42	3	—	—	246
府中町	69	—	—	10	17	—	—	12	1	—	—	29
海田町	84	2	4	54	12	—	—	8	—	—	—	4
熊野町	45	4	8	12	1	—	—	3	—	—	2	15
坂町	65	—	10	41	7	1	—	2	—	—	—	4
安芸太田町	29	4	4	17	1	—	—	3	—	—	—	—
北広島町	17	12	1	3	—	—	—	1	—	—	—	—
大崎上島町	6	3	1	1	1	—	—	—	—	—	—	—
世羅町	64	25	—	14	—	—	—	—	—	—	—	25
神石高原町	12	7	1	4	—	—	—	—	—	—	—	—

第3-4表 消防機関の出動延人員(消防団)

(令和4年中)

	計	火災	風水害等の災害	演習・訓練等	広報・指導	警防調査	火災調査	特別警戒	捜索	予防査察	誤報等	その他
県 計	208,082	15,419	4,821	75,815	14,882	10	—	21,067	747	—	691	74,630
広島市	41,450	1,041	1,323	19,128	2,082	—	—	3,917	—	—	546	13,413
呉市	15,418	640	67	9,011	976	—	—	3,263	62	—	—	1,399
竹原市	1,135	113	4	—	—	—	—	1,018	—	—	—	—
三原市	12,850	762	67	1,229	1,975	—	—	1,471	39	—	67	7,240
尾道市	15,381	946	10	2,593	2,668	—	—	1,143	—	—	—	8,021
福山市	68,100	4,600	26	16,717	4,017	—	—	2,810	86	—	—	39,844
府中市	3,292	944	—	1,042	539	—	—	767	—	—	—	—
三次市	9,126	1,689	241	3,913	2,201	—	—	1,067	15	—	—	—
庄原市	1,452	779	271	329	—	—	—	—	73	—	—	—
大竹市	1,033	23	35	650	6	—	—	284	—	—	—	35
東広島市	11,248	440	658	8,038	—	—	—	2,019	93	—	—	—
廿日市市	7,520	77	357	3,851	47	—	—	187	267	—	—	2,734
安芸高田市	4,216	1,598	396	1,341	95	—	—	748	38	—	—	—
江田島市	4,157	52	23	2,650	32	—	—	364	52	—	—	984
府中町	564	—	—	175	38	—	—	238	22	—	—	91
海田町	1,013	8	121	627	56	—	—	131	—	—	—	70
熊野町	1,243	136	93	216	4	—	—	151	—	—	78	565
坂町	2,473	—	655	1,368	130	10	—	286	—	—	—	24
安芸太田町	2,253	252	451	929	9	—	—	612	—	—	—	—
北広島町	1,545	432	5	517	—	—	—	591	—	—	—	—
大崎上島町	87	73	5	2	7	—	—	—	—	—	—	—
世羅町	1,281	475	—	596	—	—	—	—	—	—	—	210
神石高原町	1,245	339	13	893	—	—	—	—	—	—	—	—

第3-5表 非常勤消防団員の報酬及び出動手当等

(令和5年4月1日現在)

区分 団体名	報酬年額(円)(条例で定める1人当たりの額)							回数、時間及び日額を支給単位としている場合の 出動手当(円)(条例で定める1人1回当たりの額)			
	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	火災	風水害	警戒	訓練
広島市	82,500	69,000	50,500	45,500	38,500	37,000	36,500	8,000	8,000	8,000	8,000
呉市	82,500	69,000	50,500	45,500	39,500	37,000	36,500	8,000	8,000	3,000	3,000
竹原市	82,500	69,000	50,500	45,500	38,000	37,000	36,500	8,000	8,000	4,000	4,000
三原市	82,500	69,000	50,500	45,500	37,000	37,000	36,500	8,000	8,000	4,000	4,000
尾道市	82,500	69,000	50,500	45,500	37,000	37,000	36,500	8,000	8,000	6,000	8,000
福山市	82,500	69,000	50,500	45,500	38,000	37,000	36,500	8,000	8,000	2,000	2,000
府中市	82,500	69,000	50,500	45,500	38,000	37,000	36,500	8,000	8,000	8,000	8,000
三次市	100,000	86,000	39,000	29,000	22,000	19,000	16,000	5,200	5,200	2,600	2,600
庄原市	100,000	80,000	60,000	45,500	39,000	37,000	36,500	8,000	8,000	4,000	4,000
大竹市	82,500	69,000	50,500	45,500	37,000	37,000	36,500	8,000	8,000	3,500	3,500
東広島市	82,500	69,000	50,500	45,500	39,000	37,000	36,500	8,000	8,000	8,000	3,000
廿日市市	103,500	75,000	50,500	45,500	39,000	37,000	36,500	8,000	8,000	3,500	3,500
安芸高田市	116,000	82,000	65,000	53,000	44,000	37,000	36,500	8,000	8,000	8,000	8,000
江田島市	82,500	69,000	50,500	45,500	37,000	37,000	36,500	8,000	8,000	2,400	2,400
府中町	82,500	69,000	50,500	45,500	38,500	37,000	36,500	8,000	8,000	8,000	8,000
海田町	82,500	69,000	50,500	45,500	37,000	37,000	36,500	8,000	8,000	3,500	3,500
熊野町	82,500	69,000	50,500	45,500	37,000	37,000	36,500	8,000	8,000	3,500	3,500
坂町	82,500	69,000	50,500	45,500	37,000	37,000	36,500	8,000	8,000	3,500	3,500
安芸太田町	103,000	73,000	53,000	43,000	34,000	25,000	19,000	8,000	8,000	7,000	7,000
北広島町	82,500	69,000	50,500	45,500	37,000	37,000	36,500	8,000	8,000	8,000	7,000
大崎上島町	82,500	62,000	44,000	38,000	31,000	25,000	21,000	8,000	8,000	4,000	4,000
世羅町	93,800	83,800	73,800	53,800	32,400	22,400	17,100	3,000	3,000	3,000	3,700
神石高原町	78,000	58,000	48,000	41,000	36,000	26,000	18,500	—	—	3,300	3,300

第 4 防 災 对 策

第4 防災対策

近年、東南海・南海地震を始めとする大規模な地震発生の切迫性の高まりや、地球温暖化に伴う気候変動による大雨の頻発や台風の大型化などによる災害の激甚化、新型インフルエンザ等、新たな感染症の発生や、さらにはテロや武力攻撃事態等、危機事案が多様化している。

このような危機に即応できるよう、平成20年度から、知事直轄の組織として危機管理監を設置するとともに、危機管理センターを常設し、危機管理体制を強化している。

1 防災行政

(1) 防災会議

市町防災会議は、その地域における防災活動の総合調整を行うとともに、地域防災計画を作成して、防災対策を実施している。令和4年度中における防災会議の開催状況は、第1表のとおりであり、防災計画の修正及び防災訓練の実施等について検討を行い、防災関係機関相互の連絡調整を図っている。

(2) 地域防災計画

地域防災計画は、防災会議が作成する地域における防災の総合的な計画であり、その内容は毎年検討が加えられ、必要な修正が行われている。令和4年度中における修正状況は、第1表のとおりである。

(3) 防災訓練

災害時に迅速かつ的確な対応をするためには、防災訓練等を実施し、日ごろから実践的な対応能力をかん養する必要がある。市町においては、風水害、地震、林野火災等様々な災害を想定し、防災訓練を実施しており、その状況は、第1表のとおりである。

第1表 防災行政の状況

年度	防災会議		地域防災計画	防災訓練						
	開催市町数	開催回数	修正回数	実施回数	目的					
					風水害	地震	コンビナート災害	大火災	林野火災	その他
R4	17	17	17	66	37	23	0	0	2	8
R3	19	20	23	43	23	10	0	0	0	21
R2	16	17	22	42	25	5	0	0	5	25
31	20	20	21	21	35	13	0	0	6	20
30	15	15	16	76	21	19	1	0	7	35
29	20	21	20	83	22	27	0	0	9	37
28	18	18	19	72	26	28	1	0	9	12
27	17	19	20	115	27	41	0	0	7	2
26	17	18	19		23	39	2	1	7	17
25	17	22	19	154	31	70	1	1	8	57
24	16	17	16	159	28	73	2	2	18	21
23	14	15	15	144	64	60	3	2	16	14

(注) 防災訓練の目的欄では、訓練の想定災害について、複数の想定がある場合、それぞれ想定ごとに訓練回数を計上した。

2 情報通信体制

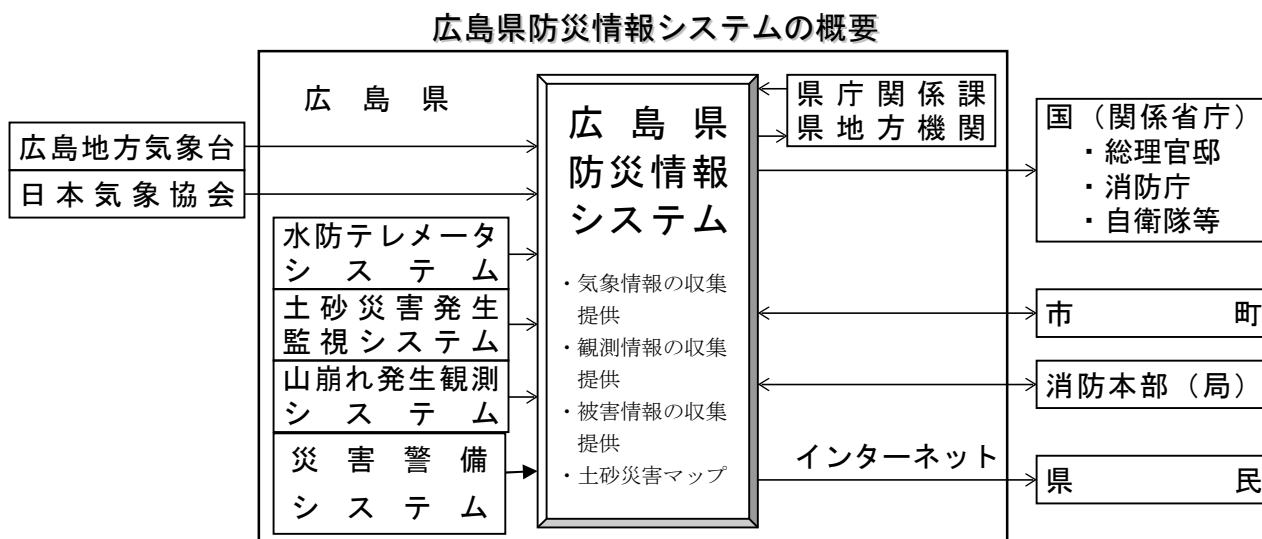
災害時において迅速かつ的確な災害応急活動を実施するためには、日ごろから各種防災情報の収集・伝達体制を確立しておくことが極めて重要である。

(1) 広島県防災情報システム

平成11年6月の集中豪雨や平成13年芸予地震を教訓に、広島県では、複雑化・多様化する災害への対応力を強化するため、気象情報や観測情報を防災関係機関にリアルタイムで提供可能とするなど防災情報システムを整備し、運用している。

平成13年6月からは、インターネットにより県民等への情報提供を開始するとともに、平成14年度には各市町村の専用端末から被害情報を入力することで、防災関係機関へ逐次情報提供を可能とするなどの機能拡充を行い、平成15年度からシステムを運用開始した。

現行のシステムは平成30年1月から運用開始しているものである。



(2) 市町の防災行政無線

防災行政無線は、市町における災害対策の業務を遂行するため整備したもので、同報系無線と移動系無線がある。

令和5年4月1日現在の市町の整備状況は、第2表のとおりである。

(注) 同報系無線及び有線放送加入件数については、消防庁による「消防防災・震災対策現況調査」の対象外となったため、掲載していない。

第2表 防災行政無線局数 (毎年4月1日現在の状況)

年	同報系無線				移動系無線					有線放送加入件数 (世帯数)
	親局	中継局	同報子局		基地局	中継局	移動局			
			屋外方式	戸別方式			車載型	可搬型	携帯型	
令和5年					14	57	307	5	1,041	
令和4年					14	57	251	5	1,041	
令和3年					14	57	251	5	1,041	
令和2年					18	60	366	7	1,022	
平成31年					24	9	377	26	1,058	
平成30年					25	8	347	26	496	
平成29年					23	8	400	34	1,071	
平成28年	204	41	1,384	52,846	39	18	444	166	1,154	38,874
平成27年	43	36	1,389	53,097	46	18	527	103	1,241	38,027

(3) 市町の情報連絡体制

令和5年4月1日現在における市町の住民に対する避難等の伝達や勤務時間外に災害等の情報を入手する体制は、第3表のとおりである。

第3表 防災行政無線の整備状況 (令和4年4月1日現在の状況)

区分		市町数
住民に対する避難の指示等の伝達手段	防災行政無線通信網の戸別受信方式	13
	〃 の同報受信方式	16
	農協・漁協等の通信設備（有線を含む）	1
	広報車	23
	サイレン	14
	半鐘	
	報道機関	16
	自主防災組織を通じて	14
	その他	16
勤務時間外における情報連絡	市町職員の宿日直	4
	守衛等	13
	民間委託警備員等	8
	当該市町の消防機関の宿日直	10
	その他	5

(注) 2以上の体制がある市町についてはそれぞれ計上している。

3 自主防災組織の状況

自主防災組織は、災害発生時の被害を最小限に防止・軽減するため、地域住民が初期消火、応急手当、避難誘導等の活動を行うもので、地域ぐるみの防災体制を整備するためには、地域住民の連携意識に基づく自主防災組織の育成強化を促進する必要がある。

令和4年4月1日現在の県内における自主防災組織の状況は、第5表のとおりである。組織率は着実に向上しており、前年（令和4年4月1日現在）に比べて0.2ポイント増加した。

第4表 自主防災組織の状況

区 分	組 織 数				組織されて いる地域の 世 帯 数 (世帯)	組織率 (%)
	町内会 単 位	小学校区 単 位	その他	計		
令和5年 4月1日	3,018	134	241	3,393	1,264,148	94.7
令和4年 4月1日	2,946	137	252	3,335	1,253,893	94.3
令和3年 4月1日	3,021	139	173	3,333	1,252,281	94.1
令和2年 4月1日	2,978	136	193	3,307	1,244,305	93.7
令和元年 4月1日	2,965	134	179	3,278	1,223,232	92.9
平成30年 4月1日	2,929	137	171	3,237	1,209,679	92.6
平成29年 4月1日	2,882	140	166	3,188	1,191,894	91.7

(注) 組織率は組織されている地域の世帯数を県の総世帯数で除したものである。

4 災害危険箇所等の状況

市町においては、山崩れ、崖崩れ、地すべりなどの災害が発生するおそれがある災害危険箇所の名称・位置等を市町地域防災計画の本編あるいは資料編等で明示しているが、令和4年4月1日現在の状況は、第5表のとおりである。

第5表 災害危険箇所等の状況（令和3年4月1日現在の状況）

土砂災害警戒区域等指定箇所			山地に 起因する 災害危険 箇所	なだれ 災害危険 箇所	河川	海岸	ため池	宅地造成 工事規制 区域(k㎡)
土石流	急傾斜	地すべり						
16,871	30,736	117	25,071	336	734	118	3,870	2355.74

5 防災ヘリコプターの運航

広島県では、災害時の偵察・救援活動、傷病者の搬送、林野火災の消火活動、山岳・水難救助活動等に活用するため、平成8年7月11日から防災ヘリコプター「メイプル」を運航している。

(1) ヘリコプターの諸元等（平成25年1月1日より現機体により運航）

ア 諸元

型式	アグスタ式 AW139 型	エンジン最大出力	3, 358馬力
定員	16人	最大全装備重量	6, 400kg
全長 (主回転翼を含む)	13.77m (16.66m)	機体自重	4, 581kg
全幅 (主回転翼を含む)	3.04m (13.80m)	巡航速度	278km/h
全高	3.93m	航続距離	730km

※ 基地（広島県防災航空センター）から県内全域に25分以内で到着可能。

イ 主な装備品

- 赤外線暗視装置
目標物が出す赤外線をとらえて映像化する装置
- GPSマップ装置
人工衛星からの情報により機体の現在位置を表示する装置
- 患者搬送用ストレッチャー
機体への脱着が容易な救急活動用担架装置

(2) 運航体制

ア 運航基地

広島県防災航空センター（三原市本郷町広島空港隣接地）

イ 組織構成

センター長1人、防災航空隊員6人（県内6消防本部（局）からの派遣）、操縦士1人、整備士2人、運航管理者1人（操縦士等4人は運航委託先の職員）

ウ 運航委託先（操縦、整備等の運航管理業務を委託）

中日本航空株式会社（本社：名古屋市）

エ 運航時間

1年365日運航

8時30分～17時15分（災害出動の場合は、この限りではない）

(3) 運航実績

令和4年度の災害業務に係る運航実績は次のとおりである。

区分	火災	救急	救助	広域応援	その他	計
件数	20	16	14	5	0	50

※ 広域応援は参考情報であり、計には計上していない。

6 防災拠点の整備

(1) 広島県防災拠点施設

大規模災害時における応急対策の拠点となる防災拠点施設を平成14年度に整備した。

ア 施設の機能

(ア) 食料、生活必需品、防災資機材の備蓄拠点機能

災害に備え、被災者用物資として毛布や非常食料など、また、救助用資機材としてバールやハンマーなどを備蓄

(イ) 救援物資の集積・搬送拠点機能

災害時に県内外から寄せられる大量の救援物資を集積し被災地へ搬送

(ウ) 救援部隊の集結・後方支援拠点機能

災害時の遠隔地からの救援部隊の集結場所及び救援部隊の待機・休息スペースを確保

(エ) 防災航空センター機能

消防防災活動を実施する防災ヘリコプターの基地

なお、大規模災害時には、他の防災関係機関からの応援ヘリが飛来することが想定されるため、応援ヘリの駐機、格納のためのスペースを確保

(オ) 災害対策本部代替拠点機能

地震・津波災害等により、県庁舎が使用できない場合に、災害対策本部として活動ができる機能を確保

イ 施設の特徴

(ア) 備蓄倉庫、防災広場と防災航空センターを一体的に整備しているため、救援物資の緊急輸送の即応が可能

(イ) 県中央に位置し、広島空港に隣接しているため、県内各地へ短時間で物資の搬送が可能

ウ 施設の管理運営

区分	内容	管理運営
平常時	・防災に関する広報啓発 ・備蓄資機材等の管理 等	危機管理監、防災航空センター 健康福祉局
	・防災ヘリコプターの運航	防災航空センター
災害発生時	・災害対策本部との連絡調整 ・備蓄物資搬入、搬出作業 ・救援物資の仕分け、一次保管作業 ・応援要員、ボランティア受入 等	災害対策本部 (危機管理監、健康福祉局等)
	・防災ヘリコプターの運航	災害対策本部事務局

エ 施設の概要

施設名称	広島県防災拠点施設		
所在地	〒729-0416 三原市本郷町善入寺94-22		
敷地面積	約24,918㎡		
構成施設等	※ 備蓄倉庫棟	鉄骨造1階建て 床面積4,482㎡	物資の備蓄 救援物資の集積・搬送
	主な 備蓄物資	【食料品】 クラッカー、液体ミルク、粉ミルク、離乳食、ビスケット、アルファ化米 【生活必需品】 毛布、紙おむつ（幼児用、成人用）、生理用品、簡易トイレ（凝固剤、収納袋） 【防災資機材】 <u>（地域住民用）</u> ビニールシート、一輪車、バール、ハンマー、のこ、金てこ、RCバール、救助ロープ、防塵メガネ、防塵マスク、ケブラー手袋、絶縁ボルトクリッパー、油圧ジャッキ、土のう袋 <u>（防災拠点用）</u> ヘルメット、軍手、雨具、畳（緊急畳）、毛布（真空パック）、ウォーターコンテナ、カセットコンロ、石油ストーブ、扇風機、救急箱、災害用敷マット	
	※ 管理棟	鉄骨造2階建て 床面積約1,883㎡	防災航空センター事務室、会議室、防災室、多目的室
	ヘリ格納庫		防災ヘリコプター格納庫
	防災広場	約8,500㎡	救援物資の仕分け作業スペース 救援部隊の集結スペース
駐車場	約2,800㎡	防災活動用の駐車場	

※ 免震構造（特殊ゴム等で構成される免震装置により地震時の建築物の揺れを小さくする構造）

(2) 救援拠点の指定配置

防災拠点施設を補完し、被災地における災害対策活動を迅速かつ効果的に実施するため、県は、既存の公園や体育館等の施設をあらかじめ救援拠点として指定し、災害発生時に必要に応じて開設することとしている。

ア 救援物資輸送拠点

県外から送られてくる大量の救援物資の受け入れ及び搬送のための拠点として、次のとおり計画している。

種類	施設	対象区域	箇所数
陸上対応	①救援物資搬入 ②救援物資一時保管用建屋 ③臨時ヘリポート用広場 ④その他（会議室、仮眠室等）	西部	3箇所
		中部	1箇所
		東部	2箇所
		北部	1箇所
		小計	7箇所
海上対応	①輸送船接岸用バース ②救援物資搬入・搬出用広場 ③救援物資一時保管用建屋 ④臨時ヘリポート用広場 ⑤その他（会議室、仮眠室等）	広島港	3箇所
		呉港	3箇所
		竹原港	1箇所
		大西港	1箇所
		尾道糸崎港	2箇所
		福山港	1箇所
		小計	11箇所
合計			18箇所

イ 救援部隊集結拠点

倒壊家屋等からの救出活動を迅速かつ効率的に行うための救援部隊の集結拠点として、次のとおり計画している。

種類	施設	対象区域	箇所数
警察	①救援部隊集結用広場 ②その他（会議室、仮眠室等）	広島市周辺 呉市周辺 尾道市周辺 福山市周辺 三次市周辺	6箇所（広島市周辺2箇所、その他各1箇所）
消防			16箇所（各1～6箇所）
自衛隊			6箇所（広島市周辺2箇所、その他各1箇所）
合計			28箇所

7 災害ボランティアの活用

阪神・淡路大震災では、多くのボランティアが被災地に駆けつけ、物資の仕分け、避難所の運営等様々な分野で活躍した。

このように、被災地における多様なニーズに対応したきめ細かな防災対策を講じていく必要があることから、平成10年3月、被災建築物応急危険度判定等の専門的な知識を有する分野のボランティアを登録する災害救援専門ボランティア制度を創設した。登録者は、第6表のとおりである。

第6表 救援専門ボランティアの登録者（令和5年3月31日現在の状況）

分野	活動内容	担当課	登録状況
建築物応急危険度判定	建物の倒壊、外壁等落下の危険度を調査し、建物使用の可否の判定	建築課	2,190名

第4-1表 防災会議の状況

区分 市町名	防災会議 設置の 有無	防災会議（令和4年度中）					防災会議の部会（数） （令和5年4月1日現在）										
		開催回数	開催目的				地震	風水害	土砂災害	雪害	救助	救急医療	通信連絡	原子力	その他		
			地域防災 計画の検 討・修正	防災行政無 線等防災に 関する施設 等の整備	防災訓練 の立案・ 検討	防災会議 の組織・ 運営										その他	
県計	23	17	17		4	2	1	2	2	1							
広島市	○	1	○			○		1	1								
呉市	○	1	○		○												
竹原市	○	1	○														
三原市	○	1	○														
尾道市	○	1	○														
福山市	○																
府中市	○																
三次市	○	1	○				○										
庄原市	○	1	○														
大竹市	○	1	○														
東広島市	○	1	○														
廿日市市	○	1	○														
安芸高田市	○	1	○														
江田島市	○	1	○		○	○											
府中町	○	1	○		○												
海田町	○	1	○														
熊野町	○																
坂町	○	1	○		○												
安芸太田町	○	1	○														
北広島町	○	1	○														
大崎上島町	○																
世羅町	○							1	1	1							
神石高原町	○																

第4-2表 地域防災計画の状況

区分 市町名	地域防災 計画の策 定の有無	地域防災計画（令和4年度中）											地域防災計画と は別に特別災害 対策計画を策定 している項目 (令和5年4月1日現在)				
		修正回数	修正内容										左の修正内容が特定災害 対策計画にかかる場合の 当該災害対策計画			震災対策 の項目	その他 の項目
			防災体制 の組織運 営に關する 修正	防災知識 普及啓発 に關する 修正	災害発生 危険箇所 に關する 修正	前記3項 以外の災 害予防対 策に關する 修正	情報連絡 体制に關 する修正	避難・救 護対策に 關する修 正	前記2項 以外の災 害予防対 策に關する 修正	災害復旧 復興に關 する修正	字句・数 字等の軽 微な事項 の修正	その他	震災対策 計画の修 正	風水害対 策計画の 修正	その他		
県計	23	17	15	16	12	15	16	16	12	14	17	11	16	13	7	16	12
広島市	○	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
呉市	○	1		○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○
竹原市	○	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
三原市	○	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
尾道市	○	1	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
福山市	○																
府中市	○																
三次市	○	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○
庄原市	○	1	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○			○	○
大竹市	○	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○
東広島市	○	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○
廿日市市	○	1	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	
安芸高田市	○	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
江田島市	○	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
府中町	○	1	○	○	○		○	○	○	○	○		○			○	○
海田町	○	1	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○
熊野町	○																
坂町	○	1	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○	○	○
安芸太田町	○	1									○						
北広島町	○	1	○	○		○	○	○	○	○	○		○			○	
大崎上島町	○																
世羅町	○																
神石高原町	○																

第4-3表 情報連絡体制、防災訓練の状況

区分 市町名	情報連絡体制（令和5年4月1日現在） 住民に対する避難の指示等の伝達手段									防災訓練（令和4年度中）										
	防災行政無線		農漁協 等通信 設備	広報車	サイレン	半鐘	報道 機関	自主 防災 組織	その他	訓練 回数	訓練の目的（回数）						訓練の形態（回数）			
	戸別	同報									風水害	土砂 災害	地震 ・津波	コンピ ナート 災害	大火災	林野 火災	その他	総合 訓練 (実働)	図上 訓練	通信 訓練
県計	13	16	1	23	14	16	14	16	66	37	18	23			2	8	25	32	6	3
広島市	○	○		○	○		○	○	○	19	9		9			7	1	12	3	3
呉市	○	○		○			○		○	2	2	2	2				1	1		
竹原市				○					○	4	3		1				3		1	
三原市	○	○	○	○	○		○	○	○	5	5						2	1	2	
尾道市	○			○			○	○	○	1			1					1		
福山市		○		○	○		○	○		2	1		1				1	1		
府中市		○		○			○	○	○	2	1	1					1	1		
三次市				○	○		○	○	○	2	1	1	1			1	1	1		
庄原市		○		○	○		○		○	1	1	1					1			
大竹市	○	○		○	○		○			7	5	5	2				2	5		
東広島市				○					○	3	1		2				1	2		
廿日市市	○	○		○	○		○	○		4	3		1				1	3		
安芸高田市				○			○	○	○	1	1	1						1		
江田島市	○	○		○	○		○	○		3	1		1		1		2	1		
府中町		○		○	○		○			2		1	1				1	1		
海田町	○	○		○	○		○	○	○	1	1	1					1			
熊野町	○	○		○	○			○	○	4		3			1		4			
坂町	○	○		○	○			○	○	1			1				1			
安芸太田町	○	○		○	○			○												
北広島町				○					○	2	2	2					1	1		
大崎上島町	○	○		○	○															
世羅町	○	○		○			○		○											
神石高原町				○			○	○	○											

第4-4表 防災無線通信施設の状況

区分	移動系無線（令和5年4月1日現在）															
	基地局数	中継局数	形態別移動局数			設置場所別移動局数										
			車載型	可搬型	携帯型	役場等	公共施設	職員宅	指定 地方 行政 機関	消防 機関	自主 防災 組織	警察 機関	医療 機関	その他	計	
市町名																
県計	14	57	307	5	1,041	554	245				477			49	42	1,367
広島市			24		589	343	211				3			49	7	613
呉市																
竹原市			28		61	1	27				61					89
三原市																
尾道市																
福山市																
府中市																
三次市																
庄原市	5	50	70	1	62	53					80					133
大竹市																
東広島市																
廿日市市																
安芸高田市	1	2	84		161	64					181					245
江田島市																
府中町	1		14		12	26										26
海田町	1	1	6		19	15					10					25
熊野町					28	11	7				10					28
坂町	1				40	6									35	41
安芸太田町	1	2	49	4	69	24					98					122
北広島町																
大崎上島町																
世羅町																
神石高原町	4	2	32			11					34					45

第4-5表 自主防災組織の状況

(令和5年4月1日現在)

市 町	組織率 (カバー率)	自主防災組織の組織数				組織世帯数 (カバー世帯数)
		町内会	小学校区	その他	計	
広島市	100.0%	1,930			1,930	579,440
呉市	87.0%	334		58	392	92,487
竹原市	100.0%			17	17	12,042
三原市	78.3%	133			133	33,828
尾道市	68.5%	137	4	8	149	43,787
福山市	100.0%		65	15	80	214,259
府中市	99.4%	69			69	16,912
三次市	100.0%	19			19	23,154
庄原市	78.1%	21		58	79	11,701
大竹市	74.8%	40		1	41	9,642
東広島市	100.0%		48		48	89,663
廿日市市	99.4%		16	11	27	52,897
安芸高田市	92.0%	37	1	47	85	12,245
江田島市	100.0%	31			31	11,022
府中町	88.6%	64			64	21,188
海田町	86.4%	37			37	12,133
熊野町	31.8%	4		12	16	3,397
坂町	82.0%	13			13	4,723
安芸太田町	37.7%	8			8	1,149
北広島町	80.8%	64			64	6,714
大崎上島町	56.4%	17			17	2,292
世羅町	83.6%	30		14	44	5,692
神石高原町	100.0%	30			30	3,781
	94.7%	3,018	134	241	3,393	1,264,148

第4-6-1表 災害危険箇所の状況（その1）

（令和5年4月1日現在）

※広島県土砂災害警戒区域等指定箇所一覧

（単位：箇所）

事務所名	市区町名		土石流		急傾斜		地すべり		合計	
			警戒区域	内、特別警戒区域	警戒区域	内、特別警戒区域	警戒区域	内、特別警戒区域	警戒区域	内、特別警戒区域
西部	広島市	中区	0	0	7	7	0	0	7	7
		東区	171	153	422	377	0	0	593	530
		南区	45	41	231	207	0	0	276	248
		西区	83	74	316	267	0	0	399	341
		安佐南区	479	370	1,082	1,030	0	0	1,561	1,400
		安佐北区	1,136	1,024	1,591	1,554	2	0	2,729	2,578
		安芸区	346	321	449	433	0	0	795	754
		佐伯区	510	454	914	866	3	0	1,427	1,320
	小計	2,770	2,437	5,012	4,741	5	0	7,787	7,178	
	安芸高田市	842	809	1,054	1,032	4	0	1,900	1,841	
	江田島市	263	238	543	526	0	0	806	764	
	府中町	25	21	57	51	0	0	82	72	
	海田町	39	33	46	45	0	0	85	78	
	熊野町	130	109	138	128	0	0	268	237	
坂町	73	57	81	76	0	0	154	133		
計	4,142	3,704	6,931	6,599	9	0	11,082	10,303		
呉支所	呉市	1,462	1,345	2,638	2,431	0	0	4,100	3,776	
	計	1,462	1,345	2,638	2,431	0	0	4,100	3,776	
廿日市支所	廿日市市	668	595	1,066	1,030	4	0	1,738	1,625	
	大竹市	218	196	283	275	2	0	503	471	
	計	886	791	1,349	1,305	6	0	2,241	2,096	
安芸太田支所	安芸太田町	450	423	699	692	6	0	1,155	1,115	
	北広島町	762	730	1,209	1,199	5	0	1,976	1,929	
	計	1,212	1,153	1,908	1,891	11	0	3,131	3,044	
東広島支所	東広島市	1,253	1,189	2,555	2,436	3	0	3,811	3,625	
	竹原市	631	581	686	681	0	0	1,317	1,262	
	大崎上島町	81	68	274	265	0	0	355	333	
	計	1,965	1,838	3,515	3,382	3	0	5,483	5,220	
東部	福山市	1,108	978	2,547	2,469	16	0	3,671	3,447	
	府中市	540	479	1,042	1,008	2	0	1,584	1,487	
	神石高原町	356	317	1,268	1,249	12	0	1,636	1,566	
	計	2,004	1,774	4,857	4,726	30	0	6,891	6,500	
三原支所	三原市	1,173	997	1,878	1,838	2	0	3,053	2,835	
	尾道市	939	870	2,014	1,974	6	0	2,959	2,844	
	世羅町	421	359	1,134	1,098	5	0	1,560	1,457	
	計	2,533	2,226	5,026	4,910	13	0	7,572	7,136	
北部	三次市	1,065	1,016	1,998	1,949	18	0	3,081	2,965	
	計	1,065	1,016	1,998	1,949	18	0	3,081	2,965	
庄原支所	庄原市	1,623	1,544	2,518	2,478	27	0	4,168	4,022	
	計	1,623	1,544	2,518	2,478	27	0	4,168	4,022	
合計			16,892	15,391	30,740	29,671	117	0	47,749	45,062

第4-6-2表 災害危険箇所の状況（その2）

令和5年4月1日現在

区分 市町名	山地に起因する 災害危険箇所			なだれ災害危険箇所		
	箇所数			箇所数		
県計			25,047			336
広島市			3,857			
呉市			1,969			
竹原市			562			
三原市			1,524			
尾道市			1,611			
福山市			1,993			
府中市			673			
三次市			1,626			44
庄原市			2,603			92
大竹市			178			
東広島市			2,053			
廿日市市			998			7
安芸高田市			870			56
江田島市			536			
府中町			56			
海田町			88			
熊野町			156			
坂町			120			
安芸太田町			671			52
北広島町			784			85
大崎上島町			257			
世羅町			835			
神石高原町			1,027			

第4-6-3表 災害危険箇所状況（その3）

管理		重要水防箇所					
		河川			海岸		
県計		箇所数		734	箇所数		118
県管理	西部			33			
	呉支所			6			41
	廿日市支所			7			3
	安芸太田支所			4			
	東広島支所			15			21
	東部			22			8
	三原支所			18			28
	北部			13			
	庄原支所			16			
	広島港湾						17
国管理	太田川			337			
	三次			68			
	福山			195			

令和5年4月1日現在

区分		ため池 (貯水量1000m ³ 以上)			宅地造成工事規制区域 (法律指定)		
		箇所数			面積	(km ²)	
市町名		箇所数		3,931	面積	(km ²)	2,355.74
県計							
広島市				74			591.26
呉市				107			220.82
竹原市				32			106.66
三原市				222			249.68
尾道市				276			144.01
福山市				682			310.89
府中市				95			37.07
三次市				493			67.38
庄原市				537			
大竹市				2			14.10
東広島市				775			392.40
廿日市市				26			109.23
安芸高田市				220			
江田島市				14			50.43
府中町				3			7.81
海田町				2			9.99
熊野町				50			30.88
坂町				0			13.13
安芸太田町				0			
北広島町				96			
大崎上島町				19			
世羅町				168			
神石高原町				38			

第5 予防行政の現況

第5 予防行政の現況

1 火災予防思想の普及

(1) 火災予防運動

毎年、秋季（11月9日～15日）及び春季（3月1日～7日）全国火災予防運動が全国統一標語のもとに実施されている。（第1表）

この運動は、火災の多発期である冬季及び春季を迎えるに当たって国民の火災に対する警戒心を呼び起こし、火災及び火災による死傷者の発生を防止するため、昭和24年から春秋の2回、全国一斉に行われているものであり、県内においては、市町等により、火災予防パレード、消防訓練、特別査察、体験入隊等の行事などの各種広報活動が積極的に展開されている。

また、春季全国火災予防運動期間には、車両火災の防止を目的として、消防庁と国土交通省の共唱による「車両火災予防運動」が展開され、また、山火事予防目的として、消防庁と林野庁の共唱による「全国山火事予防運動」が展開されている。

第1表 全国火災予防運動の統一標語

年 度	統 一 標 語
平成22年度	消したかな あなたを守る 合言葉
平成23年度	消したはず 決めつけしないで もう一度
平成24年度	消すまでは 出ない行かない 離れない
平成25年度	消すまでは 心の警報 ONのまま
平成26年度	もういいかい 火を消すまでは まあだだよ
平成27年度	無防備な 心に火災が かくれんぼ
平成28年度	消しましょう その火その時 その場所で
平成29年度	火の用心 ことばを形に 習慣に
平成30年度	忘れてない？ サイフにスマホに 火の確認
令和元年度	ひとつずつ いいね！で確認 火の用心
令和2年度	その火事を 防ぐあなたに 金メダル
令和3年度	おうち時間 家族で点検 火の始末
令和4年度	お出かけは マスク戸締り 火の用心
令和5年度	火を消して 不安を消して つなぐ未来

(2) 文化財防火デー

昭和24年1月26日の法隆寺金堂火災及びその後における金閣寺などの重要文化財の焼失を契機として、昭和30年以来、毎年1月26日を「文化財防火デー」とし、文化財を火災から守るとともに国民一般の文化財愛護思想の高揚を図るため、消防庁と文化庁の共唱により実施されている。

消防機関と文化財の管理者等との連携により、この日を中心に文化財に対する防火訓練・査察等が実施されている。

2 民間防火組織

民間防火組織には、家庭の主婦等を対象とした女性防火クラブ、小・中学生を対象とした少年消防クラブ及び保育園児、幼稚園児を対象とした幼年消防クラブがあり、それぞれの立場で、それぞれの地域における防火思想の普及に貢献している。

令和5年5月1日現在の組織状況は、第2表のとおりである。

また、令和2年以降の組織の推移は、第3表のとおりである。

第2表 女性防火クラブ・少年消防クラブ・幼年消防クラブの現況

(令和5年5月1日現在)

区 分	現 況		
		ク ラ ブ 数	30
女性防火クラブ	活動状況 (クラブ数)	消火活動を行う	3
		連絡救護等	17
		啓発活動	10
	ク ラ ブ 員 数	3,642	
少年消防クラブ	ク ラ ブ 数	37	
	ク ラ ブ 員 数	1,396	
幼年消防クラブ	ク ラ ブ 数	258	
	ク ラ ブ 員 数	19,189	

第3表 女性防火クラブ・少年消防クラブ・幼年消防クラブの組織の推移

(令和5年5月1日現在)

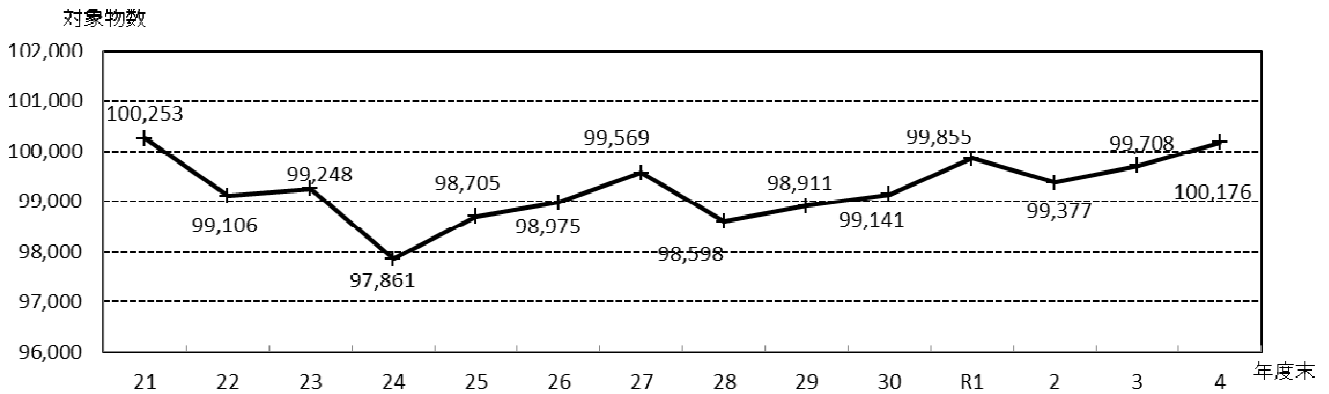
区 分	年			
	2	3	4	5
女性防火クラブ	34	33	32	30
	5,186	4,783	3,719	3,642
少年消防クラブ	37	37	36	37
	1,654	1,552	1,491	1,396
幼年消防クラブ	264	260	264	258
	19,758	19,544	20,233	19,189

3 防火対象物

(1) 防火対象物

県内の防火対象物（消防法施行令別表第1（一）項から（十六の三）項までに掲げる防火対象物で、延べ面積150㎡以上のもの並びに（十七）項及び（十八）項に掲げる防火対象物をいう。以下、同じ。）の数は、第1図のとおりである。

第1図 防火対象物数の状況



(2) 防火管理

消防法では、多数の人を収容する防火対象物の権原を有する者に対して、防火管理者を選任し、消防計画の作成、これに基づく消火・通報・避難の訓練の実施、消防用設備等の点検・整備、火気の使用又は取扱いに関する監督など、防火管理上必要な業務を行わせることを義務づけている。

ア 防火管理者

防火管理者として選任される資格は、防火管理に関する講習（防火管理講習）の課程を修了した者等で、防火管理上必要な業務を遂行する管理的又は監督的な地位にあるものとされている。

(3) 消防用設備等

消防法では、政令で定める防火対象物の関係者（所有者、管理者又は占有者）は、政令で定める技術上の基準に従って、消防用設備等を設置し、かつ、それを適正に維持しなければならないとされている。

ア 消防同意の処理状況

建築物の新築等において、許可、認可、確認等の権限を持つ行政庁等に、消防長又は消防署長が行う同意（消防同意）について、県内における令和4年度の同意件数は、3,270件であり、そのうち124件について消防機関による指導が行われている。

4 消防設備士

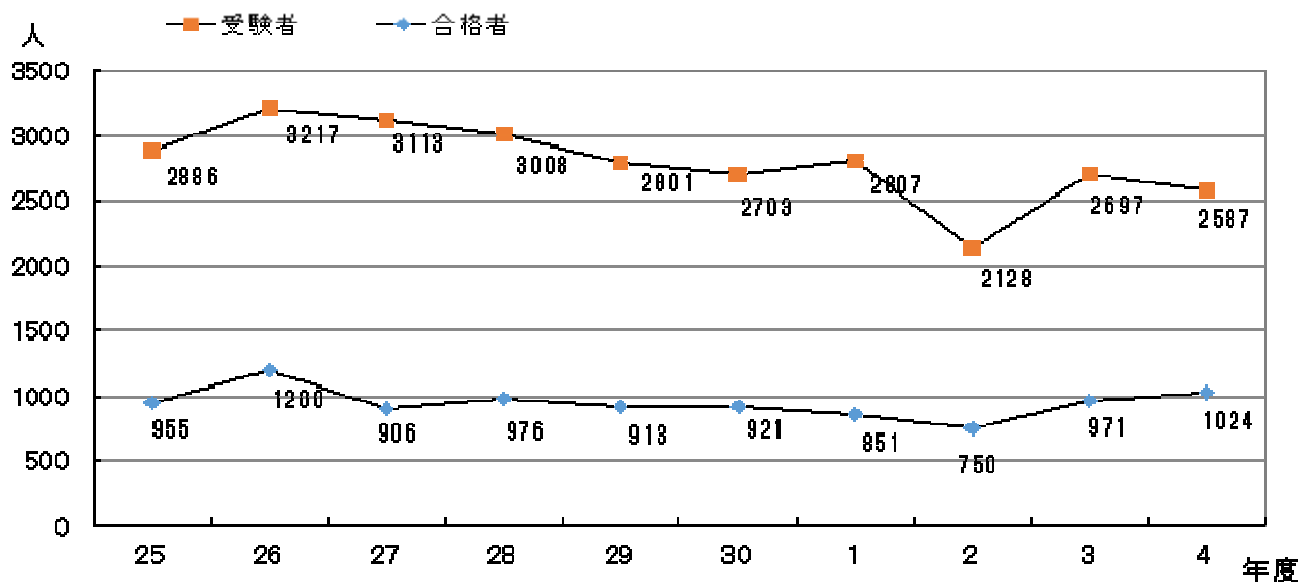
(1) 消防設備士試験

消防法により、消防用設備等の一定の工事又は整備については、消防設備士でなければ行っていないとされている。

消防設備士の資格を得るための試験として行う消防設備士試験は、昭和60年度から一般財団法人消防試験研究センターに委任して実施している。

平成25年度以降の実施状況は第2図のとおりである。

第2図 消防設備士試験の実施状況



(2) 消防設備士免状

消防設備士試験に合格した者の申請に基づき県知事が交付するものである。

令和4年度の免状交付数は、甲種451件、乙種573件となっている。

第5-1表 女性防火クラブの現況

(令和5年4月1日現在)

団 体 名	計		市 街 地		農 山 村 地 域		漁 村 地 域		その他の地域	
	組 織 数	人 員	組 織 数	人 員	組 織 数	人 員	組 織 数	人 員	組 織 数	人 員
県 計	23	3,534	9	1,930	6	224	2	19	6	1,361
広 島 市	6	1,734	6	1,734	-	-	-	-	-	-
呉 市	1	23	-	-	1	23	-	-	-	-
三 原 市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
尾 道 市	2	19	-	-	-	-	2	19	-	-
大 竹 市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
東 広 島 市	1	929	-	-	-	-	-	-	1	929
廿 日 市 市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
安 芸 高 田 市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
江 田 島 市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
府 中 町	2	185	2	185	-	-	-	-	-	-
北 広 島 町	5	201	-	-	5	201	-	-	-	-
備北地区消防組合	6	443	1	11	-	-	-	-	5	432
福山地区消防組合	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※数値は消防本部（局）管轄別のクラブの数値

第5-1表 女性防火クラブの現況

(令和5年4月1日現在)

団 体 名	計		消火活動		救護		啓蒙活動	
	組 織 数	人 員	組 織 数	人 員	組 織 数	人 員	組 織 数	人 員
県 計	23	3,534	3	59	10	1,518	10	1,957
広 島 市	6	1,734	-	-	-	-	6	1,734
呉 市	1	23	-	-	-	-	1	23
三 原 市	-	-	-	-	-	-	-	-
尾 道 市	2	19	1	10	1	9	-	-
大 竹 市	-	-	-	-	-	-	-	-
東 広 島 市	1	929	-	-	1	929	-	-
廿 日 市	-	-	-	-	-	-	-	-
安 芸 高 田 市	-	-	-	-	-	-	-	-
江 田 島 市	-	-	-	-	-	-	-	-
府 中 町	2	185	-	-	-	-	2	185
北 広 島 町	5	201	-	-	5	201	-	-
備北地区消防組合	6	443	2	49	3	379	1	15
福山地区消防組合	-	-	-	-	-	-	-	-

※数値は消防本部（局）管轄別のクラブの数値

第5-2表 少年消防クラブの現況

(令和5年4月1日現在)

団体名	組織別クラブ数						組織別クラブ員数						指導者数			
	計	学校単位		市町村単位	地区単位	その他	計	学校単位		市町村単位	地区単位	その他	計	学校単位		その他
		小学校	中学校					小学校	中学校					小学校	中学校	
県計	37	14	1	4	18	-	1,396	305	21	75	995	-	205	100	11	94
広島市	16	8	1	2	5	-	204	103	21	20	60	-	82	42	11	29
呉市	1	-	-	-	1	-	47	-	-	-	47	-	1	-	-	1
三原市	2	1	-	1	-	-	36	9	-	27	-	-	11	-	-	11
尾道市	3	3	-	-	-	-	98	98	-	-	-	-	31	31	-	-
大竹市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
東広島市	2	-	-	-	2	-	620	-	-	-	620	-	2	-	-	2
廿日市市	1	-	-	-	1	-	19	-	-	-	19	-	-	-	-	-
安芸高田市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
江田島市	1	-	-	-	1	-	12	-	-	-	12	-	2	-	-	2
府中町	1	-	-	1	-	-	28	-	-	28	-	-	18	-	-	18
北広島町	2	2	-	-	-	-	95	95	-	-	-	-	27	27	-	-
備北地区消防組合	5	-	-	-	5	-	177	-	-	-	177	-	5	-	-	5
福山地区消防組合	3	-	-	-	3	-	60	-	-	-	60	-	26	-	-	26

※数値は消防本部（局）管轄別のクラブの数値

第5-3表 幼年消防クラブの現況

(令和5年4月1日現在)

団体名	組織別クラブ数						組織別クラブ員数						指導者数			
	計	幼稚園 保育園 単位	学 校 単 位	市 町 村 単 位	地 区 単 位	その他	計	幼稚園 保育園 単位	学 校 単 位	市 町 村 単 位	地 区 単 位	その他	計	幼稚園 保育園 単位	学 校 単 位	その他
県計	258	257	-	-	1	-	19,189	19,167	-	-	22	-	2,009	2,009	-	-
広島市	40	40	-	-	-	-	3,586	3,586	-	-	-	-	878	878	-	-
呉市	10	9	-	-	1	-	517	495	-	-	22	-	50	50	-	-
三原市	7	7	-	-	-	-	180	180	-	-	-	-	28	28	-	-
尾道市	20	20	-	-	-	-	604	604	-	-	-	-	171	171	-	-
大竹市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
東広島市	53	53	-	-	-	-	4,749	4,749	-	-	-	-	53	53	-	-
廿日市市	38	38	-	-	-	-	2,398	2,398	-	-	-	-	-	-	-	-
安芸高田市	12	12	-	-	-	-	289	289	-	-	-	-	12	12	-	-
江田島市	4	4	-	-	-	-	346	346	-	-	-	-	8	8	-	-
府中町	12	12	-	-	-	-	2,117	2,117	-	-	-	-	384	384	-	-
北広島町	6	6	-	-	-	-	170	170	-	-	-	-	56	56	-	-
備北地区消防組合	31	31	-	-	-	-	1,500	1,500	-	-	-	-	31	31	-	-
福山地区消防組合	25	25	-	-	-	-	2,733	2,733	-	-	-	-	338	338	-	-

※数値は消防本部（局）管轄別のクラブの数値

第5-4表 防火対象物数（その1）

（令和5年3月31日現在）

区分 団体名	1		2				3		4	5		6				7	8	9		10
	イ 劇場等	ロ 公会堂等	イ キャバレー等	ロ 遊技場等	ハ 風俗営業等	ニ カラオケ等	イ 料理店等	ロ 飲食店等	百貨店等	イ 旅館等	ロ 共同住宅等	イ 病院等	ロ 入所福祉施設 自立避難困難者	ハ 児童擁護施設等 老人福祉施設	ニ 幼稚園 特別支援学校	学校	図書館等	イ 特殊浴場	ロ 一般浴場	停車場等
県計	97	1345	20	156	3	38	18	1406	3145	795	31792	1410	957	1976	327	3424	154	32	45	59
広島市	33	435	2	62	2	18	4	494	1039	223	16308	480	261	547	130	1276	19	28	8	30
呉市	7	154	0	14	0	2	7	90	242	75	1725	156	86	148	36	299	19	0	11	3
竹原市	3	17	0	1	0	0	0	14	34	18	189	18	15	26	0	39	7	0	0	1
三原市	4	48	0	3	0	1	0	63	125	28	839	52	41	75	20	138	4	0	1	1
尾道市	6	49	6	3	0	0	4	62	185	101	1052	69	75	141	23	182	15	1	2	1
福山市	10	169	8	33	1	9	0	307	618	100	5122	236	184	419	50	543	26	1	6	5
府中市	2	15	0	2	0	0	0	14	53	5	285	26	20	41	1	39	4	0	0	1
三次市	7	56	1	4	0	1	0	51	106	30	406	36	31	71	3	97	12	0	2	2
庄原市	2	55	0	3	0	1	0	25	45	37	204	22	35	51	3	80	10	0	5	0
大竹市	1	15	0	1	0	0	2	13	44	4	291	26	15	24	2	26	4	0	0	0
東広島市	7	36	1	12	0	5	0	108	271	27	2474	113	66	160	16	280	5	0	3	3
廿日市市	3	63	0	6	0	0	0	57	115	65	993	68	46	80	20	96	5	0	1	7
安芸高田市	1	6	0	1	0	0	0	11	43	9	99	22	13	55	2	52	1	0	2	0
江田島市	1	26	0	0	0	0	0	9	25	13	125	15	11	17	1	28	2	0	1	2
府中町	0	10	0	2	0	1	0	11	29	0	761	16	8	17	7	37	0	1	0	0
海田町	0	8	0	3	0	0	0	16	29	3	440	14	2	18	6	31	2	0	0	1
熊野町	1	13	0	1	0	0	0	3	31	5	99	10	8	14	3	23	2	0	0	0
坂町	1	10	0	0	0	0	0	10	10	0	82	6	2	6	0	13	0	1	0	0
廿日市市吉和	1	5	0	0	0	0	0	1	2	4	6	1	2	0	2	2	0	0	0	0
安芸太田町	2	38	0	1	0	0	0	3	8	7	17	1	4	11	0	13	0	0	1	0
北広島町	3	71	1	1	0	0	1	14	30	14	126	11	19	19	0	44	7	0	0	1
大崎上島町	0	5	1	1	0	0	0	4	10	12	63	2	3	5	2	31	1	0	0	0
世羅町	0	19	0	2	0	0	0	20	47	8	64	9	5	17	0	31	4	0	1	1
神石高原町	2	22	0	0	0	0	0	6	4	7	22	1	5	14	2	24	3	0	1	0

第5-4表 防火対象物数（その2）

（令和5年3月31日現在）

区分 団体名	1 1	1 2		1 3		1 4	1 5	1 6		16の2	16の3	1 7	1 8	合計
	神社・寺院等	イ 工場等	ロ スタジオ	イ 駐車場等	ロ 航空機格納庫	倉庫	事務所等	イ 特定複合用途 防火対象物	ロ 非特定複合用途 防火対象物	地下街	準地下街	文化財	以上のアーケード 延長五十メートル	
県計	1,028	11,934	8	1,384	6	8,472	10,860	9,039	10,029	1	0	185	31	100,176
広島市	354	2764	7	516	4	2055	3179	4374	5994	1	0	5	11	40,663
呉市	80	1078	0	129	0	465	621	709	593	0	0	13	6	6,768
竹原市	22	195	0	12	0	172	195	92	31	0	0	10	1	1,112
三原市	40	486	0	44	2	352	583	281	178	0	0	2	0	3,411
尾道市	108	856	0	78	0	636	519	421	250	0	0	31	5	4,881
福山市	146	2138	0	170	0	1544	2116	1474	1622	0	0	50	8	17,115
府中市	15	430	0	25	0	244	193	141	233	0	0	8	0	1,797
三次市	26	412	0	80	0	380	329	153	79	0	0	12	0	2,387
庄原市	8	322	0	55	0	263	325	72	41	0	0	6	0	1,670
大竹市	19	221	0	8	0	177	213	83	75	0	0	0	0	1,264
東広島市	71	1126	0	72	0	769	827	385	350	0	0	4	0	7,191
廿日市市	55	440	0	54	0	347	316	210	90	0	0	11	0	3,148
安芸高田市	6	275	0	15	0	216	237	71	58	0	0	12	0	1,207
江田島市	11	149	0	9	0	79	128	63	49	0	0	0	0	764
府中町	13	57	0	14	0	15	70	124	121	0	0	1	0	1,315
海田町	5	148	0	11	0	110	85	86	63	0	0	0	0	1,081
熊野町	5	148	0	1	0	52	31	31	22	0	0	0	0	503
坂町	3	63	0	8	0	116	54	18	11	0	0	0	0	414
廿日市市吉和	0	7	0	5	0	14	18	8	4	0	0	0	0	82
安芸太田町	13	52	0	14	0	28	71	36	31	0	0	0	0	351
北広島町	10	265	1	33	0	216	216	94	58	0	0	5	0	1,260
大崎上島町	11	65	0	4	0	53	120	27	11	0	0	3	0	434
世羅町	3	141	0	19	0	83	304	55	25	0	0	1	0	859
神石高原町	4	96	0	8	0	86	110	31	40	0	0	11	0	499

第5-5表 防火管理者の選任状況

(令和5年3月31日現在)

区分	消防法第8条該当防火対象物数	管理権原が単一のもの			管理権原が2以上に分かれているもの								
		対象物数	防火管理者届出	消防計画届出	対象物数	防火管理者の選任が完全に実施されているもの				部分的に防火管理者を選任しているもの			
						全管理権原者が共同して1人の防火管理者を選任している対象物数	防火管理者が2人以上選任されているもの 対象物数	届出防火管理者数	消防計画届出対象物数 全体の計画届出	一部分の計画届出	対象物数	防火管理者数	一部分の消防計画届出対象物数
県計	23,506	22,698	20,426	19,568	808	239	390	1,215	588	17	110	573	92
1	イ 劇場等	53	53	52	48								
	ロ 公会堂等	1,302	1,297	1,251	1,212	5		5	10	4	1		
2	イ キャバレー等	17	16	13	13	1	1			1			
	ロ 遊技場等	135	135	131	130								
	ハ 風俗営業等	2	2	1	1								
	ニ カラオケボックス等	38	38	38	37								
3	イ 料理店等	15	15	14	11								
	ロ 飲食店	1,331	1,307	1,060	1,013	24	11	4	8	15		4	5
4	百貨店等	2,222	2,191	1,892	1,806	31	5	19	42	20	2	5	10
5	イ 旅館等	491	487	478	471	4	1	3	6	4			
	ロ 共同住宅等	3,910	3,829	3,325	3,152	81	72	5	10	75			
6	イ 病院等	444	442	417	403	2		2	11	2			
	ロ 自立避難困難者入所社会福祉施設等	715	711	679	653	4	1	2	4	3			
	ハ 老人福祉施設、児童養護施設等	1,139	1,135	1,072	1,026	4	1	3	6	4			
	ニ 幼稚園等	179	179	177	173								
7	学校等	1,004	937	918	888	67		64	128	64		1	1
8	図書館等	101	101	100	94								
9	イ 特殊浴場等	19	19	18	18								
	ロ 一般浴場等	13	13	12	11								
10	停車場等	2	2	1	1								
11	神社・寺院等	424	424	369	340								
12	工場等	841	834	788	751	7	3	2	4	5		1	1
	スタジオ	1	1	1	1								
13	イ 駐車場等	10	10	10	9								
	ロ 航空機格納庫	1	1	1	1								
14	倉庫	236	233	216	212	3		2	7	2			
15	事務所等	2,043	2,018	1,856	1,782	25	3	16	33	19		5	76
16	イ 特定複合用途対象物	5,432	4,948	4,385	4,209	484	110	244	895	327	12	86	465
	ロ 非特定複合用途防火対象物	1,346	1,281	1,117	1,071	65	31	18	49	42	2	8	15
16の2	地下街	1				1		1	2	1			
16の3	準地下街												
17	文化財	39	39	34	31								

第5-6表 消防用設備等の設置状況

(令和5年3月31日現在)

区分	自動火災報知設備					屋内消火栓設備					スプリンクラー設備					
	対象物	設置数	特例数	違反数	違反率	対象物	設置数	特例数	違反数	違反率	対象物	設置数	特例数	違反数	違反率	
県計	46,681	40,670	5,595	243	0.5	11,389	8,745	2,344	178	1.6	3,195	2,662	515	9	0.3	
1	イ 劇場等	87	84	3		49	49				23	22	1			
	ロ 公会堂等	775	741	34		155	146	9			8	8				
2	イ キャバレー等	12	11	1		1	1									
	ロ 遊技場等	152	152			55	53	2			24	24				
	ハ 風俗営業等	3	3													
	ニ カラオケボックス等	42	42			1	1									
3	イ 料理店等	16	16			1	1									
	ロ 飲食店	637	591	42	4	0.6	30	28	1	1	3.3					
4	百貨店等	1,822	1,794	25	3	0.2	338	328	9	1	0.3	185	183	2		
5	イ 旅館等	1,481	1,293	188			181	179	1	1	0.6	38	38			
	ロ 共同住宅等	11,499	8,432	3,040	12	0.1	2,430	877	1,544	4	0.2	786	303	481	1	0.1
6	イ 病院等	112	112				47	47				104	100	2		
	ロ 自立避難困難者入所社会福祉施設等	1,638	1,613	25			162	158	4			915	905	4		
	ハ 老人福祉施設、児童養護施設等	546	542	3	1	0.2	42	42				231	230	1		
	ニ 幼稚園等	1,539	1,512	26	1	0.1	113	110	3			29	29			
7	学校等	2,911	2,908	1			1,733	1,723	10			7	7			
8	図書館等	101	99	2			40	39				3	3			
9	イ 特殊浴場等	33	33				6	6								
	ロ 一般浴場等	16	16				3	3				1	1			
10	停車場等	25	22	2			7	5	1			1	1			
11	神社・寺院等	143	140	1			38	34	2							
12	工場等	5,815	5,328	276	117	2.0	2,232	1,879	194	95	4.3	17	13	2	2	11.8
	スタジオ	6	6				7	4	2							
13	イ 駐車場等	375	332	38	4	1.1	7	6	1							
	ロ 航空機格納庫	6	6													
14	倉庫	3,132	2,931	126	38	1.2	975	837	75	37	3.8	22	21		1	4.5
15	事務所等	3,413	2,958	430	17	0.5						1			1	100.0
16	イ 特定複合用途対象物	6,639	5,496	1,121	22	0.3	1,398	984	392	12	0.9	75	73	2		
	ロ 非特定複合用途防火対象物	3,502	3,299	166	24	0.7	695	655	35	5	0.7	680	674	5	1	0.1
16の2	地下街	1	1				638	546	58	22	3.4	44	26	15	3	6.8
16の3	準地下街						1	1				1	1			
17	文化財	202	157	45												
18	延長50m以上のアーケード						4	3	1							

第 5 - 7 表 消防設備士試験実施状況

種別 年度	合計			甲種小計			甲種特類			甲種第1類			甲種第2類			甲種第3類			甲種第4類			甲種第5類		
	受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率
25	2,886	955	32.2	1,259	394	20.8	48	20	25.0	330	66	15.9	73	33	27.8	117	41	22.2	577	193	21.8	114	41	24.1
26	3,217	1,200	33.1	1,365	412	31.3	35	7	41.7	445	107	20.0	88	30	45.2	101	40	35.0	603	198	33.4	93	30	36.0
27	3,113	906	37.3	1,328	323	30.2	36	6	20.0	407	60	24.0	116	44	34.1	99	22	39.6	540	147	32.8	130	44	32.3
28	3,008	976	29.1	1,351	401	24.3	39	6	16.7	413	111	14.7	105	40	37.9	109	33	22.2	577	177	27.2	108	34	33.8
29	2,801	913	32.4	1,273	398	29.7	33	12	15.4	353	95	26.9	79	38	38.1	93	39	30.3	595	169	30.7	120	45	31.5
30	2,703	921	32.6	1,232	391	31.3	42	9	36.4	349	95	26.9	78	33	48.1	97	51	41.9	564	161	28.4	102	42	37.5
31	2,807	851	34.1	1,301	380	31.7	47	10	21.4	370	65	27.2	110	50	42.3	100	42	52.6	582	179	28.5	92	34	41.2
2	2,128	750	35.2	983	349	35.5	33	8	24.2	293	102	34.8	68	25	36.8	68	28	41.2	461	158	34.3	60	28	46.7
3	2,697	971	36.0	1,244	440	35.4	34	5	14.7	330	81	24.5	102	43	42.2	95	28	29.5	585	240	41.0	98	43	43.9
4	2,587	891	34.4	1,213	388	32.0	29	10	34.5	323	74	22.9	120	41	34.2	87	30	34.5	540	193	35.7	114	40	35.1

種別 年度	乙種小計			乙種第1類			乙種第2類			乙種第3類			乙種第4類			乙種第5類			乙種第6類			乙種第7類		
	受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率
25	1,627	561	41.4	163	43	25.5	40	12	45.5	33	3	31.1	330	104	43.4	43	23	43.5	761	236	38.7	257	140	57.3
26	1,852	788	34.5	181	90	26.4	43	22	30.0	43	15	9.1	512	140	31.5	34	14	53.5	753	348	31.0	286	159	54.5
27	1,785	583	42.5	177	53	49.7	34	11	51.2	38	10	34.9	538	164	27.3	25	13	41.2	714	212	46.2	259	120	55.6
28	1,657	575	32.7	182	52	29.9	54	21	32.4	47	13	26.3	415	135	30.5	32	13	52.0	701	227	29.7	226	114	46.3
29	1,528	515	34.7	123	24	28.6	43	10	38.9	46	16	27.7	367	114	32.5	38	15	40.6	722	244	32.4	189	92	50.4
30	1,471	530	33.7	129	40	19.5	34	13	23.3	28	10	34.8	407	99	31.1	44	17	39.5	651	250	33.8	178	101	48.7
31	1,506	471	36.0	132	32	31.0	24	10	38.2	40	9	35.7	357	108	24.3	51	14	38.6	698	209	38.4	204	89	56.7
2	1,145	401	35.0	77	27	35.1	22	13	59.1	21	8	38.1	314	97	30.9	28	9	32.1	551	173	31.4	132	74	56.1
3	1,453	531	36.5	89	33	37.1	25	10	40.0	34	11	32.4	320	100	31.3	41	19	46.3	777	273	35.1	167	85	50.9
4	1,374	503	36.6	93	19	20.4	29	11	37.9	33	6	18.2	287	83	28.9	33	8	24.2	714	277	38.8	185	99	53.5

第 5 - 8 表 消防設備士免状交付状況

区分 年度	合計	甲種							乙種							
		小計	特類	第1類	第2類	第3類	第4類	第5類	小計	第1類	第2類	第3類	第4類	第5類	第6類	第7類
25	1,037	310	16	61	35	38	174	35	727	36	11	14	124	28	224	146
26	942	359	9	53	22	31	174	40	583	64	20	7	109	9	287	137
27	962	329	7	82	48	29	149	42	633	57	14	11	153	17	221	131
28	961	357	3	66	37	22	127	21	604	42	13	11	85	11	164	96
29	698	276	10	108	42	39	179	42	422	44	12	16	127	16	273	129
30	1,037	420	8	75	35	41	148	26	617	29	9	9	83	10	197	91
31	761	333	6	75	39	46	174	51	428	41	14	11	122	17	224	89
2	689	315	6	92	33	26	136	22	374	24	10	8	73	11	171	77
3	991	450	14	84	38	38	229	47	541	28	5	8	111	14	283	92
4	1,024	451	9	85	42	36	229	50	573	31	18	11	91	13	301	108

第 5 - 9 表 消防設備士講習受講状況

区分 年度	合計	特殊消防用設備等	消火設備	警報設備	避難消火器
25	1,681	15	443	722	501
26	1,521	9	384	649	479
27	1,621	20	388	653	560
28	1,685	20	441	728	496
29	1,653	22	364	725	542
30	1,691	22	429	712	528
元	1,468	12	348	647	461
2	1,594	24	413	672	485
3	1,674	22	357	739	556
4	1,648	35	422	664	527

第6 危 險 物 規 制

第6 危険物規制

1 危険物の規制

消防法では、火災の発生や拡大の危険性が大きい、あるいは消火が困難であるなどの性状を有する物品を危険物として指定している。これら危険物はその性状に応じて第一類から第六類までの6種類に分類されている。

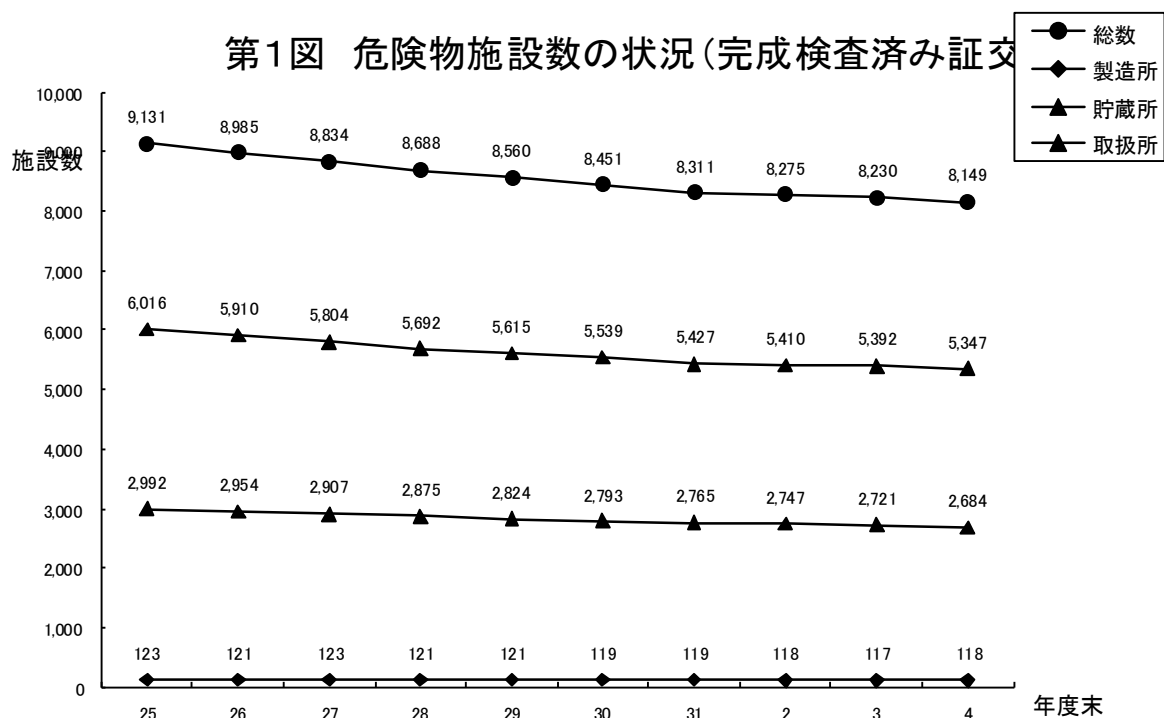
一定数量以上の危険物は、原則として消防法の許可を受けた危険物施設以外の場所で貯蔵し又は取り扱ってはならない。危険物施設は、製造所、貯蔵所、取扱所の3つに大別され、さらに貯蔵所は7つに、取扱所は4つに区分され、法令により位置、構造及び設備の技術上の基準が定められている。

また、危険物施設においては、危険物取扱者またはその立会いのもとでなければ危険物を取り扱ってはならず、法令で定める技術上の基準に従って危険物の貯蔵又は取扱いを行わなければならない。

危険物施設の許認可等の規制事務は、各消防本部（局）で行われている。

2 危険物施設

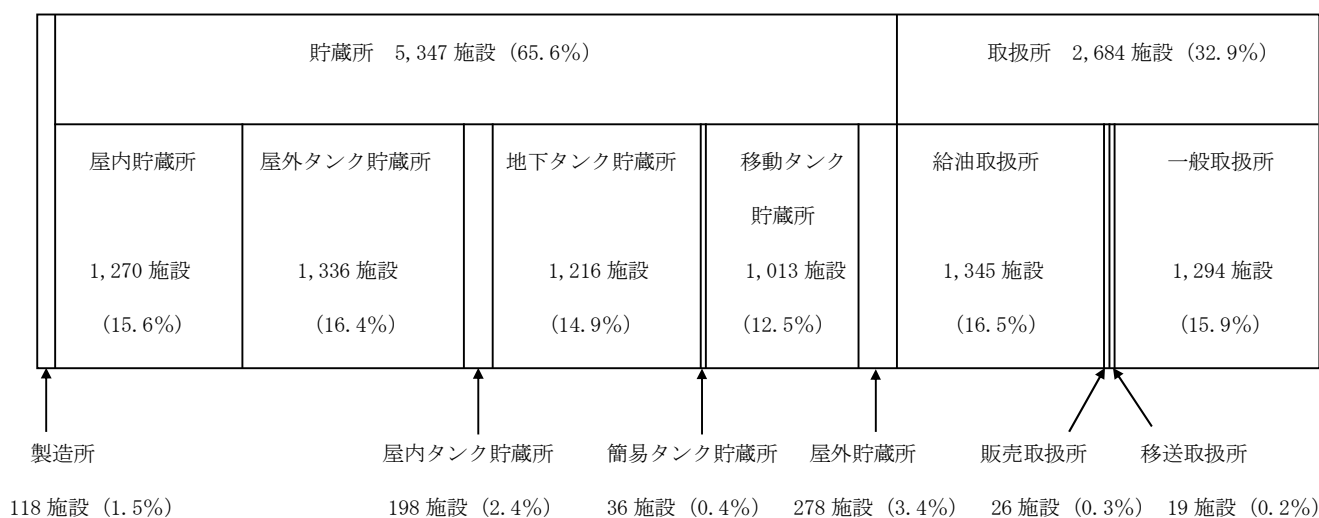
令和5年3月31日現在における県内の危険物施設の総数は8,149施設（完成検査済証交付施設）であり、危険物施設数の状況は第1図のとおり減少傾向で推移している。



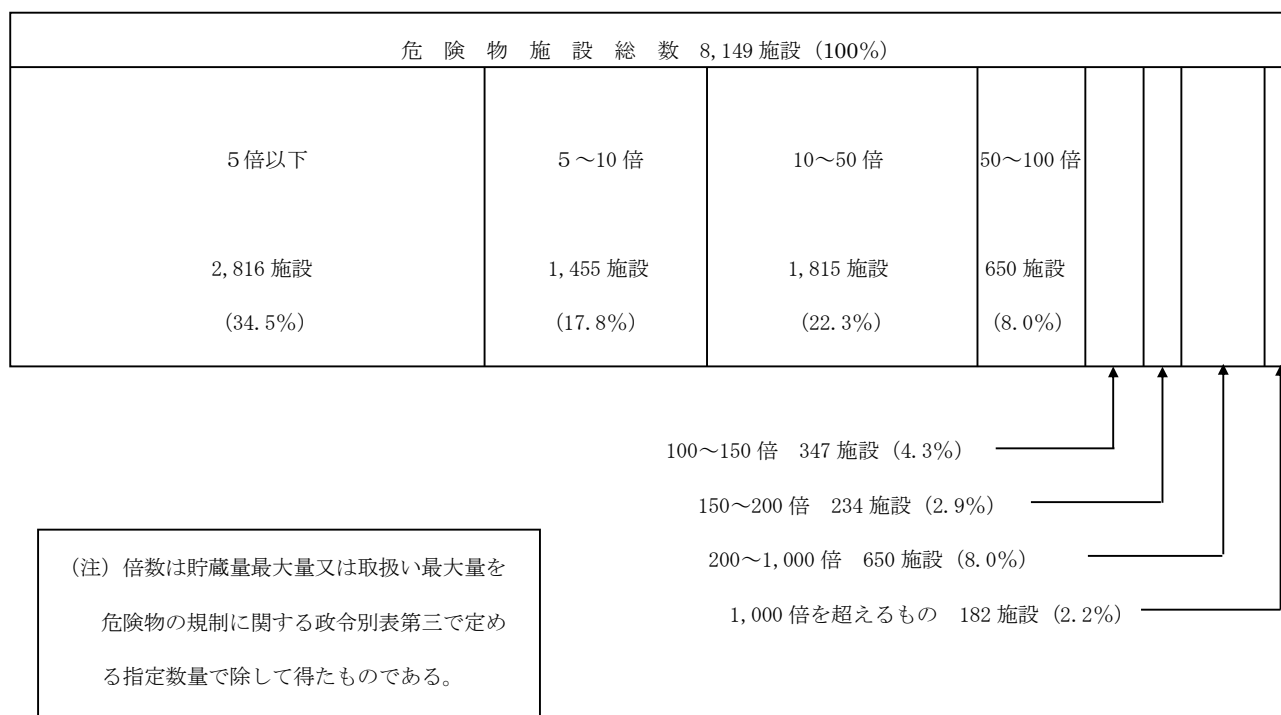
施設の構成を第2図に示す。給油取扱所が1,345施設と最も多く、次いで屋外タンク貯蔵所、一般取扱所の順になっている。

これを施設の規模別にみると、第3図のとおり、指定数量50倍以下の規模のものが全体の3/4を占め、なかでも5倍以下のものが全体の1/3強を占めている。

第2図 危険物施設の施設別状況（完成検査済証交付施設）



第3図 危険物施設の規模別構成比



3 危険物事業所

令和5年3月31日現在において、危険物施設が設けられている事業所は3,783カ所となっている。

このうち、消防法で義務づけられた危険物保安統括管理者を要する事業所は8カ所、危険物施設保安員を要する事業所は36カ所、予防規程を要する事業所は926カ所である。(第6-13表参照)

4 立入検査

令和5年度に立入検査を実施した施設数は2,175施設(延2,302施設)である。(第6-5表参照)

5 危険物施設等における事故

(1) 令和4年の状況

令和4年中に発生した危険物施設等の事故件数は38件である。(第6-17表参照)

内訳は施設の破損が20件、火災が9件、漏えいが6件、爆発が1件、コンタミが1件、その他が1件となっている。

(2) 最近の事故の状況

平成25年から令和4年までの最近10年間で危険物施設等の事故は334件発生している。これを施設区分、事故種別でみると次のとおりである。

ア 施設区分

施設毎の事故件数の内訳は給油取扱所が142件(42.5%)を占め、次いで一般取扱所64件(19.2%)となっている。

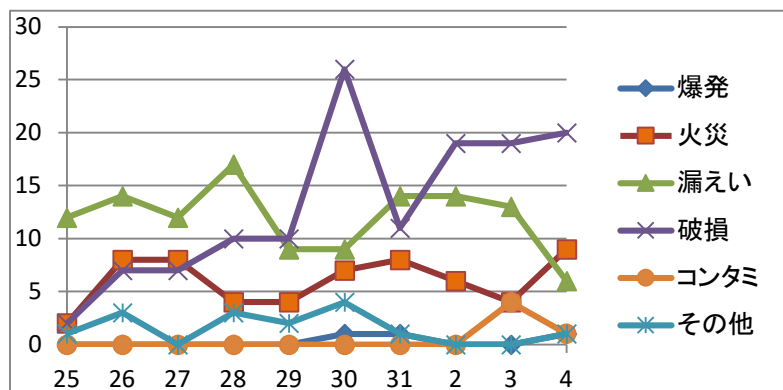
イ 事故種別

令和3年から事故種別にコンタミが追加され、事故種別でみると施設の破損131件(39.0%)、次いで危険物の漏えい120件(35.7%)、火災60件(18.0%)、コンタミ5件(1.5%)、爆発3件(0.9%)、その他15件(4.5%)となっている。

(3) 事故件数の推移

平成25年から令和4年までの危険物施設等における事故件数の推移は、第4図のとおりである。

第4図 危険物施設等の事故件数の推移



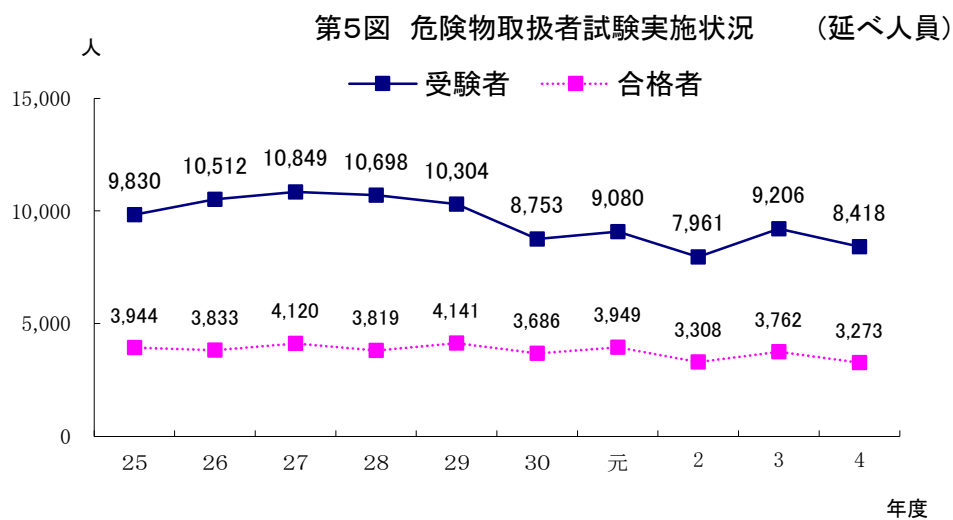
横軸：年
縦軸：件数

6 危険物取扱者試験及び危険物取扱者免状

危険物施設で危険物の取扱を行うことができる危険物取扱者は、甲種、乙種、丙種に区分され、乙種はさらに第1類から第6類に細分されており、それぞれ取り扱える危険物の種類が異なっている。

危険物取扱者試験は、昭和35年以降、毎年県知事が実施していたが、昭和60年度からは（一財）消防試験研究センターに試験の実施を委任している。

試験の実施状況は、第5図のとおりである。令和4年度中の危険物取扱者試験の受験者数は8,418人、合格者は3,273人であり、合格者のうち石油類を取り扱うことができる乙種第4類が53.4%、丙種が8.4%となっている。



7 危険物取扱者保安講習

危険物施設で現に危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者は、原則3年度以内ごとに、都道府県知事が行う危険物の取扱作業の保安に関する講習を受けなければならない。

令和4年度は、4,665人が受講した。

第6-1表 危険物施設数（完成検査済証交付施設）

令和5年3月31日現在

製造所等の別 年度別	総数	製造所	貯 蔵 所								取 扱 所					
			小計	屋 貯 蔵 所	屋外タンク 貯 蔵 所	屋内タンク 貯 蔵 所	地下タンク 貯 蔵 所	簡易タンク 貯 蔵 所	移動タンク 貯 蔵 所	屋 外 貯 蔵 所	小計	給 油 取 扱 所	1種販売 取 扱 所	2種販売 取 扱 所	移 送 取 扱 所	一 般 取 扱 所
25	9,131	123	6,016	1,348	1,542	259	1,507	39	1,010	311	2,992	1,511	24	10	23	1,424
26	8,985	121	5,910	1,325	1,518	251	1,467	39	1,000	310	2,954	1,488	24	10	23	1,409
27	8,834	123	5,804	1,315	1,484	242	1,417	39	999	308	2,907	1,461	21	10	24	1,391
28	8,688	121	5,692	1,304	1,442	231	1,369	37	1,029	280	2,875	1,439	21	10	23	1,382
29	8,560	121	5,615	1,297	1,433	227	1,334	36	1,015	273	2,824	1,411	19	11	23	1,360
30	8,451	119	5,539	1,291	1,410	224	1,305	36	1,006	267	2,793	1,397	19	10	23	1,344
31	8,311	119	5,427	1,282	1,384	214	1,271	36	979	261	2,765	1,376	19	10	21	1,339
2	8,275	118	5,410	1,283	1,384	203	1,250	36	992	262	2,747	1,373	20	10	20	1,324
3	8,230	117	5,392	1,274	1,358	196	1,246	36	1,018	264	2,721	1,366	17	10	19	1,309
4	8,149	118	5,347	1,270	1,336	198	1,216	36	1,013	278	2,684	1,345	15	11	19	1,294

第6-2表 消防本部別危険物施設数（完成検査済証交付施設）

令和5年3月31日現在

製造所等の別 消防本部等の別	総 数	製 造 所	貯 蔵 所												取 扱 所						事 業 所 数	
			小 計	屋 貯 蔵 所	内 所	屋 外 タ ン ク		貯 蔵 所		屋 内 タ ン ク 貯 蔵 所	地 下 タ ン ク 貯 蔵 所	簡 易 タ ン ク 貯 蔵 所	移 動 タ ン ク 貯 蔵 所	屋 外 貯 蔵 所	小 計	給 取 扱 所	油 取 扱 所	1種販売 取扱所	2種販売 取扱所	移 送 取 扱 所		一 般 取 扱 所
						準 特 定 屋 外 タ ン ク 旧 法 タ ン ク	特 定 屋 外 タ ン ク 旧 法 タ ン ク	旧 法 タ ン ク														
県 計	8,149	118	5,347	1,270	1,336	73	66	88	47	198	1,216	36	1,013	278	2,684	1,345	15	11	19	1,294	3,736	
消防本部設置市計	5,826	89	3,924	910	1,027	65	58	66	35	151	879	24	753	180	1,813	901	11	7	12	882	2,564	
広島市	2,017	5	1,309	321	118	26	25	4	4	79	416	2	316	57	703	385	4	4		310	1,010	
呉市	521		321	106	45	2	1			14	67	6	59	24	200	80	2	1	3	114	304	
三原市	413	6	254	62	52	3	2			10	78	1	45	6	153	88	1			64	242	
尾道市	384	3	263	78	51	1	1			7	52	3	36	36	118	65	2	1		50	215	
大竹市	915	47	727	54	485	32	29	33	15	1	21		151	15	141	14			4	123	44	
東広島市	915	13	613	179	158	1		8		17	158	7	72	22	289	143	1		3	142	459	
廿日市市	282	4	195	36	46					12	45	3	38	15	83	51		1		31	138	
安芸高田市	141		90	31	9					4	29	2	14	1	51	33				18	88	
江田島市	238	11	152	43	63			21	16	7	13		22	4	75	42	1		2	30	64	
消防本部設置町計	255	2	176	57	34	-	-	-	-	3	48	-	19	15	77	41	1	-	-	35	108	
府中町	49		34	19	2					1	12				15	5	1			9	15	
北広島町	206	2	142	38	32					2	36		19	15	62	36				26	93	
一部事務組合合計	2,068	27	1,247	303	275	8	8	22	12	44	289	12	241	83	794	403	3	4	7	377	1,064	
備北地区消防組合消防本部	472	1	278	49	48					8	100	5	63	5	193	113	1			79	339	
福山地区消防組合	1,596	26	969	254	227	8	8	22	12	36	189	7	178	78	601	290	2	4	7	298	725	

第6-3表 指定数量別・類別危険物施設数（完成検査済証交付施設）

令和5年3月31日現在

区分	製造所等の別	総数	製造所	貯 蔵 所												取 扱 所						
				小計	屋内貯蔵所	屋 外 タ ン ク 貯 蔵 所				屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	小計	給取扱所	油取扱所	1種販売取扱所	2種販売取扱所	移取扱所	送取扱所	一般取扱所
						標準屋外タンク貯蔵所	特定旧タンク	法定旧タンク	特定屋外タンク貯蔵所													
総数		8,149	118	5,347	1,270	1,336	73	66	88	47	198	1,216	36	1,013	278	2,684	1,345	15	11	19	1,294	
指定数量別	指定数量の5倍以下	2,816	10	2,164	567	200	-	-	-	-	99	666	36	536	60	642	112	9	-	-	521	
	5倍を超え 10倍以下	1,455	8	1,015	303	191	-	-	-	-	77	273	-	44	127	432	122	2	-	-	308	
	10 " 50 "	1,815	21	1,075	252	383	-	-	-	-	17	219	-	119	85	719	387	4	11	1	316	
	50 " 100 "	650	18	435	59	151	1	1	-	-	-	30	-	191	4	197	135	-	-	-	62	
	100 " 150 "	347	10	213	42	78	1	1	-	-	-	6	-	87	-	124	112	-	-	-	12	
	150 " 200 "	234	4	65	21	29	4	3	-	-	-	9	-	5	1	165	156	-	-	-	9	
	200 " 1,000 "	650	31	249	19	188	50	44	10	9	1	9	-	31	1	370	320	-	-	1	49	
	1,000 " 5,000 "	114	14	77	7	64	15	15	29	11	4	2	-	-	-	23	1	-	-	8	14	
	5,000 " 10,000 "	22	2	18	-	18	-	-	17	7	-	-	-	-	-	2	-	-	-	1	1	
10,000倍を超えるもの	46	-	36	-	34	2	2	32	20	-	2	-	-	-	10	-	-	-	8	2		
危険物の種類	第一類	9	-	9	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	第二類	16	-	13	12	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	3	-	-	-	-	3	
	第三類	8	-	6	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	2	
	第四類	7,949	90	5,222	1,168	1,320	73	66	88	47	198	1,216	36	1,008	276	2,637	1,345	15	10	19	1,248	
	第五類	27	2	25	23	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	第六類	21	-	20	2	14	-	-	-	-	-	-	-	4	-	1	-	-	-	-	1	
	混在	119	26	52	50	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	41	-	-	1	-	40	

第6-4表 容量・類別屋外タンク貯蔵所数（完成検査済証交付施設）

令和5年3月31日現在

区分	形態	総数	第一類	第二類	第三類												第五類	第六類
						小計	原油	ナフサ	ガソリン	灯油	軽油	重油	第四石油類	アルコール	水溶性	非水溶性		
総数		1,336	-	-	-	1,320	10	1	12	114	63	349	66	86	179	440	2	14
100 [*] 未満		912	-	-	-	897	-	1	3	97	37	265	54	57	100	283	2	13
100 [*] 以上500 [*] 未満		263	-	-	-	262	-	-	5	11	14	56	8	19	55	94	-	1
500〃 1,000〃		73	-	-	-	73	-	-	2	4	7	16	4	1	11	28	-	-
1,000〃 5,000〃		62	-	-	-	62	1	-	1	1	1	6	-	5	13	34	-	-
5,000〃 10,000〃		3	-	-	-	3	-	-	-	-	-	2	-	-	-	1	-	-
10,000〃 50,000〃		16	-	-	-	16	2	-	1	1	4	4	-	4	-	-	-	-
50,000〃 100,000〃		7	-	-	-	7	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

第6-5表 危険物施設に対する立入検査状況並びに危険物施設及び無許可施設に対する措置命令件数

（令和4年4月1日～令和5年3月31日）

区分	製造所等の区分	総数	製造所	貯 蔵 所								取 扱 所					
				小計	屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	小計	給油取扱所	第1種販売取扱所	第2種販売取扱所	移送取扱所	一般取扱所
立入検査	検査施設数	2,175	58	1,331	334	332	52	297	14	235	67	786	469	6	3	5	303
	延回数	2,302	58	1,380	348	350	56	309	14	236	67	864	517	6	4	5	332
命令件数		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

第6-6表 形態別危険物規制対象数（完成検査済証交付施設）その1

令和5年3月31日現在

形態区分 貯蔵・ 取扱い危険物	製 造 所	貯 蔵 所																取 扱 所									
		屋 内 貯 蔵 所							屋 外 タ ン ク	屋内タンク貯蔵所			地 下 タ ン ク 貯 蔵 所	移 動 貯 蔵 積 載 式	タ ン ク 所 積 載 型 I M D G コ ー ド	屋外貯蔵所		一 般 取 扱 所									
		平 屋 建			平 屋 建 以 外	建 築 物 内 設 置	屋 内 貯 蔵 所	平 屋 建 以 外		硫 黄 等	吹 付 塗 装	洗 浄				焼 入	ボ イ ラ	充 填	詰 替	油 圧 装 置	切 削 装 置	循 環 装 置					
		高 層 式	特 定 指 定	高 層 式																			過 酸 化 物	硫 黄 等	吹 付 塗 装	洗 浄	焼 入
総 数	118	1,270	6	155	1	-	-	28	1,336	198	85	1,216	1,013	80	58	278	-	1,294	48	3	21	241	35	181	45	6	11
高引火点(※)	2	8	1	2	-	-	-	-	8	-	-	-	1	-	-	7	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-
アルキルアルミ等(※)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※印は内数

第6-7表 形態別危険物規制対象数（完成検査済証交付施設）その2

令和5年3月31日現在

形態区分 建築物区分	給 油 取 扱 所						
	セルフ	航空機	船舶	鉄道等	自家用		
					セルフ	セルフ	
総 数	1,345	262	10	37	10	581	-
屋 内 (※)	71	14	-	-	-	4	-

※印は内数

第6-8表 容量別旧法タンクの新基準適合数（完成検査済証交付施設）

令和5年3月31日現在

区分	容量別	総 数	500 ^{kg} 以上 1,000 ^{kg} 未満	1,000 ^{kg} 以上10,000 ^{kg} 未満			10,000 ^{kg} 以上200,000 ^{kg} 未満			
				小計	1,000 ^{kg} 以上 5,000 ^{kg} 未満	5,000 ^{kg} 以上 10,000 ^{kg} 未満	小計	10,000 ^{kg} 以上 50,000 ^{kg} 未満	50,000 ^{kg} 以上 100,000 ^{kg} 未満	100,000 ^{kg} 以上 200,000 ^{kg} 未満
					小計	10,000 ^{kg} 以上 50,000 ^{kg} 未満		50,000 ^{kg} 以上 100,000 ^{kg} 未満	100,000 ^{kg} 以上 200,000 ^{kg} 未満	
旧 タ ン ク		113	66	33	32	1	14	12	2	-
新 基 準 適 合 数 (※)		101	58	29	28	1	14	12	2	-

※印は内数

第6-9表 容量及び形態別の地下貯蔵タンク等の数（完成検査済証交付施設）

令和5年3月31日現在

危険物の類別 タンク容量の別	総数	鋼製タンク				鋼製二重殻タンク (SSタンク)			鋼製強化プラスチック製 二重殻タンク (SFタンク)			強化プラスチック製 二重殻タンク (FFタンク)		
		小計	タンク室	直接埋立	漏れ防止	小計	タンク室	直接埋立	小計	タンク室	直接埋立	小計	タンク室	直接埋立
総数	5,090	3,785	453	3,267	65	51	5	46	1,208	53	1,155	46	2	44
1*以下のもの	26	24	4	20	-	-	-	-	2	-	2	-	-	-
1*を超え10*以下	3,503	3,299	285	2,967	47	6	2	4	190	20	170	8	-	8
10*を超え30*以下	1,152	406	147	242	17	38	-	38	688	25	663	20	2	18
30*を超え50*以下	378	45	14	30	1	7	3	4	308	1	307	18	-	18
50*を超え100*以下	31	11	3	8	-	-	-	-	20	7	13	-	-	-
100*を超えるもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

第6-10表 施設別の地下貯蔵タンク等の数（完成検査済証交付施設）

令和5年3月31日現在

施設区分 タンク種別	総数	製造所20号タンク				地下タンク貯蔵所				給油取扱所				一般取扱所20号タンク			
		小計	タンク室	直接埋立	漏れ防止	小計	タンク室	直接埋立	漏れ防止	小計	タンク室	直接埋立	漏れ防止	小計	タンク室	直接埋立	漏れ防止
総数	5,090	1	1	-	-	1,329	435	858	36	3,557	67	3,462	28	203	5	198	-
鋼製タンク	3,785	1	1	-	-	1,122	386	700	36	2,557	63	2,466	28	105	4	101	-
鋼製二重殻タンク (SSタンク)	51	-	-	-	-	6	4	2	-	42	-	42	-	3	-	3	-
鋼製強化プラスチック製 二重殻タンク (SFタンク)	1,208	-	-	-	-	194	43	151	-	920	4	916	-	94	1	93	-
強化プラスチック製 二重殻タンク (FFタンク)	46	-	-	-	-	7	2	5	-	38	-	38	-	1	-	1	-

第6-1-1表 容量及び形式別の移動タンク貯蔵所数（完成検査済証交付施設）

令和5年3月31日現在

容量別	形式別	総数	単一車形式		被牽引車			
			積載式以外	積載式	積載式以外	積載式	積載式	
総数		1,013	846	819	27	167	108	59
2キロリットル以下のもの		249	249	243	6	-	-	-
2キロリットルを超え4キロリットル以下		295	295	294	1	-	-	-
4キロリットルを超え14キロリットル以下		209	200	180	20	9	3	6
14キロリットルを超え20キロリットル以下		183	102	102	-	81	74	7
20キロリットルを超え25キロリットル以下		50	-	-	-	50	24	26
25キロリットルを超え30キロリットル以下		27	-	-	-	27	7	20

第6-1-2表 給油危険物別の給油取扱所数（完成検査済証交付施設）

令和5年3月31日現在

給油危険物の区分	給油取扱所の区分	総数		ガソリン		軽油		ガソリン・軽油		メタノール等		ガソリン・メタノール等		軽油・メタノール等		ガソリン・軽油・メタノール等	
		固定注油設備	固定注油設備	固定注油設備	固定注油設備	固定注油設備	固定注油設備	固定注油設備	固定注油設備	固定注油設備	固定注油設備	固定注油設備	固定注油設備	固定注油設備	固定注油設備	固定注油設備	
給油取扱所		1,288	601	77	37	403	50	808	514	-	-	-	-	-	-	-	-
(圧縮天然ガス充填設備)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自家用給油取扱所(※)		581	52	31	-	383	38	167	13	-	-	-	-	-	-	-	-

※印は内数

第6-1-3表 危険物事業所数

令和5年3月31日現在

事業場	危険物保安統括管理者等を設けなければならない事業所				その他の事業所
	危険物保安統括管理者	危険物施設保安員	予防規定	自衛消防組織	
区分					
総数	8	36	926	3	2,810

第6-14表 製造所等の許可, 完成検査及び廃止届等の数

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

区分	製造所等の別	総数	製造所	貯蔵所									取扱所					
				小計	屋内貯蔵所	内所貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	小計	給取扱所	油所	第1種販売取扱所	第2種販売取扱所	移取扱所
許可	設置	145	1	99	16	16	4	15	-	30	18	45	20	-	-	-	25	
	変更	758	93	189	18	118	7	20	-	24	2	476	250	-	-	4	222	
	常置場所の変更	転出	39	-	39	-	-	-	-	-	39	-	-	-	-	-	-	-
		転入	37	-	37	-	-	-	-	-	37	-	-	-	-	-	-	-
完成検査	設置	124	-	91	12	11	5	15	-	31	17	33	12	-	-	-	21	
	変更	613	95	170	18	110	5	16	-	19	2	348	202	-	-	4	142	
	転入	34	-	34	-	-	-	-	-	34	-	-	-	-	-	-	-	
廃止届等		204	-	140	22	30	4	43	-	37	4	64	28	-	-	-	36	

第6-15表 圧縮アセチレンガス等及び指定可燃物等並びに少量危険物の状況

令和5年3月31日現在

区分	圧縮アセチレンガス等						指定可燃物等							少量危険物	
	圧縮アセチレンガス	無水硫酸	液化石油ガス	生石灰	毒物	劇物	可燃性固体類	石炭・木炭	可燃性液体	合成樹脂類	再生資源燃料	その他	指定可燃物に類する物品	移動タンク	
総数	1,106	68	18,735	99	53	293	219	89	258	1,125	80	981	67	13,067	1,209

第6-16表 危険物施設等の事故発生件数の推移（施設別）

年	総計	製造所	屋外タンク 貯蔵所	屋内タンク 貯蔵所	地下タンク 貯蔵所	移動タンク 貯蔵所	給油取扱所	移送取扱所	一般取扱所	危険物運搬 車両	少量危険物 施設	無許可施設	非危険物 施設
25	17	1	2	1	1	2	2	-	5	1	-	-	2
26	32	6	-	2	2	1	12	-	5	-	-	-	4
27	27	5	3	-	1	3	7	-	5	-	-	1	2
28	34	3	2	-	3	1	11	1	9	-	-	-	4
29	25	5	1	-	1	-	12	1	4	-	-	-	1
30	47	5	6	2	3	-	14	-	12	1	-	-	4
31	35	2	2	-	1	1	15	1	10	-	-	-	3
2	39	-	4	1	1	3	21	2	5	-	-	-	2
3	40	3	1	-	1	2	26	-	3	-	-	1	3
4	38	2	1	-	2	1	22	-	6	-	-	1	3
計	334	32	22	6	16	14	142	5	64	2	0	3	28

第6-17表 危険物施設等の事故発生件数の推移（事故種別）

年	総計	爆発	火災	漏えい	破損	コンタミ	その他
25	17	-	2	12	2		1
26	32	-	8	14	7		3
27	27	-	8	12	7		-
28	34	-	4	17	10		3
29	25	-	4	9	10		2
30	47	1	7	9	26		4
31	35	1	8	14	11		1
2	39	-	6	14	19		-
3	40	-	4	13	19	4	-
4	38	1	9	6	20	1	1
計	334	3	60	120	131	5	15

※R3. 1. 1から事故種別に「コンタミ」追加

第6-18表 危険物取扱者試験実施状況

種別 年度	合 計			甲 種			乙 種 第 1 類			乙 種 第 2 類			乙 種 第 3 類			乙 種 第 4 類			乙 種 第 5 類			乙 種 第 6 類			丙 種		
	受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率
25	9,830	3,944	40.3	532	183	31.1	361	260	70.8	402	300	76.4	388	274	70.7	6,762	2,038	31.5	393	281	64.9	362	252	69.3	630	356	49.1
26	10,512	3,833	40.1	451	151	34.4	299	206	72.0	308	212	74.6	409	276	70.6	7,394	2,039	30.1	417	303	71.5	404	254	69.6	830	392	56.5
27	10,849	4,120	36.5	443	139	33.5	368	256	68.9	348	237	68.8	388	292	67.5	7,546	2,199	27.6	385	252	72.7	462	302	62.9	909	443	47.2
28	10,698	3,819	38.0	454	149	31.4	382	242	69.6	345	229	68.1	398	280	75.3	7,548	1,982	29.1	424	296	65.5	402	253	65.4	745	388	48.7
29	10,304	4,141	35.7	384	127	32.8	280	204	63.4	297	205	66.4	346	261	70.4	7,674	2,511	26.3	317	231	69.8	329	222	62.9	677	380	52.1
30	8,753	3,686	42.1	334	140	41.9	254	174	68.5	221	152	68.8	265	169	63.8	6,564	2,353	35.8	309	201	65.0	282	178	63.1	524	319	60.9
元	9,080	3,949	43.5	337	135	40.1	266	189	71.1	256	182	71.1	300	223	74.3	6,633	2,432	36.7	324	246	75.9	294	210	71.4	670	332	49.6
2	7,961	3,308	41.6	304	123	40.5	244	20	8.2	223	163	73.1	279	214	76.7	5,836	2,108	36.1	265	178	67.2	285	211	74.0	525	291	55.4
3	9,206	3,762	40.9	422	158	37.4	287	190	66.2	257	183	71.2	343	246	71.7	6,605	2,208	33.4	393	277	70.5	362	261	72.1	537	239	44.5
4	8,418	3,273	38.9	514	177	34.4	254	170	66.9	275	191	69.5	316	240	75.9	5,806	1,747	30.1	401	252	62.8	306	222	72.5	546	274	50.2

第6-19表 危険物取扱者免状交付状況

免状区分 年度	合 計	甲 種	乙 種						丙 種	
			小 計	第1類	第2類	第3類	第4類	第5類		第6類
25	3,875	181	3,378	260	302	270	2,009	284	253	316
26	2,930	148	2,478	162	158	220	1,523	229	186	304
27	3,866	137	3,329	206	213	248	2,179	222	261	400
28	3,810	143	3,347	248	226	296	2,016	288	273	320
29	3,810	127	3,451	215	210	259	2,288	269	210	331
30	3,909	132	3,273	182	170	191	2,347	189	194	279
元	3,684	136	3,416	179	179	215	2,412	238	193	279
2	3,254	123	2,893	160	139	170	2,058	170	196	238
3	3,852	151	3,442	212	199	248	2,263	270	250	259
4	3,053	123	2,735	165	180	239	1,666	236	249	195

第6-20表 危険物取扱者保安講習受講状況

年 度	受 講 者 数
25	4,031
26	4,148
27	4,304
28	4,313
29	4,560
30	5,169
元	4,326
2	4,136
3	4,511
4	4,665

第7 保 安 行 政

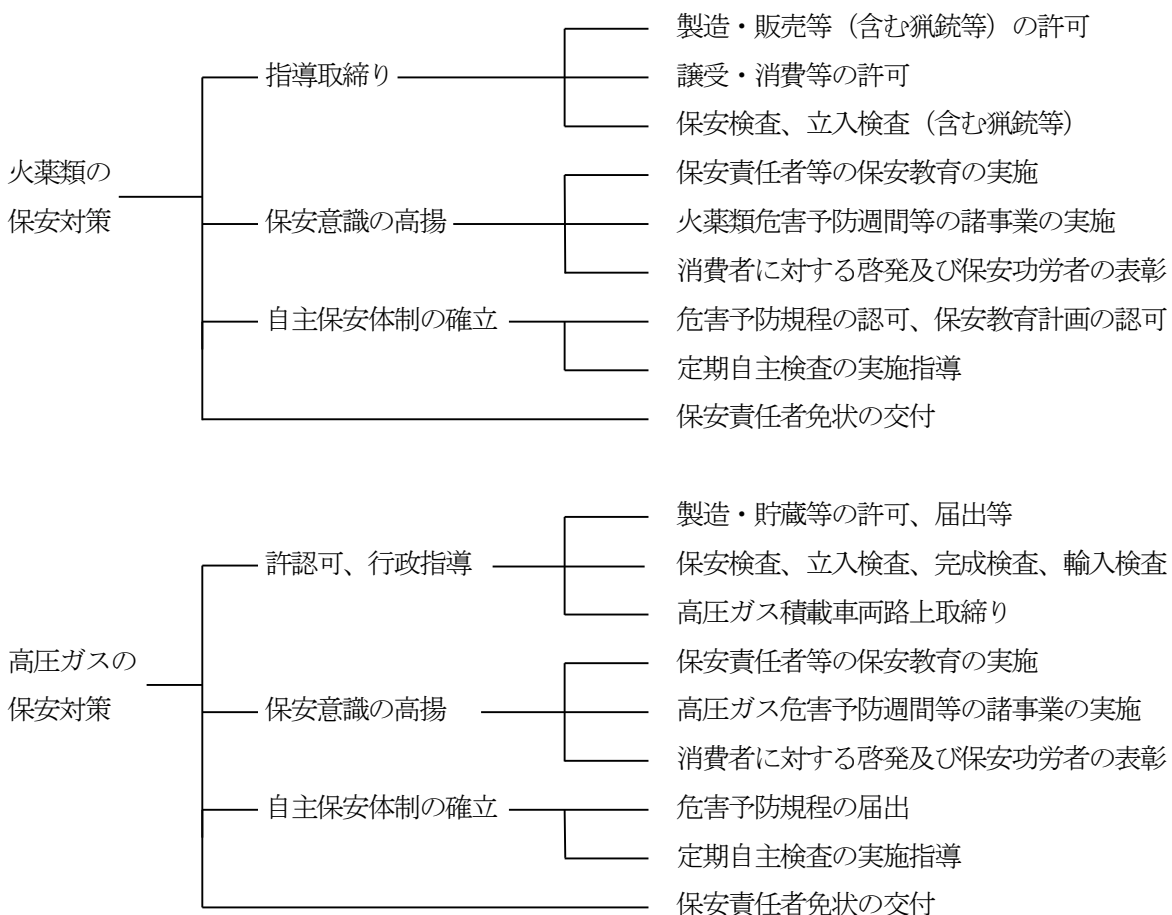
第7 保安行政

火薬類及び高圧ガス・液化石油ガスの製造・販売・貯蔵等の許認可事務を行うとともに、火薬類及び高圧ガスの製造所・貯蔵所等に立入り「製造施設等の維持状況、保安管理体制」の検査、指導を行っている。また、一般高圧ガス販売所に立入り法令の遵守状況について及び液化石油ガス販売所等に立入り「LPガス消費家庭の保安点検状況、保安啓発状況」について検査・指導を行うとともに、(一社)広島県LPガス協会、(一社)広島県火薬類保安協会等産業保安の各種協会と連携し、事業所に対して危害予防啓発を行い、災害の防止と公共の安全の確保に努めている。

平成17年度からは、広島県分権改革推進計画に基づき、火薬類及び高圧ガス関係事務について、免状交付等の一部の事務を除き市町への移譲を進めており、平成20年4月にはすべての市町への移譲が完了した。

産業保安行政の体系については下記のとおりである。

(産業保安行政体系図)



広島県分権改革推進計画に基づく火薬類及び高圧ガス関係事務の移譲の状況については、下記のとおりである。なお、広島市については、火薬類は平成29年4月1日から、高圧ガスは平成30年4月1日から法定移譲されている。

市 町 名	移 譲 時 期
三次市・庄原市	平成17年10月1日
竹原市・東広島市・大崎上島町	平成18年4月1日
広島市・海田町・熊野町・坂町・呉市・尾道市・大竹市・江田島市	平成19年4月1日
安芸高田市	平成19年10月1日
三原市・福山市・府中市・廿日市市・府中町・安芸太田町・北広島町・世羅町・神石高原町	平成20年4月1日

(実際の事務は市町を所管する消防本部(局)が実施。)

1 火薬類・猟銃保安

(1) 火薬類・猟銃等規制の目的

火薬類は爆発や火災等の潜在的危険性を有しているため、「火薬類取締法」に基づき、火薬類の製造、販売、貯蔵、消費を規制し、災害の防止と公共の安全を確保することを目的としている。

また、猟銃等については、「武器等製造法」に基づき、製造、販売等を規制し、公共の安全を確保することを目的としている。

(2) 火薬類・猟銃等関係事業所の概要

火薬類取締法及び武器等製造法に基づく事業所数及び貯蔵箇所数は第1表及び第2表のとおりである。

第1表 火薬類等関係事業所数

(令和5年3月31日現在)

区 分	種 類 別	事 業 所 数		
		県 所 管	市町所管	計
火 薬 類 製 造	産 業 火 薬 (※)	-	1	2
	煙 火	-	1	1
	計	-	2	3
火 薬 類 販 売	産 業 火 薬 類	-	10	10
	実包及び猟用火薬類	-	5	5
	建設用鋌打銃用空包	-	0	0
	船 舶 用 火 工 品	-	12	12
	煙 火	-	3	3
	競 技 用 紙 雷 管	-	35	35
	計	-	65	65
猟 銃 等 製 造 販 売	製 造 (修 理) 販 売	6	-	6
	製 造 の み	0	-	0
	販 売 の み	4	-	4
	計	10	-	10

(※) 経済産業省所管 1事業所

第2表 火薬類関係貯蔵箇所数

(令和5年3月31日現在)

種 類 別	業 種 別	棟 数
1 級 火 薬 庫	火薬類製造	24
	火薬類販売	25
	採 石	2
	鋳 業	8
	計	59
3 級 火 薬 庫	火薬類製造	3
	火薬類販売	2
	そ の 他	3
	計	8
水 蓄 火 薬 庫	火薬類製造	1
実 包 火 薬 庫	火薬類販売	2
煙 火 火 薬 庫	火薬類製造	6
	火薬類販売	2
	そ の 他	4
	計	12
合 計		82
火 薬 庫 外 貯 蔵 所	火薬類販売	26
	そ の 他	36
合 計		62

注：事務移譲を行った市町が所管。

(3) 火薬類・猟銃等許認可状況

火薬類取締法及び武器等製造法に基づく令和4年度の許可件数は第3表のとおりである。

第3表 火薬類等関係許可件数

許可区分		許可件数	
火 薬 類	販売営業（火工品）	0	
	譲渡	13	
	譲受 （単独）	1. 火工品のみ	13
		2. 1.以外の25kg以下	0
		3. 1.及び2.以外	5
		計	18
	譲受・消費	1. 火工品のみ	12
		2. 1.以外の25kg以下	4
		3. 1.及び2.以外	49
		計	65
	消費	5	
	その他の許可	製造施設変更	0
		火薬庫設置	0
		火薬庫変更	3
煙火消費		118	
火薬類販売		0	
廃棄		3	
輸入		0	
危害予防規程		0	
計	124		
武器等	猟銃等製造	0	
	猟銃等販売	1	
	合計	1	

注：「火薬類」は、事務移譲を行った市町が実施。

(4) 火薬類免状交付状況

火薬類取締法に基づく令和4年度の免状交付件数は第4表のとおりである。

第4表 火薬類取扱保安責任者免状交付件数

免状交付数	免状再交付数	計
81	4	85

(5) 火薬類・猟銃等保安対策

火薬類並びに猟銃等による災害防止と盗難防止を図るため、火薬庫の保安検査（完成検査含む）並びに販売所・消費場所等の立入検査及び猟銃等の立入検査を行った。令和4年度の実施件数は第5表のとおりである。

第5表 火薬類・猟銃等 保安・立入検査実施件数

	消費場所	火薬庫	火薬庫外貯蔵所	販売所・製造所	計
火薬類（保安検査）	-	29	-	1	30
火薬類（立入検査）	70	76	43	39	228
猟銃等	-	-	-	7	7

注：「火薬類」は、事務移譲を行った市町が実施

(6) 火薬類事故発生件数

令和4年の火薬類事故発生件数は2件である。

近年の事故発生状況は第6表のとおり、年間0~4件の間で推移している。

第6表 火薬類事故発生件数

年別	25	26	27	28	29	30	31	2	3	4
火薬類事故件数	2	3	4	1	1	1	0	0	1	2
産業火薬	0	0	2	0	0	0	0	0	1	0
煙火	0	3	1	0	1	1	0	0	0	2
その他	2	0	1	1	0	0	0	0	0	0

2 高圧ガス保安

(1) 高圧ガス規制の目的

高圧ガス保安法は、爆発や火災等の危険性を有している高圧ガスの製造、販売、貯蔵、移動、消費等を規制するとともに、事業者等による高圧ガスの保安に関する自主的な活動を促進し、災害の防止と公共の安全を確保することを目的としている。

また、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液化石油ガス法」という。）は生活の用に供する液化石油ガスの販売等を規制することにより、液化石油ガスによる災害の防止と取引の適正化を図ることを目的としている。

(2) 高圧ガス関係事業所（令和5年3月31日現在）

高圧ガス保安法及び液化石油ガス法に基づく製造、販売、貯蔵、消費等の許可・届出等事業所は第7表及び第8表のとおりである。

第7表 高圧ガス関係事業所（高圧ガス保安法関係）

種 別	ガスの種類の別	許可・届出	事業所数		
			県	市町	合計
第一種製造事業所 (法第5条第1項)	特定	許可	8	-	8
	一般		-	173	173
	LP		-	74	74
	一般・LP兼業		-	17	17
	冷凍		-	66	66
	計		8	330	338
第二種製造事業所 (法第5条第2項) ※在宅酸素を除く。	一般	届出	-	474	474
	LP		-	5	5
	一般・LP兼業		-	3	3
	冷凍		-	1,462	1,462
	計		-	1,944	1,944
販売所 (法第20条の4)	一般	届出	-	1,602	1,602
	LP		-	389	389
	一般・LP兼業		-	126	126
	冷凍		-	137	137
	計		-	2,254	2,254
第一種貯蔵所 (法第16条)	一般	許可	-	64	64
	LP		-	47	47
	一般・LP兼業		-	26	26
	計		-	137	137
第二種貯蔵所 (法第17条の2)	一般	届出	-	245	245
	LP		-	34	34
	一般・LP兼業		-	46	46
	計		-	325	325
特定高圧ガス 消費事業所 (法第24条の2)	一般	届出	-	145	145
	LP		-	60	60
	一般・LP兼業		-	5	5
	計		-	210	210
容器検査所（法第49条第1項）		登録	32	13	45
合 計			40	5,213	5,253

第8表 液化石油ガス関係事業所（液化石油ガス法関係）

事業所区分	登録・認定等	事業所数
液化石油ガス販売事業者	登録	317
液化石油ガス販売事業所		370
認定販売事業者	認定	25
保安機関		365
充てん設備（バルクローリー）	許可	15
特定供給設備		30

(3) 高圧ガス関係（高圧ガス保安法、液化石油ガス法）許可・届出等件数

令和4年度における許可・届出等件数は第9表及び第10表のとおりである。

第9表 高圧ガス関係許可件数
（高圧ガス保安法関係）

種別	区分	件数		
		県	市町	計
製造許可	特定	0	-	0
	一般	-	5	5
	LP	-	0	0
	冷凍	-	0	0
貯蔵所許可		-	5	5
製造変更許可	特定	33	-	33
	一般	-	39	39
	LP	-	14	14
	冷凍	-	5	5
貯蔵所変更許可		-	9	9

第10表 液化石油ガス関係許可等件数
（液化石油ガス法関係）

事業所等区分	件数
液化石油ガス販売事業の登録	2
保安機関の認定	4
保安機関の更新認定	41
一般消費者等の数の増加の認可	2
液化石油ガス販売事業者の認定	2
充てん設備の許可	8
充てん設備の変更許可	3
貯蔵施設、特定供給設備の許可	2
貯蔵施設、特定供給設備の変更許可	0

(4) 免状の交付

令和4年度の高圧ガス製造保安責任者免状、高圧ガス販売主任者免状及び液化石油ガス設備士免状の交付件数及び交付累計は第11表のとおりである。

第11表 免状交付件数

種類	区分	免状交付	免状再交付	合計
乙種化学		14	0	14
乙種機械		86	3	89
丙種化学（液化石油ガス）		41	1	42
丙種化学（特別試験科目）		81	2	83
第2種冷凍		17	0	17
第3種冷凍		53	1	54
第1種販売		39	0	39
第2種販売		88	5	93
液化石油ガス設備士		63	6	69
合計		482	18	500

(5) 立入検査等

- ア 高圧ガス保安法及び液化石油ガス法に基づく許可を受けた事業者は、完成検査に合格した後でなければ施設を使用してはならないこととされており、これらの規定に基づく完成検査を適宜行っている。
- イ 高圧ガス保安法の第一種製造事業所及び液化石油ガス法の充てん設備について、製造のための施設の位置、構造及び設備に係る基準適合状況について検査するために、定期的に保安検査を行っている。
- ウ 高圧ガスの輸入をした者は、輸入検査に合格した後でなければ移動してはならないこととされており、これらの規定に基づく輸入検査を適宜行っている。
- エ 災害の発生の防止のため、製造事業所、貯蔵所、消費事業所、販売店等に定期的に立入検査を行い、関係帳簿等を検査している。また、高圧ガス移動車両について、関係機関と合同で毎年路上検査を行っている。令和4年度に実施した保安検査等実施件数は第12表及び第13表のとおりである。

第12表 高圧ガス保安法に基づく保安検査・立入検査等実施状況（令和4年度）

	保安検査	完成検査	輸入検査	立入検査	計
県	7	16	-	18	41
市町	23	58	47	654	782
計	30	74	47	672	823

第13表 液化石油ガス法に基づく保安検査・立入検査等実施状況（令和4年度）

保安検査	完成検査	立入検査	計
11	8	204	223

(6) 各種講習会の実施状況

高圧ガス保安法及び液化石油ガス法に基づく関係基準の徹底と自主保安の推進による事故防止対策の徹底を図るため、各種講習会を毎年実施している。令和4年度の実施状況は第14表のとおりである。

第14表 講習会実施状況

対象	日時	場所
液化石油ガス販売店, 保安機関	9月15日	広島県LPガス会館（広島市）
	9月21日	まなびの館ローズコム（福山市）
	9月27日	ビューポートくれ（呉市）
	9月30日	県立みよし公園（三次市）
	10月5日	ベイタウン尾道（尾道市）
製造事業所（冷凍）	10月14日	広島県情報プラザ（広島市）
製造事業所	10月27日	アステールプラザ（広島市）

(7) 高圧ガス事故の発生状況

ア 高圧ガス保安法関係

全国の事故は、令和4年は640件（喪失・盗難38件を除く。）発生しており、依然高止まりの状況が続いている。県内でも同様の傾向にあり、令和4年は14件発生した。

第15表 県内の高圧ガス保安法関係事故発生状況

年		H30	H31	R2	R3	R4
製造事業所	冷凍	1	4	1	4	11
	コンビナート	4	1	1	0	2
	LP・一般	2	1	3	0	0
	小計	7	6	5	4	13
移動		1	0	1	0	1
消費		2	3	2	2	0
その他		2	1	1	0	0
合計		12	10	9	6	14
死亡(名)		0	0	0	0	0
負傷者(名)		0	2	3	1	0

イ 液化石油ガス法関係

令和4年の全国での事故（喪失・盗難を除く）は261件で、令和3年に比べて41件増加した。県内では年間4～12件の間で推移しており、令和4年は9件発生した。

第16表 液化石油ガス法関係事故発生状況

年	H30	H31	R2	R3	R4
件数	6	4	12	6	9
死亡(名)	0	0	0	0	0
負傷者(名)	3	0	1	0	0

第 8 教 育 訓 練

第 8 教育訓練

1 広島県消防学校の沿革

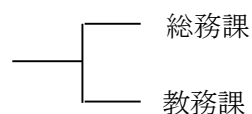
- 昭和 18 年 7 月 広島市加古町に消防訓練所（警察部内）を設置
 昭和 23 年 4 月 広島県警察部から独立し、広島市霞町に消防学校を設置
 昭和 34 年 10 月 広島市西区観音新町四丁目に校舎を建設し移転
 昭和 57 年 4 月 現在地（広島市安佐北区倉掛二丁目）に校舎を建設し移転

2 組織及び職員数（令和 5 年 4 月 1 日現在）

(1) 組織

校 長 ——— 教 頭（兼）総務課長

(2) 職員数



（単位：人）

区 分	校長	教頭	課長	主任教諭	教諭	主査	主任 (エルダー)	舎監	計
総務課	1	1				2	1		5
教務課			1 (1)	2	8 (7)			2	13 (8)
計	1	1	1 (1)	2	8 (7)	2	1	2	18 (8)

※（ ）は県内消防本部からの派遣職員数で内数

3 施設の概要

(1) 土地 36,879.00 m²（平地部 29,276.00 m²，法面 7,603.00 m²）

(2) 建物等 7,271.31 m²

本 館（2 階建）	延 2,222.50 m ²
学 生 寮（3 階建 23 室 収容可能人数 136 人）	延 2,074.59 m ²
屋内訓練場（平屋一部 2 階建）	延 1,043.51 m ²
訓 練 塔（地上 8 階地下 1 階）	延 756.00 m ²
実践的消火訓練施設（地上 4 階）	延 571.46 m ²
車庫、その他	延 603.25 m ²
屋外訓練場（グラウンド）	12,600.00 m ²
水難救助訓練施設（プール） 12m×25m 深さ 1.1~5.0m（約 900m ³ ）	
ガレキ救助訓練施設	使用面積 300.00 m ²
土砂災害対応訓練施設	使用面積 100.00 m ²

4 教育訓練の概要

(1) 教育訓練の基本方針

社会情勢の変化や技術の発展に的確に対応するために、住民から期待される水準を満たす消防に係る知識及び技能の効率的かつ効果的な修得を図り、もって適切公正、安全かつ能率的に業務を遂行できるよう、消防職員及び消防団員の資質を高めることを教育基本方針とする。

(2) 教育訓練の内容

ア 教育訓練の種類

消防職員等に対する教育訓練の種類は、次表のとおりである。

教育訓練の種類	内 容
初 任 教 育	新たに採用した消防職員のすべてに対して行う基礎的教育訓練
基 礎 教 育	任用後経験期間の短い消防団員に対して行う基礎的教育訓練
専 科 教 育	現任の消防職員及び主として基礎教育を修了した消防団員に対して行う特定の分野に関する専門的教育訓練
幹 部 教 育	幹部及び幹部昇進予定者に対して行う消防幹部として一般的に必要な教育訓練
特 別 教 育	上記の教育訓練以外で、特別の目的のために実施する教育訓練

イ 消防職員に対する教育訓練の内容

令和4年度中における消防職員に対する教育訓練の課程及びその内容は、次表のとおりである。

区 分	内 容
初 任 教 育	新たに採用された消防職員及びこれに準ずる職員に対し、消防の使命と責務を認識させるとともに、消防に関する基礎的な知識・技術を修得させる。
専 科 教 育	救 急 科 救急隊員の資格を取得させるとともに、さらに高度な応急処置等に必要の専門的な知識・技術を修得させる。
	救 助 科 救助技術に関する知識・技術を修得させるとともに、旺盛な士気と強靱な体力を養成する。
	予 防 査 察 科 査察行政に関する知識・技術及び建築物、消防用設備等に関する知識・技術を修得させる。(行政指導、違反処理等についての考察を含む。)
	警 防 科 防災関係法令の専門的知識、災害対策に関する知識、各種災害事象に対する基本的消防戦術、災害現場において適切・効果的な指揮ができる知識・技術を修得させる。
教 育 部 初 級 幹 部 科	初級幹部（主として消防司令補級）としての責務、事務管理・指導能力等に関する知識・技術を修得させる。

特別教育	救急救命士教育	【スキルアップコース】 救急救命士の再教育の一環として、県MC協議会が策定した「プロトコル」の内容等を総合的に理解させ、救急救命士としての知識・技術の向上を図る。 【リーダーシップコース】 救急業務の指導者としての立場から、救急隊員教育のために必要な各種教育を企画・運営する能力を修得させる。
	ビデオ硬性挿管用喉頭鏡講習	救急現場において、気道確保法としてのビデオ硬性挿管用喉頭鏡を用いた気管挿管法を的確かつ安全に施行でき、事故発生時に適切に対処できる技術を修得させる。
	現場指揮者養成教育	現場指揮者として必要な知識・技術を修得させる。
	上級救助隊員コース	高度救助隊等の要件となる「人命救助に関する専門的かつ高度な技術・知識」を修得させる。
	JPTECインストラクターコース	JPTECプロバイダーコースで学んだ知識、技術を有することを前提に、病院前救急医療の概念を理解し、指導に関する知識、技術を習得した指導者を育成する。

ウ 消防団員に対する教育訓練の内容

令和4年度中における消防団員に対する教育訓練の課程及びその内容は、次表のとおりである。

区 分		内 容
教専育科	機 関 科	消防用車両等の運行及び消防ポンプの運用に関する知識・技術を修得させる。
幹部教育	上 級 幹 部 科	上級幹部（団長、副団長級）としての責務、事務管理・指導能力等に関する知識・技術を修得させる。
	指 揮 幹 部 科 (分団指揮課程)	分団本部等で指揮を行うために必要な知識・技術を修得させる。
	指 揮 幹 部 科 (現場指揮課程)	消火・救助・避難誘導・災害情報の収集伝達等の現場指揮者として必要な知識・技術を修得させる。
	初 級 幹 部 科	初級幹部（部長、班長級）に必要な知識・技術を修得させる。
特別教育	訓練指導員科 (県訓練指導員)	消防団員の防災技術の向上を図るため、教育訓練の指導に必要な知識・技術を修得させる。
	訓練指導員科 (市町訓練指導員)	消防団員に係る訓練礼式及びポンプ操法の指導者として必要な知識・技術を修得させる。
	一 日 入 校	訓練礼式、消防操法等、消防団員に必要な知識・技術を修得させる。

5 教育訓練の実施状況

令和4年度中における消防職員の教育訓練実績は第1表、消防団員の教育訓練実績は第2表のとおりである。

第1表 令和4年度消防本部別入校実績表

(単位:人)

教育種別 本部名	初 任 教 育 (第108期)	専科教育					幹部 教育 初級 幹部 科 (第23期)	特別教育						合 計
		救 急 科 (第48期)		救 助 科 (第46期)	予 防 査 察 科 (第10期)	警 防 科 (第15期)		救 急 救 命 士 育 教 ス キ ル ア ッ プ コ ー ス	リ ー ダ ー シ ッ プ コ ー ス	ビ デ オ 硬 性 挿 管 用 喉 頭 鏡 講 習	現 場 指 揮 者 養 成 教 育 (第8期)	上 級 救 助 隊 員 コ ー ス (第5期)	J P T E C イ ン ス ト ラ ク タ ー コ ー ス	
広島市消防局	48	20	21	14				14	8	4			4	133
呉市消防局	18	11	11	6	4	1	2	2	2	3	1	4	1	66
三原市消防本部	7	3	3	2	2	1	1	2	2	2	1		2	28
尾道市消防局	3	3	3	3	4	2	1	2	2		2	2	1	28
大竹市消防本部				2	2	2	1		1		1	2	1	12
東広島市消防局	9	4	4	4	3	2	2	1	1	2	3	3		38
廿日市市消防本部	2	1		3	2	1	1	2	3	2	2	2	1	22
安芸高田市消防本部	3		2	2				1	1		1			10
江田島市消防本部	3	2	1	1	1			2	1					11
府中町消防本部			1	2	2			1			1	1		8
北広島町消防本部	3	3				1		1	1		1	1	1	12
備北地区消防組合消防本部	7	3	3	4	2	3	3	2	2	2	2	1	2	36
福山地区消防組合消防局	8	6	5	15	6	3	3	3	3	3	3	2	3	63
宇部・山陽小野田消防本部			1											1
合 計	111	56	55	58	28	16	14	33	27	18	18	18	16	468

第2表 令和4年度消防団員市町別教育訓練実績表

(単位:人)

市町名	機関科	上級幹部科	指揮幹部科		初級幹部科	訓練指導員科 (県指導員)	訓練指導員科 (市町指導員)	一日入校	合計
			分団指揮課程	現場指揮課程					
1 広島市	13	2	8	7	1	7	21	43	102
2 呉市	3	6	6	4		4	9	11	43
3 竹原市		3				2	6		11
4 三原市		2	1	1		4	4		12
5 尾道市	4	2	2	2	4	6	7	18	45
6 福山市	8		8			7			23
7 府中市						3	23	28	54
8 三次市	2	3	3	2		7	13		30
9 庄原市		6	1			4	8		19
10 大竹市		2	1	1	1	2			7
11 東広島市	4	3	2	5		4	9		27
12 廿日市市	4	2	2		3	4	7		22
13 安芸高田市		5				3	5		13
14 江田島市		5	5	5		4	4		23
15 府中町		1		3		1	1		6
16 海田町		2	1	1		1			5
17 熊野町						1	5		6
18 坂町		3	1				3		7
19 安芸太田町		1				2	5		8
20 北広島町		3				3	10		16
21 大崎上島町									
22 世羅町		2				2			4
23 神石高原町	3			7		4	10		24
合計	41	53	41	38	9	75	150	100	507

第9 火 災 概 況

火災概況の見かた

この概況は、消防組織法第40条に基づく「火災報告取扱要領（平成6年4月21日付け消防災第100号）」により、市町から報告された令和4年1月から12月までの火災報告をもとに作成したものである。

1 火災の定義

「火災」とは、人の意図に反して発生し、若しくは拡大し、又は放火により発生して消火の必要がある燃焼現象であって、これを消火するために消火施設又はこれと同程度の効果のあるものの利用を必要とするもの又は人の意図に反して発生し、若しくは拡大した爆発現象をいう。

2 対 象

3 火災の種類

火災は、次の6種に分類する。火災が2種以上にわたった場合は、焼き損害額の大きなものの種別による。

(1) 建物火災

建物又はその収容物が焼損した火災をいう。

「建物」とは、土地に定着する工作物のうち屋根及び柱若しくは壁を有するもの、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物に設けた事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設をいい、貯蔵槽その他これに類する施設を除く。

「収容物」とは、原則として柱、壁等の区画の中心線で囲まれた部分に収容されている物をいう。

(2) 林野火災

森林、原野又は牧野が焼損した火災をいう。

(3) 車両火災

自動車車両、鉄道車両及び被けん引車又はこれらの積載物が焼損した火災をいう。

(4) 船舶火災

船舶又はその積載物が焼損した火災をいう。

(5) 航空機火災

航空機又はその積載物が焼損した火災をいう。

(6) その他の火災

(1)から(5)までに掲げる火災以外の火災（空地、田畑、道路、河川敷、ごみ集積場、屋外物品集積場、軌道敷、電柱類等の火災）をいう。

4 爆 発

人の意図に反して発生し又は拡大した爆発現象をいう。

5 焼損の程度

建物一棟の焼損程度の区分基準は、次のとおりである。

(1) 全 焼

建物の焼き損害額が火災前建物評価額の70%以上のもの又はこれ未満であっても残存部分に補修を加えて再使用できないものをいう。

(2) 半 焼

建物の焼き損害額が火災前建物評価額の20%以上のもので全焼に該当しないものをいう。

(3) 部 分 焼

建物の焼き損害額が火災前建物評価額の20%未満のものでぼやに該当しないものをいう。

(4) ぼ や

建物の焼き損害額が火災前建物評価額の10%未満であり焼損床面積が1平方メートル未満のもの、建物の焼き損害額が火災前建物評価額の10%未満であり焼損表面積が1平方メートル未満のもの又は収容物のみ焼損したものをいう。

6 建物の焼損面積

(1) 焼損床面積

建物の焼損が立体的に及んだ場合は、焼損したことによって機能が失われた部分の床面積を平方メートルで表す。

(2) 焼損表面積

建物の焼損が部分的である場合は、内壁、天井、床板等部分的なものを平方メートルで表す。

7 災世帯

災世帯は、次のとおり区分する。

(1) 全 損

建物（収容物を含む。以下この項において同じ。）の火災損害額が火災前建物評価額の70%以上のものをいう。

(2) 半 損

建物の火災損害額が火災前建物評価額の20%以上で、全損に該当しないものをいう。

(3) 小 損

建物の火災損害額が火災前建物評価額の20%未満のものをいう。

8 死 者

火災現場において火災に直接起因して死亡した者（病死者を除く。）又は火災により負傷した後 48 時間以内に死亡した者。

9 そ の 他

(1) 全国数値は、「令和 5 年版 消防白書」による確定数である。

(2) 第 1 表と第 6 表の損害額は集計方法が異なる。

区 分	第 1 表	附 表 第 1
建 物	建物火災による損害額 + 建物火災（爆発）による損害額	建物火災による損害額
林 野	林野火災による損害額 + 林野火災（爆発）による損害額	林野火災による損害額
車 両	車両火災による損害額 + 車両火災（爆発）による損害額	車両火災による損害額
船 舶	船舶火災による損害額 + 船舶火災（爆発）による損害額	船舶火災による損害額
航空機	航空機火災による損害額 + 航空機火災（爆発）による損害額	航空機火災による損害額
その他	その他の火災による損害額 + その他の火災（爆発）による損害額	その他の火災による損害額
爆 発		建物、林野、車両、船舶、航空機、 その他の火災（爆発）による損害額

(3) 市町別火災発生状況の集計は、令和 4 年中にある行政区域で行った。

第9 火災概況

1 火災概況

令和4年中における広島県内の火災概況は、第1表のとおりである。877件の火災が発生し、損害額71億8,304万8千円、死者43人、負傷者129人、焼損棟数637棟、建物焼損床面積36,395㎡、建物焼損表面積1,608㎡、林野火災面積934a、り災世帯数355世帯で、出火率は3.1であった。

第1表 令和4年の火災と前年比較

区分	単位	令和4年 A	令和3年 B	増減 A-B	増減率 $\frac{A-B}{B} \times 100$	全 国		
						令和4年	増減	増減率
出火件数	件	877	737	140	19.0	36,314	1,092	3
建物	〃	414	404	10	2	20,167	618	3
林野	〃	77	43	34	79	1,239	12	1
車両	〃	75	76	-1	-1	3,409	-103	-3
船舶	〃	5	1	4	400	78	15	24
航空機	〃	0	0	0	0	2	2	皆増
その他	〃	306	213	93	44	11,419	548	5
焼損棟数	棟	637	656	-19	-3	28,795	347	1
全焼	〃	190	159	31	19	6,672	191	3
半焼	〃	22	35	-13	-37	1,434	-23	-2
部分焼	〃	158	195	-37	-19	7,068	-163	-2
ぼや	〃	267	267	0	0	13,621	342	3
建物焼損床面積	㎡	36,395	22,199	14,196	64	1,064,873	72,520	7
建物焼損表面積	〃	1,608	3,411	-1,803	-53	96,153	-24,327	-20
林野焼損面積	a	934	856	78	9	60,517	-18,430	-23
死者	人	43	33	10	30	1,452	35	2
負傷者	〃	129	110	19	17	5,750	317	6
り災世帯数	棟	355	428	-73	-17	18,415	571	3
全損	〃	96	109	-13	-12	4,029	97	2
半損	〃	9	12	-3	-25	1,107	91	9
小損	〃	250	307	-57	-19	13,279	383	3
損害額	千円	7,183,048	1,805,503	5,377,545	298	101,742,714	-2,469,914	-2
建物	〃	7,033,840	1,703,575	5,330,265	313	95,328,147	-2,658,550	-3
林野	〃	1,040	392	648	165	344,678	168,263	95
車両	〃	52,200	76,175	-23,975	-31	2,425,549	-181,713	-7
船舶	〃	6,811	100	6,711	6,711	1,022,018	334,863	49
航空機	〃	0	0	0	0	37,255	37,255	皆増
その他	〃	89,143	25,261	63,882	253	2,618,597	-136,502	-5
出火率 (人口1万人当たり)	—	3.1	2.6	0.5	19	2.9	0.1	4

2 出火件数

出火件数を火災種類別にみると、全火災に対する構成比は第2表のとおりである。建物火災が全火災の47.2%で全体の約半数を占めている。

第2表 火災種類別出火件数の構成割合

区分	年	令和4年		令和3年		全国(令和4年)	
		件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)
建物火災		414	47.2%	404	54.8	20,167	55.5%
住 宅		175	20.0%	179	24.2	7,427	20.5%
共同住宅		58	6.6%	57	7.7	3,600	9.9%
複合用途(特定)		25	2.9%	18	2.4	1,905	5.2%
倉 庫		10	1.1%	10	1.6	482	1.3%
工場		34	3.9%	32	4.3	1,655	4.6%
複合用途(非特定)		22	2.5%	15	2.0	719	2.0%
併用住宅		13	1.5%	7	0.9	384	1.1%
飲食店		4	0.5%	11	1.5	468	1.3%
物品店舗		4	0.5%	6	0.8	279	0.8%
その他		69	7.9%	179	24.2	3,248	8.9%
林 野 火 災		77	8.8%	43	5.8	1,239	3.4%
車 両 火 災		75	8.6%	76	10.3	3,409	9.4%
船 舶 火 災		5	0.6%	1	0.1	78	0.2%
航 空 機 火 災		0	0.0%	0	0	2	0.0%
そ の 他 火 災		306	34.9%	213	28.9	11,419	31.4%
合 計		877	100.0%	737	100	36,314	100.0%

3 出火原因

火災原因別出火件数は、第3表のとおりである。

第3表 出火原因別出火件数

広島県						全国					
令和4年			令和3年			令和4年			令和3年		
原因	件数	構成比	原因	件数	構成比	原因	件数	構成比	原因	件数	構成比
たき火	184	21.0%	たき火	120	16.3%	たばこ	3,042	8.6%	たばこ	3,042	8.6%
たばこ	73	8.3%	たばこ	65	8.8%	たき火	2,764	7.8%	たき火	2,764	7.8%
こんろ	54	6.2%	こんろ	52	7.1%	こんろ	2,678	7.6%	こんろ	2,678	7.6%
火入れ	41	4.7%	放火	46	6.2%	放火	2,333	6.6%	放火	2,333	6.6%
放火の疑い	39	4.4%	火入れ	30	4.1%	電気機器	1,816	5.2%	電気機器	1,816	5.2%
電気機器	33	3.8%	電灯電話等の配線	28	3.8%	火入れ	1,640	4.7%	火入れ	1,640	4.7%
電灯電話等の配線	33	3.8%	ストーブ	25	3.4%	放火の疑い	1,555	4.4%	放火の疑い	1,555	4.4%
配線器具	33	3.8%	排気管	23	3.1%	電灯電話等の配線	1,473	4.2%	電灯電話等の配線	1,473	4.2%
放火	30	3.4%	配線器具	23	3.1%	配線器具	1,354	3.8%	配線器具	1,354	3.8%
ストーブ	22	2.5%	電気機器	22	3.0%	ストーブ	1,091	3.1%	ストーブ	1,091	3.1%
その他(不明調査中含む)	335	38.2%	その他(不明調査中含む)	303	41.1%	その他(不明調査中含む)	15,476	44.0%	その他(不明調査中含む)	15,476	44.0%
計	877	100.0%	計	737	100.0%	計	35,222	100.0%	計	35,222	100.0%

4 死者・負傷者

火災による死者の火災種類別及び死因別の区分は、第4表のとおりである。

第4表 火災による死傷者数の推移

(令和4年中)

火災	死因	一酸化炭素中毒	火傷	打骨折撲等	自殺	その他	不明	計	火災種類別構成比
建物		9	13	0	5	2	5	34	79.1%
林野		0	2	0	0	0	0	2	4.7%
車両		0	1	0	1	0	0	2	4.7%
船舶		0	0	0	0	0	0	0	0.0%
航空機		0	0	0	0	0	0	0	0.0%
その他		0	1	0	3	0	1	5	11.6%
計		9	17	0	9	2	6	43	100.0%
死因別構成		20.9%	39.5%	0.0%	20.9%	4.7%	14.0%	100.0%	

火災による死者の死に至った経過及び死者の年齢については、第5表のとおりである。
 死に至った経過では、逃げ遅れが原因の者が6人で、死者全体の13.9%を占めている。
 死者の年齢については、61歳以上による死者が32人と全体の74.5%を占める。

第5表 経過別・年齢別死者の状況

(令和4年中)

区分	死者の発生した経過		年 齢											計		
	経過別	理由別	0 ~ 5	6 ~ 10	11 ~ 20	21 ~ 30	31 ~ 40	41 ~ 50	51 ~ 60	61 ~ 70	71 ~ 80	81 ~ 90	不 明			
殺人・自損行為による死者・心中の道づれ・巻添を含む▽以外の死者	A 発見が遅れ、気づいた時は火煙が回りすでに逃げ道がなかったと思われるもの(全く気づかなかった場合を含む)。	(発見が遅れた理由) 熟 睡									2			2	2	
		泥 酔														
		病 気・身 体 不 自 由														
		そ の 他														
	B 判断力に欠けあるいは体力的条件が悪く、ほとんど避難できなかったと思われるもの。	(判断力・体力的条件の要素) 5歳以下の乳幼児														1
		泥 酔														
		病 気・身 体 不 自 由														
		老 衰											1	1		
	C 延焼拡大が早かった等のため、ほとんど避難できなかったと思われるもの。	(逃げる暇がなかった理由) ガス爆発のため														2
		危険物燃焼のため														
		そ の 他									1	1		2		
	D 逃げれば逃げられたが、逃げる機会を失ったと思われるもの。	(逃げる機会を失った理由) 狼 狽 し て														3
		持出品・服装に気を取られ														
		火災に触れ回っているうちに														
		消火しようとして										1	1		2	
		人を救助しようとして										1			1	
	E 避難行動を起こしているが、逃げ切れなかったと思われるもの(一応自力避難したが、避難中、火傷、ガス吸引し病院等で死亡した場合を含む)。	(逃げ切れなかった理由) 身 体 不 自 由 の た め					1				1		2		4	6
		延焼拡大が早く									1		1		2	
		逃げ道を間違えて														
		出入口施錠のため														
F 一旦屋外避難後再進入したと思われるもの。	(進入した理由) 救 助・物 品 搬 出 の た め										1			1	1	
	消 火 の た め															
G 出火時屋外にいて出火後再進入したと思われるもの。	そ の 他														5	
	(着衣着火時の状況) 喫 煙 中															
	炊 事 中										1	1		2		
	採暖中(たき火を除く)															
	た き 火 中												2	2		
	火 あ そ び 中															
H 着衣着火、火傷(熱傷)あるいはガス中毒により死亡したと思われるもの。	そ の 他 火 気 取 扱 中														5	
	そ の 他											1		1		
殺人・自損	I 放火自殺(心中の道づれを含む)					1	1	2	2	1	2			9	9	
	J 放火自殺の巻添者(心中の道づれを除く)															
	K 放火殺人の犠牲者															
その他	L A~K以外の経過等														14	
	M 不 明	N 調 査 中				1		2	1	2	5	3		14		
計						2	2	4	3	6	13	13		43	43	

5 令和4年中の火災の特色

過去10年間の出火件数と出火率（人口1万人当たり）の推移は、第6表のとおりである。

また、「放火」及び「放火の疑い」による火災発生は、第7表のとおりである。

第6表 出火件数・出火率の推移

区分		年									
		25	26	27	28	29	30	R1	2	3	4
広島県	出火件数	1,058	873	859	781	817	881	841	736	737	877
	出火率	3.7	3.0	3.0	2.7	2.7	3.1	3.0	2.6	2.6	3.1
全国	出火件数	48,095	43,741	39,111	36,831	39,373	37,981	37,683	34,691	35,222	36,314
	出火率	3.8	3.4	3.1	2.9	3.1	3.0	3.0	2.7	2.8	2.9

第7表 「放火」「放火の疑い」による火災発生はの推移

		25	26	27	28	29	30	R1	2	3	4
広島県	全出火件数	1,058	873	859	781	817	881	841	736	737	877
	放火	95	62	91	72	74	54	49	37	46	30
	構成比(%)	9.0%	7.1%	10.6%	9.2%	9.1%	6.1%	5.8%	5.0%	6.2%	3.4%
	放火の疑い	61	49	36	30	29	41	23	19	20	39
	構成比(%)	5.8%	5.6%	4.2%	3.8%	3.5%	4.7%	2.7%	2.6%	2.7%	4.4%
全国	全出火件数	48,095	43,741	39,111	36,831	39,373	37,981	37,683	34,691	35,222	36,314
	放火	5,093	4,884	4,033	3,586	3,528	2,784	2,757	2,497	2,333	2,333
	構成比(%)	10.6%	11.2%	10.3%	9.7%	9.0%	7.3%	7.2%	7.2%	6.6%	6.6%
	放火の疑い	3,693	3,154	2,469	2,228	2,305	1,977	1,810	1,555	1,555	1,555
	構成比(%)	7.7%	7.2%	6.3%	6.0%	5.9%	5.2%	4.8%	4.5%	4.4%	4.4%

6 過年度特記火災事例

過去15年間に県内で発生した火災のうち3名以上死者の発生した火災は、第8表のとおりである。

また、20ha以上焼損した林野火災は、第9表のとおりである。

第 8 表 3 名以上死者の出た火災

年月日	出火場所	種別	火災原因	死者
H 2 3 年 2 月 1 8 日	庄原市	建物	不明	4
H 2 4 年 5 月 1 3 日	福山市	建物	不明	7
H 2 6 年 7 月 4 日	広島市安芸区	建物	不明	3
H 2 6 年 1 2 月 2 0 日	広島市佐伯区	建物	放火の疑い	3
H 2 7 年 1 0 月 8 日	広島市中区	建物	不明	3
H 3 0 年 2 月 9 日	江田島市	建物	配線器具	3
H 3 0 年 4 月 1 9 日	江田島市	建物	不明	3

第 9 表 20ha 以上焼損した林野火災

発生年月日	発生場所	焼損面積 (ha)	損害額 (千円)	自衛隊 派遣	空 中 消 火		原 因
					自 衛 隊	消 防	
H18. 1. 11	福山市	100	4,500	有	有	有 (広島県, 広島市 岡山市 愛媛県 徳島県 鳥取県 島根県)	放火の 疑い
H19. 3. 4	東広島市	30	948			有 (広島市)	不 明

第9-1表 火災総括表

(令和4年中)

区分 月	出火件数						焼損棟数					り災世帯数				り災者			損害見積額(千円)										焼損面積		
	建物	林野	車両	船舶	航空機	その他	全焼	半焼	部分焼	ぼや	計	全損	半損	小損	計	り災人員	死者	負傷者	爆発を除く					爆発	計	建物(m ²)		林野(a)			
																			建物	収容物	林野	車両	船舶			航空機	その他		床面積	表面積	
1	52	2	5			17	76	18	4	21	28	71	14	2	28	44	76	5	14	295,876	290,104		884			18,979		605,843	5,731	864	20
2	37	13	5			39	94	15	3	19	20	57	10	2	23	35	74	5	12	64,007	12,612	205	2,902			227		79,953	1,602	386	228
3	36	6	4			27	73	18		24	25	67	13		32	45	95	3	12	92,069	40,348		952			1,426		134,795	1,494	264	340
4	50	8	9			31	98	23	6	26	32	87	13	2	60	75	156	2	11	83,403	80,556	102	3,928			601		168,590	4,012	418	65
5	36	3	2			7	48	11	2	12	24	49	8	1	18	27	70	6	8	119,418	57,619	85	307			888		178,317	1,821	427	15
6	20	2	5			10	37	13	3	9	16	41	9		25	34	70	5	4	63,637	32,903		1,156			534		98,230	1,148	262	121
7	24		4			7	35	7	2	15	16	40	4		16	20	41	1	7	13,429	9,008		1,718			148		24,303	662	194	
8	19	1	7			17	44	3		5	20	28	2	2	9	13	39		8	11,251	15,508		229			300		27,288	285	73	9
9	22		8			2	32	1		8	16	25			16	16	26		4	4,314	1,352		4,327			137		10,130	250	8	
10	35	2	11			24	72	13	1	17	24	55	12		23	35	67	2	9	53,908	17,478		1,260			311		72,957	1,179	110	18
11	34	3	7			13	57	20	10	21	20	71	15	1	28	44	63	2	12	72,156	96,261		2,316			203		170,936	2,135	139	13
12	39	3	9	1		19	71	17	4	18	26	65	9	2	29	40	83	2	9	134,067	42,291		56,196	100		1,507		234,161	1,880	266	27
計	404	43	76	1		213	737	159	35	195	267	656	109	12	307	428	860	33	110	1,007,535	696,040	392	76,175	100		25,261		1,805,503	22,199	3,411	856
構成比	54.8%	5.8%	10.3%	0.1%		28.9%	100%	24.2%	5.3%	29.7%	40.7%	100%	25.5%	2.8%	71.7%	100%				55.8%	38.6%	0.0%	4.2%	0.0%		1.4%		100%			

第9-2表 出火原因別火災件数の推移

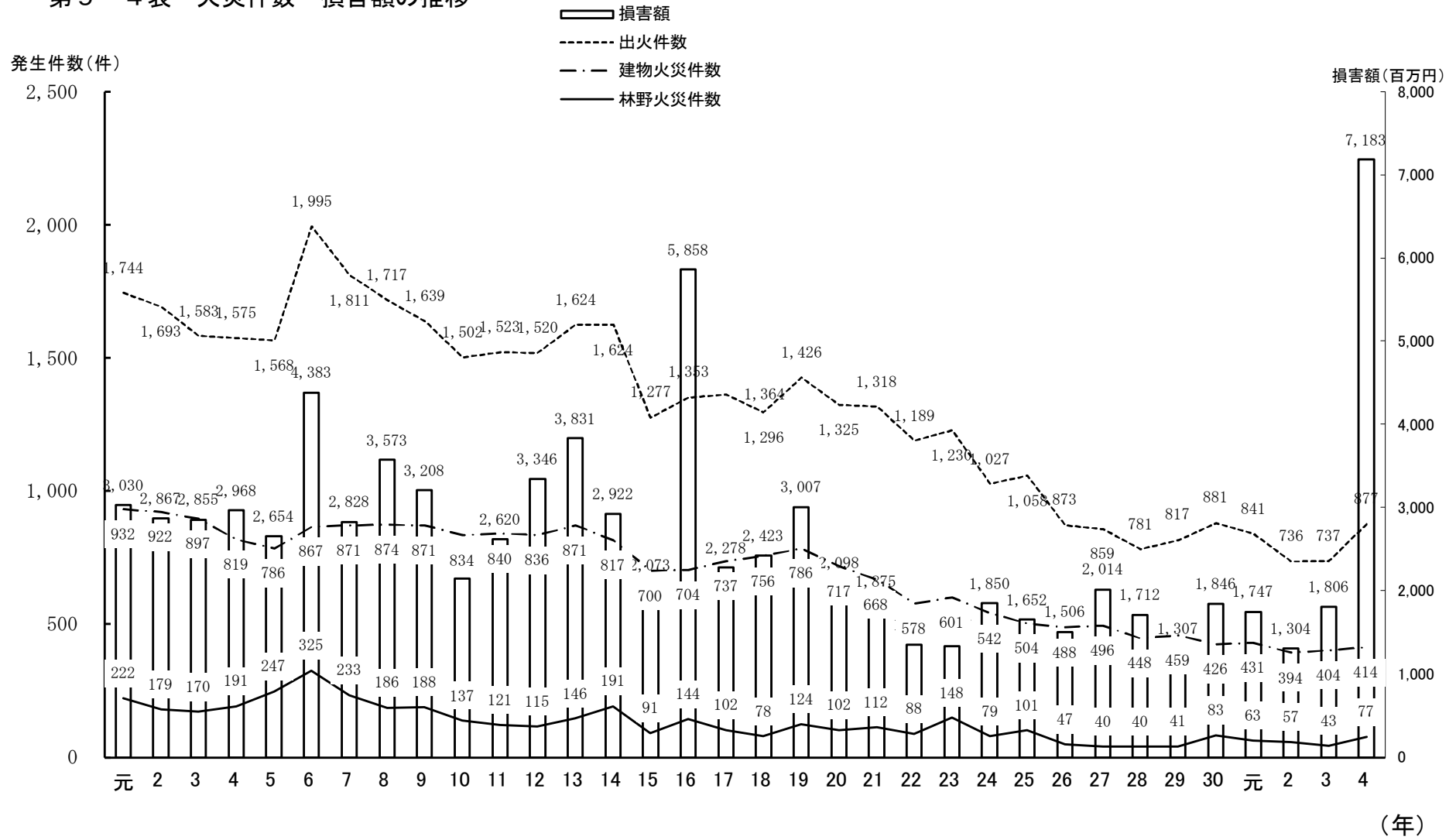
平成 25 年			平成 26 年			平成 27 年			平成 28 年			平成 29 年			平成 30 年			令和 元年			令和 2 年			令和 3 年			令和 4 年		
原因	件数	割合	原因	件数	割合	原因	件数	割合	原因	件数	割合	原因	件数	割合	原因	件数	割合	原因	件数	割合	原因	件数	割合	原因	件数	割合	原因	件数	割合
たき火	183	17.3%	たき火	105	12.0%	たき火	97	11.3%	たき火	104	13.3%	たき火	119	14.6%	たき火	171	19.4%	たき火	162	19.3%	たき火	150	20.4%	たき火	120	16.3%	たき火	184	21.0%
たばこ	121	11.4%	たばこ	95	10.9%	放火	91	10.6%	たばこ	85	10.9%	たばこ	93	11.4%	たばこ	65	7.4%	たばこ	80	9.5%	たばこ	83	11.3%	たばこ	65	8.8%	たばこ	73	8.3%
放火	95	9.0%	こんろ	72	8.2%	たばこ	86	10.0%	こんろ	74	9.5%	放火	74	9.1%	火入れ	65	7.4%	こんろ	52	6.2%	こんろ	50	6.8%	こんろ	52	7.1%	こんろ	54	6.2%
こんろ	66	6.2%	放火	62	7.1%	こんろ	62	7.2%	放火	72	9.2%	こんろ	64	7.8%	こんろ	61	6.9%	放火	49	5.8%	火入れ	37	5.0%	放火	46	6.2%	火入れ	41	4.7%
放火の疑い	61	5.8%	放火の疑い	49	5.6%	電灯電話等の配線	36	4.2%	放火の疑い	30	3.8%	ストーブ	34	4.2%	放火	54	6.1%	電灯電話等の配線	40	4.8%	放火	37	5.0%	火入れ	30	4.1%	放火の疑い	39	4.4%
火入れ	50	4.7%	ストーブ	35	4.0%	火あそび	36	4.2%	ストーブ	26	3.3%	電灯・電話等の配線	31	3.8%	放火の疑い	41	4.7%	電気機器	27	3.2%	電灯電話等の配線	24	3.3%	電灯電話等の配線	28	3.8%	電気機器	33	3.8%
火遊び	40	3.8%	火入れ	31	3.6%	放火の疑い	36	4.2%	電灯電話等	24	3.1%	放火の疑い	29	3.5%	電灯電話等の配線	34	3.9%	ストーブ	26	3.1%	配線器具	22	3.0%	ストーブ	25	3.4%	電灯電話等の配線	33	3.8%
ストーブ	39	3.7%	電灯電話等の配線	31	3.6%	火入れ	34	4.0%	火あそび	24	3.1%	火あそび	20	2.4%	配線器具	25	2.8%	排気管	25	3.0%	電気機器	20	2.7%	排気管	23	3.1%	配線器具	33	3.8%
電灯電話等の配線	32	3.0%	排気管	21	2.4%	ストーブ	27	3.1%	排気管	21	2.7%	火入れ	20	2.4%	電気機器	22	2.5%	火入れ	25	3.0%	放火の疑い	19	2.6%	配線器具	23	3.1%	放火	30	3.4%
電気機器	20	1.9%	電気機器	21	2.4%	排気管	20	2.3%	配線器具	21	2.7%	配線器具	19	2.3%	ストーブ	20	2.3%	放火の疑い	23	2.7%	排気管	17	2.3%	電気機器	22	3.0%	ストーブ	22	2.5%
配線器具	18	1.7%	火あそび	20	2.3%	電気機器	18	2.1%	火入れ	17	2.2%	電気装置	16	2.0%	排気管	17	1.9%	配線器具	22	2.6%	焼却炉	14	1.9%	放火の疑い	20	2.7%	排気管	19	2.2%
マッチ・ライター	17	1.6%	取灰	19	2.2%	取灰	15	1.7%	電気機器	15	1.9%	電気機器	15	1.8%	電気装置	16	1.8%	火あそび	12	1.4%	ストーブ	13	1.8%	火あそび	19	2.6%	電気装置	13	1.5%
排気管	17	1.6%	配線器具	14	1.6%	配線器具	14	1.6%	マッチ・ライター	13	1.7%	排気管	13	1.6%	火あそび	15	1.7%	焼却炉	12	1.4%	溶接機・切断機	13	1.8%	灯火	13	1.8%	溶接機・切断機	11	1.3%
溶接機・切断機	12	1.1%	灯火	14	1.6%	灯火	13	1.5%	交通機関内配線	13	1.7%	マッチ・ライター	13	1.6%	焼却炉	13	1.5%	取灰	10	1.2%	マッチ・ライター	10	1.4%	マッチ・ライター	11	1.5%	灯火	11	1.3%
灯火	11	1.0%	溶接機・切断機	13	1.5%	溶接機・切断機	11	1.3%	焼却炉	10	1.3%	焼却炉	11	1.3%	取灰	12	1.4%	電気装置	9	1.1%	電気装置	9	1.2%	焼却炉	9	1.2%	マッチ・ライター	10	1.1%
不明・調査中	75	7.1%	不明・調査中	84	9.6%	不明・調査中	74	8.6%	不明・調査中	79	10.1%	不明・調査中	75	9.2%	不明・調査中	71	8.1%	不明・調査中	75	8.9%	不明・調査中	70	9.5%	不明・調査中	68	9.2%	不明・調査中	74	8.4%
その他	201	19.0%	その他	187	21.4%	その他	189	22.0%	その他	153	19.6%	その他	171	20.9%	その他	179	20.3%	その他	192	22.8%	その他	148	20.1%	その他	163	22.1%	その他	197	22.5%
計	1,058	#####	計	873	#####	計	859	#####	計	781	#####	計	817	#####	計	881	#####	計	841	#####	計	736	#####	計	737	#####	計	877	#####

第9-3表 市町別火災発生状況

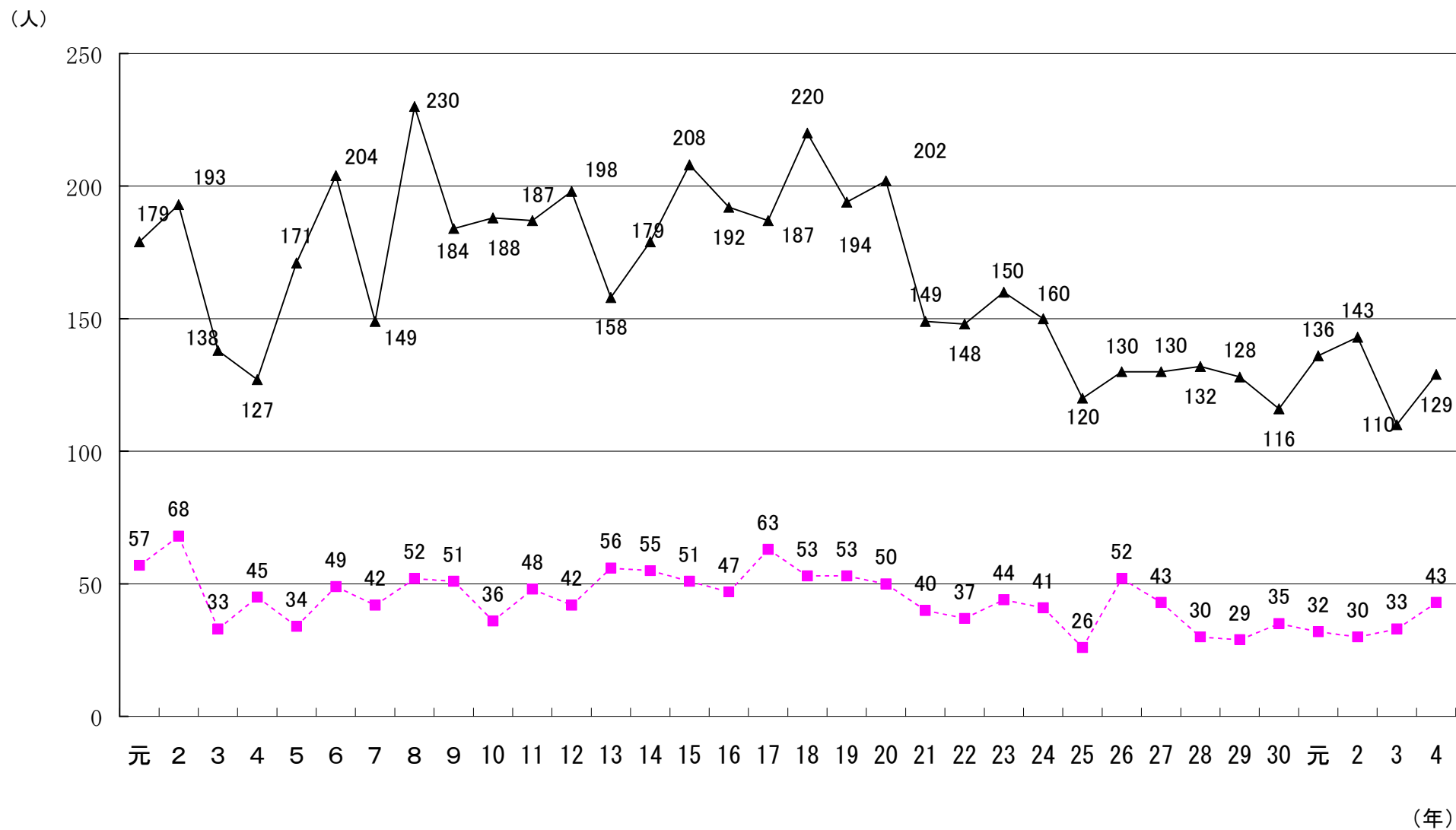
(令和4年中)

区分 市町村名	出火件数							り災 世帯数	損害額(千円)								焼損面積 建物(m ²)			
	建 物	林 野	車 両	船 舶	航 空 機	そ の 他	計		爆発を除く						爆 発	計	床 面 積	表 面 積		
									建 物	林 野	車 両	船 舶	航 空 機	そ の 他					爆	
																			爆 発	計
広島市	152	3	18	2		67	242	141	5,599,167	1	8,704	5,236	0	2,813	2	5,615,923	12,884	662		
(中区)	30	0	2	0	0	13	45	23	5,292,499	0	431	0	0	438	0	5,293,368	9,475	127		
(東区)	9	0	0	0	0	7	16	9	26,534	0	169	0	0	10	0	26,713	264	82		
(南区)	15	0	1	2	0	8	26	11	2,515	0	16	5,236	0	22	0	7,789	16	13		
(西区)	21	0	3	0	0	8	32	20	34,157	0	1,691	0	0	42	0	35,890	431	12		
(安佐南区)	22	0	5	0	0	5	32	21	49,553	0	1,580	0	0	111	0	51,244	387	29		
(安佐北区)	25	0	4	0	0	15	44	30	104,672	0	1,950	0	0	1,354	0	107,976	1,341	181		
(安芸区)	10	1	0	0	0	5	16	15	59,042	1	1,064	0	0	134	0	60,241	718	106		
(佐伯区)	20	2	3	0	0	6	31	12	30,195	0	1,803	0	0	702	2	32,702	252	112		
呉市	47	1	2	1	0	34	85	44	123,881	0	272	65	0	226	0	124,444	2,663	235		
竹原市	4	1	0	0	0	7	12	3	986	0	0	0	0	11	0	997	42	4		
三原市	16	7	10	1	0	25	59	17	36,448	0	4,662	1,200	0	180	0	42,490	1,015	18		
尾道市	22	0	3	0	0	7	32	12	61,695	0	7,883	0	0	57	0	69,635	1,763	28		
福山市	53	7	15	1	0	17	93	59	334,998	0	9,301	310	0	3,701	0	348,310	6,252	319		
府中市	5	3	0	0	0	0	8	6	8,652	0	0	0	0	0	0	8,652	233	8		
三次市	9	9	4	0	0	25	47	4	12,076	0	1,301	0	0	990	0	14,367	570	16		
庄原市	14	12	2	0	0	12	40	8	60,159	0	1,094	0	0	467	0	61,720	1,908	11		
大竹市	5	0	3	0	0	9	17	3	10,434	0	6,803	0	0	76,203	0	93,440	167	11		
東広島市	38	16	8	0	0	49	111	29	142,162	0	1,285	0	0	877	12	144,336	2,326	4		
廿日市市	5	4	1	0	0	8	18	4	12,852	203	646	0	0	200	0	13,901	389	0		
安芸高田市	11	3	3	0	0	16	33	7	63,038	0	9,108	0	0	726	0	72,872	2,110	41		
江田島市	2	2	0	0	0	3	7	0	3,216	0	0	0	0	0	0	3,216	126	4		
府中町	3	0	0	0	0	0	3	2	12	0	0	0	0	0	0	12	2	0		
海田町	1	0	1	0	0	2	4	0	1,524	0	249	0	0	228	0	2,001	0	0		
熊野町	5	0	0	0	0	2	7	2	22,316	0	0	0	0	36	0	22,352	344	62		
坂町	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	133	0	133	0	0		
安芸太田町	2	1	0	0	0	0	3	0	1,028	0	0	0	0	1,543	0	2,571	91	0		
北広島町	7	3	2	0	0	5	17	5	22,443	836	454	0	0	744	0	24,477	643	89		
大崎上島町	5	0	1	0	0	1	7	3	12,298	0	29	0	0	0	0	12,327	560	4		
世羅町	5	4	1	0	0	16	26	3	491,945	0	350	0	0	0	0	492,295	1,967	69		
神石高原町	3	1	1	0	0	0	5	3	12,510	0	59	0	0	8	0	12,577	340	23		
県計	414	77	75	5		306	877	355	7,033,840	1,040	52,200	6,811		89,143	14	7,183,048	36,395	1,608		

第9-4表 火災件数・損害額の推移



第9-5表 火災による死者・負傷者の推移



第 1 0 石油コンビナート等防災区域

第10 石油コンビナート等防災区域

1 位置図(R5.4.1)



2 県の防災対策

- ア 広島県石油コンビナート等防災本部幹事会の開催（毎年度）
- イ 広島県石油コンビナート等防災計画の修正（毎年度）
- ウ 石油コンビナート等総合防災訓練の実施（隔年）

近年の実施状況は次のとおりである。昭和44年の訓練開始以来、平成30年は第24回である。

（※直近では令和3年度に福山地区で開催予定であったが、新型コロナウイルスの影響により中止となった。）

平成30年11月4日	大竹地区
平成28年10月25日	江田島地区
平成26年10月29日	福山地区
平成24年10月30日	大竹地区
平成22年11月26日	能美地区
平成20年11月21日	福山地区
平成18年10月31日	大竹地区

エ 防災本部の協議会設置

福山・笠岡地区については岡山県と、また、岩国・大竹地区については山口県と防災本部の協議会を設置し、防災計画の修正及びその実施の推進に当たっている。

3 事業所の防災対策

次の2地区に特別防災区域協議会が設置され、活発に活動している。

岩国・大竹地区 昭和53年6月1日設置

福山・笠岡地区 昭和58年10月5日設置（昭和63年4月1日に「福山地区」から名称変更）

4 広島県の特別防災区域の概要

（令和5年4月1日現在）

区域名	福山・笠岡 (福山地区のみ)	江田島	能美	岩国・大竹 (大竹地区のみ)	計
指定年月日	昭和62年3月27日	昭和51年7月9日	昭和51年7月9日	昭和51年7月9日	—
消防機関名	福山地区消防組合 消防局	江田島市消防本部	江田島市消防本部	大竹市消防本部	3
市町村名	福山市	江田島市	江田島市	大竹市	3
区域面積 (万㎡)	941	8	39	239	1,227
特定事業所	5	1	1	5	12
レイアウト 事業所	・(株)JFE サンソセンタ ー福山工場 計 1	—	—	・三菱ケミカル(株)広島 事業所 ・(株)ダイセル大竹工場 ・三井化学(株)岩国大竹 工場 計 3	4
第1種 事業所	・JFE スチール(株)西日 本製鉄所(福山地区) ・瀬戸内共同火力(株) 福山共同発電所 ・ヤスハラケミカル(株) 福山工場 計 3	・伊藤忠エネクス(株) 江田島ターミナル 計 1	・鹿川ターミナル(株) 計 1	—	5
第2種 事業所	・日本化薬(株)福山工場 計 1	—	—	・日本製紙(株)大竹工場 ・大竹明新化学(株) 計 2	3
石油の貯蔵 取 扱 量 (千キロリットル)	101	74	651	193	1,019
高圧ガスの処 理 量 (十 万 立 方 メ ー ト ル)	710	—	—	125	835
特別防災区域 協議会の有無	有	無	無	有	—

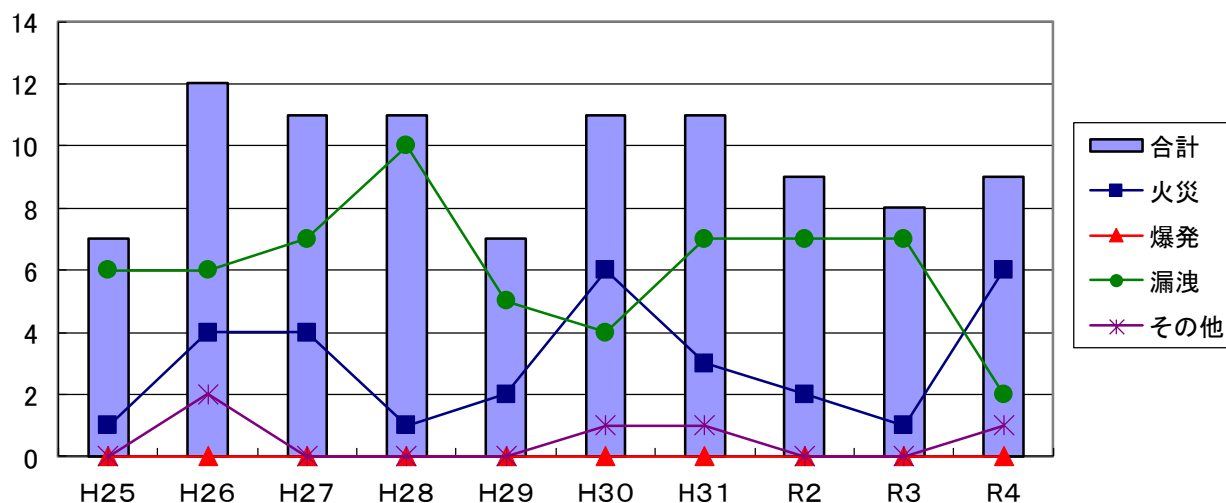
5 石油コンビナート等事故件数

年	地区名	福山・笠岡 (福山地区のみ)	江田島	能美	岩国・大竹 (大竹地区のみ)	合計	事故種別			
							火災	爆発	漏洩	その他
平成 25年	件数				7	7				
	死傷				傷1	傷1	1		6	
平成 26年	件数				12	12	4		6	2
	死傷									
平成 27年	件数	1			10	11	4		7	
	死傷									
平成 28年	件数				11	11	1		10	
	死傷									
平成 29年	件数				7	7	2		5	
	死傷									
平成 30年	件数	4			7	11	6		4	1
	死傷				傷1	傷1				
平成 31年	件数				11	11	3		7	1
	死傷				傷1	傷1				
令和 2年	件数				9	9	2		7	
	死傷									
令和 3年	件数				8	8	1		7	
	死傷				傷1	傷1				
令和 4年	件数				9	9	6		2	1
	死傷									
合計	件数	5	0	0	91	96	30		61	5
	死傷	0	0	0	死0傷4	死0傷4				

6 最近の事故の状況

令和4年の石油コンビナート等の事故は9件である。

平成25年から令和4年までの最近10年間で石油コンビナート等の事故は96件発生している。これを事故種別で見ると図のとおり、火災及び漏洩事故がそのほとんどを占めている。



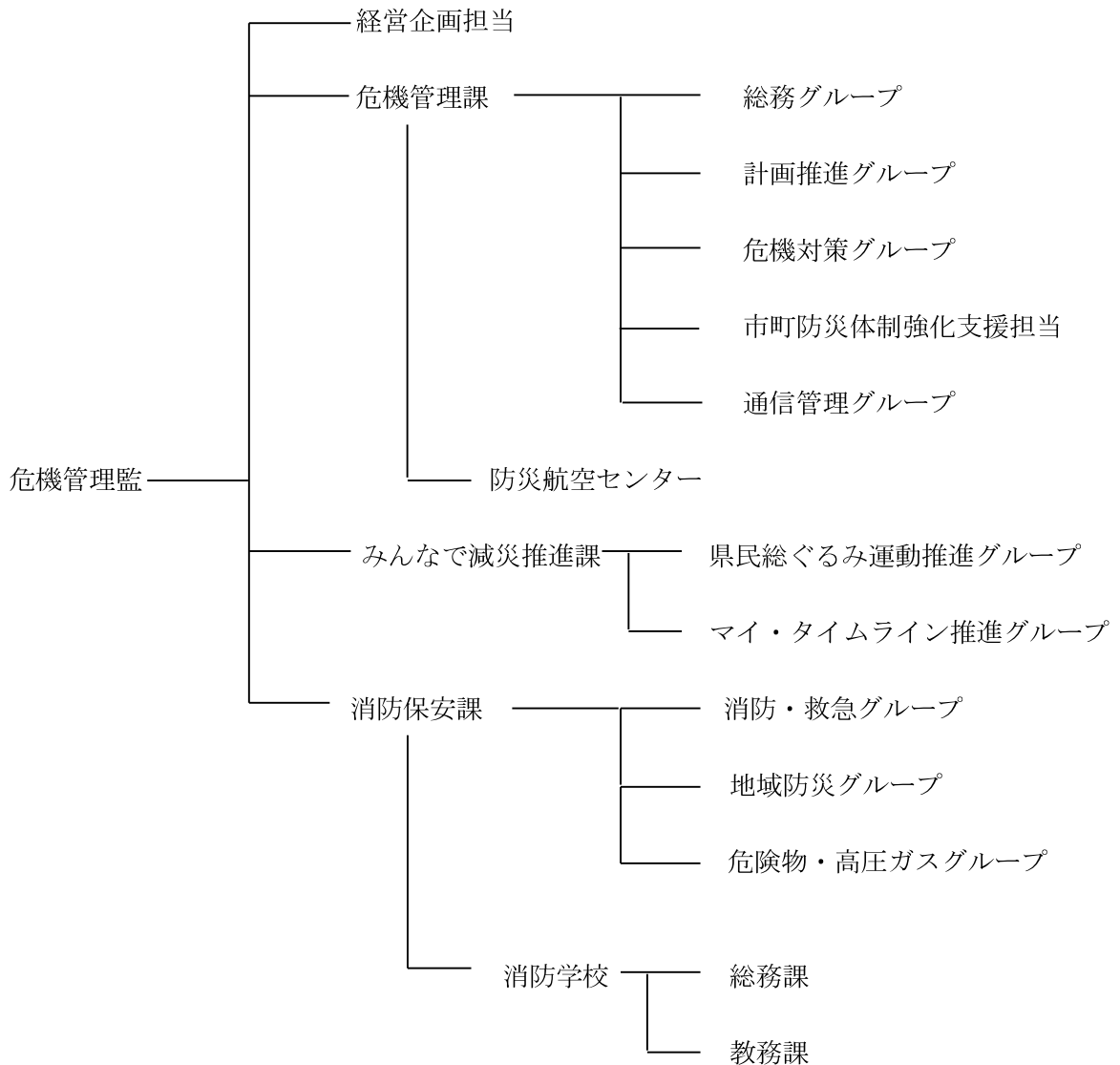
参 考 资 料

広島県危機管理監の組織（令和5年4月1日現在）

広島県危機管理監 〒730-8511 広島市中区基町 10-52
 電 話 危機管理課 082-513-2784
 減災対策推進担当 082-513-2781
 消防保安課 082-513-2790
 F A X 各課共通 082-227-2122
 消防防災無線電話 34-89
 消防防災無線F A X 34-84

広島県防災航空センター 〒729-0416 三原市本郷町善入寺 94-22
 代 表 0848-86-8931
 F A X 0848-86-8933

広島県消防学校 〒739-1743 広島市安佐北区倉掛 2 丁目 33-2
 代 表 082-843-1117
 F A X 082-843-1001



■ 消防機関の名称及び所在地（その1）

名称	〒	所在地	電話番号	FAX番号
【広島市消防局】	730-0051	広島市中区大手町5-20-12	082-246-8211	082-247-1645
消防航空隊	733-0036	〃 西区観音新町4-10-127	082-546-3454	082-546-3455
中消防署	730-0051	〃 中区大手町5-20-12	082-541-2700	082-542-7720
白島出張所	730-0003	〃 中区白島九軒町12-20	082-223-3107	082-223-3107
基町出張所	730-0011	〃 中区基町20-8	082-223-3451	082-223-3451
江波出張所	730-0847	〃 中区舟入南6-2-1	082-291-0616	082-291-0616
東消防署	732-0052	〃 東区光町2-12-6	082-263-8401	082-263-7489
福田出張所	732-0029	〃 東区福田7-2-10	082-899-5719	082-899-5719
温品出張所	732-0033	〃 東区温品5-3-1	082-289-2790	082-289-2790
戸坂出張所	732-0016	〃 東区戸坂出江2-9-11	082-229-4067	082-229-4067
南消防署	732-0824	〃 南区的場町2-5-14	082-261-5181	082-261-9025
水上出張所	734-0011	〃 南区宇品海岸2-23-39	082-255-6616	082-255-9372
青崎出張所	734-0053	〃 南区青崎1-7-12	082-281-7999	082-281-7999
東本浦出張所	734-0025	〃 南区東本浦町23-6	082-285-6090	082-285-6090
日宇那出張所	734-0031	〃 南区日宇那町3-6	082-255-7973	082-255-7973
宇品出張所	734-0003	〃 南区宇品東2-1-46	082-255-7493	082-255-7493
似島出張所	734-0017	〃 南区似島町字家下752-74	082-259-2038	082-259-2066
西消防署	733-0023	〃 西区都町43-10	082-232-0381	082-232-3293
三篠出張所	733-0003	〃 西区三篠町3-16-23	082-238-5094	082-238-5094
己斐出張所	733-0813	〃 西区己斐中3-14-2	082-272-0479	082-272-0479
庚午出張所	733-0822	〃 西区庚午中4-21-19	082-272-0463	082-272-0463
井口出張所	733-0833	〃 西区商工センター4-1-1	082-277-9100	082-277-9100
安佐南消防署	731-0103	〃 安佐南区緑井1-10-3	082-877-4101	082-877-9462
上安出張所	731-0154	〃 安佐南区上安5-8-14	082-878-3088	082-878-3088
祇園出張所	731-0138	〃 安佐南区祇園2-48-11	082-874-3511	082-874-3511
沼田出張所	731-3161	〃 安佐南区沼田町伴東4-18-6	082-848-0200	082-848-0200
安佐北消防署	731-0223	〃 安佐北区可部南4-26-13	082-814-4795	082-814-9931
白木出張所	739-1411	〃 安佐北区白木町大字市川1533-5	082-828-0511	082-828-0511
高陽出張所	739-1741	〃 安佐北区真亀1-3-6	082-842-3390	082-842-3390
可部出張所	731-0221	〃 安佐北区可部7-7-16	082-815-5101	082-815-5101
安佐出張所	731-1142	〃 安佐北区安佐町大字飯室3052-1	082-835-0153	082-835-0153
安芸太田出張所	731-3702	山県郡安芸太田町大字中筒賀345-2	0826-32-2011	0826-32-2013
安芸消防署	736-0045	安芸郡海田町堀川町3-12	082-822-4349	082-822-9119
瀬野川出張所	739-0323	広島市安芸区中野東7-14-23	082-892-0100	082-892-0100
矢野出張所	736-0085	〃 安芸区矢野西2-16-1	082-884-2340	082-884-2340
熊野出張所	731-4213	安芸郡熊野町萩原6-26-8	082-854-1103	082-854-1103
坂出張所	731-4323	安芸郡坂町横浜中央1-1-11	082-885-0100	082-885-0100

■ 消防機関の名称及び所在地（その2）

名称	〒	所在地	電話番号	FAX番号
佐伯消防署	731-5128	広島市佐伯区五日市中央7-25-18	082-921-2235	082-921-5336
八幡出張所	731-5106	〃 佐伯区利松1-5-24	082-928-0239	082-928-0239
海老園出張所	731-5135	〃 佐伯区海老園1-2-54	082-921-2238	082-921-2238
湯来出張所	738-0601	〃 佐伯区湯来町大字和田224	0829-40-4119	0829-40-4121
【呉市消防局】	737-0811	呉市西中央3-1-34	0823-26-0119	0823-26-0308
西消防署	737-0051	〃	0823-22-0119	0823-26-0338
狩留賀出張所	737-0862	呉市狩留賀町3-19	0823-26-0316	0823-26-0316
昭和出張所	737-0935	〃 焼山中央2-8-21	0823-26-0317	0823-26-0317
南出張所	737-0024	〃 宮原13-2-29	0823-26-0319	0823-26-0319
東消防署	737-0112	〃 広古新開2-1-9	0823-74-0119	0823-74-8908
阿賀北出張所	737-0003	〃 阿賀北4-3-27	0823-74-8917	0823-74-8917
仁方出張所	737-0152	〃 仁方本町1-6-18	0823-74-8916	0823-74-8916
郷原出張所	737-0161	〃 郷原町7100	0823-74-8918	0823-74-8918
川尻出張所	729-2603	〃 川尻町西1-1-1	0823-74-8919	0823-74-8919
安浦出張所	729-2516	〃 安浦町中央6-2-1	0823-74-8920	0823-74-8920
大崎下島出張所	734-0102	〃 豊浜町大字大浜311-1	0823-74-8910	0846-67-1191
蒲刈出張所	737-0311	〃 蒲刈町向字小市369-5	0823-74-8921	0823-74-8921
音戸消防署	737-1206	〃 音戸町高須2-1-19	0823-51-0119	0823-26-0339
倉橋出張所	737-1324	〃 倉橋町本浦1771	0823-26-0340	0823-26-0340
【三原市消防本部】	723-0051	三原市宮浦1-22-2	0848-62-2101	0848-62-5119
三原市消防署	723-0015	〃	0848-62-2101	0848-62-5119
糸崎出張所	729-0324	三原市糸崎町7-1-27	0848-62-3218	0848-62-3218
久井出張所	722-1414	〃 久井町坂井原3480-1	0847-32-5222	0847-32-8333
西部分署	729-0414	〃 下北方1-2-1	0848-86-2119	0848-86-6794
大和出張所	729-1492	〃 大和町下徳良125-1	0847-33-0119	0847-35-1017
北部分署	722-1115	世羅郡世羅町大字西神崎878-1	0847-22-3737	0847-22-3792
世羅西出張所	722-1115	〃 大字小国3399-1	0847-37-2717	0847-37-2718
【尾道市消防局】	722-0051	尾道市東尾道18-2	0848-55-9120	0848-55-9132
尾道消防署	722-0051	〃	0848-55-9124	0848-55-9134
向島分署	722-0073	尾道市向島町5931	0848-44-7119	0848-44-1909
御調分署	722-0342	〃 御調町大田26-1	0848-76-3119	0848-76-3100
北出張所	722-0213	〃 美ノ郷町白江507-1	0848-48-6119	0848-48-5610
尾道西消防署	722-0014	〃 新浜1-5-3	0848-22-0119	0848-22-3119
因島消防署	722-2211	〃 因島中庄町1347-1	0845-24-0119	0845-24-1199
瀬戸田分署	722-2414	〃 瀬戸田町鹿田原1-29	0845-27-4119	0845-27-1363

■ 消防機関の名称及び所在地（その3）

名称	〒	所在地	電話番号	FAX番号
【大竹市消防本部】	739-0605	大竹市立戸1-2-10	0827-54-0119	0827-53-2928
大竹市消防署	739-0605	〃	0827-54-0119	0827-53-2928
【東広島市消防局】	739-0021	東広島市西条町助実1173-1	082-422-0119	082-422-8243
東広島消防署	739-0021	〃	082-422-0119	082-422-5597
西分署	739-0145	東広島市八本松西5-1-6	082-428-0119	082-428-0119
南分署	724-0611	〃 黒瀬町大多田1496-5	0823-82-0119	0823-82-0119
北分署	724-0301	〃 豊栄町乃美1118-3	082-432-2119	082-432-2119
東分署	729-1108	〃 河内町入野2076-1	082-437-0119	082-437-0119
安芸津分署	729-2402	東広島市安芸津町三津4711-1	0846-45-0119	0846-45-3993
竹原消防署	725-0026	竹原市中央4-13-1	0846-23-0119	0846-22-0957
忠海分署	729-2316	〃 忠海中町二丁目25-1	0846-26-0420	0846-26-0420
大崎上島消防署	725-0201	豊田郡大崎上島町東野4154-1	0846-65-2056	0846-65-3519
【廿日市市消防本部】	738-0033	廿日市市串戸1-9-33	0829-32-8111	0829-32-4119
廿日市市消防署	738-0033	〃	0829-32-8111	0829-32-4119
西分署	738-0053	廿日市市阿品台4-1-21	0829-38-4131	0829-38-4130
佐伯分署	738-0222	〃 津田1147-10	0829-72-1312	0829-72-1280
大野消防署	739-0434	〃 大野1-1-6	0829-55-1119	0829-55-1120
宮島消防署	739-0588	〃 宮島381-2	0829-44-2800	0829-44-0460
【安芸高田市消防本部】	731-0501	安芸高田市吉田町吉田751-1	0826-42-0931	0826-47-1191
安芸高田消防署	731-0501	〃	0826-42-0931	0826-47-1191
【江田島市消防本部】	737-2133	江田島市江田島町鷺部2-17-5	0823-40-0119	0823-42-1965
江田島消防署	737-2133	〃	0823-40-0119	0823-42-3164
能美出張所	737-2302	江田島市能美町鹿川1275-3	0823-45-4739	0823-45-5463
【府中町消防本部】	735-0022	安芸郡府中町大通3-5-9	082-286-3119	082-288-6337
府中町消防署	735-0022	〃	082-286-3119	082-288-6337
【北広島町消防本部】	731-1531	山県郡北広島町春木516	0826-72-0119	0826-72-5145
北広島町消防署	731-1531	〃	0826-72-0119	0826-72-5145
豊平出張所	731-1711	山県郡北広島町戸谷1088-1	0826-83-0119	0826-83-0119
大朝出張所	731-2103	〃 新庄921-3	0826-82-1119	0826-82-1119
芸北出張所	731-2323	〃 川小田75	0826-36-3119	0826-36-3121

■ 消防機関の名称及び所在地（その4）

名称	〒	所在地	電話番号	FAX番号
【備北地区消防組合消防本部】	728-0012	三次市十日市中3-1-21	0824-63-1191	0824-63-3446
三次消防署	728-0012	〃	0824-63-1192	0824-63-1196
甲奴出張所	729-4102	三次市甲奴町西野591-1	0847-67-2282	0847-67-2282
作木出張所	728-0124	〃 作木町下作木1068-1	0824-55-3109	0824-55-3109
吉舎出張所	729-4207	〃 吉舎町敷地795	0824-43-3119	0824-43-3119
三和出張所	729-6615	〃 三和町上板木45-1	0824-52-3119	0824-52-3119
口和出張所	728-0503	庄原市口和町大月576-14	0824-87-2455	0824-87-2455
庄原消防署	727-0004	〃 新庄町396-1	0824-72-9911	0824-72-2200
西城出張所	729-5744	〃 西城町大屋1956-20	0824-82-2193	0824-82-2193
高野出張所	727-0412	〃 高野町下湯川356-4	0824-86-2955	0824-86-2955
東城消防署	729-5121	〃 東城町川東1175	0847-72-4005	0847-72-4037
【福山地区消防組合消防局】	720-0825	福山市沖野上町5-13-8	084-928-1190	084-921-9357
南消防署	720-0825	〃	084-928-1200	084-921-9360
鞆出張所	720-0202	福山市鞆町鞆3458-1	084-983-5119	084-983-5104
瀬戸出張所	720-0836	〃 瀬戸町大字長和246	084-952-0738	084-952-1042
北消防署	720-0022	〃 奈良津町2-1-1	084-923-3993	084-922-6167
駅家分署	720-1131	〃 駅家町大字万能倉567-4	084-976-5119	084-976-7175
東消防署	721-0941	〃 引野町北4-23-9	084-941-3868	084-941-6380
西消防署	729-0104	〃 松永町3-21-77	084-934-1355	084-934-3297
沼隈内海出張所	720-0313	〃 沼隈町大字常石1857-2	084-987-4119	084-987-4188
今津出張所	729-0111	〃 今津町2153-2	084-934-6119	084-934-2886
水上消防署	721-0956	〃 箕沖町135	084-954-0821	084-954-6482
芦品消防署	729-3101	〃 新市町大字戸手780-10	0847-52-4400	0847-52-6879
深安消防署	720-2123	〃 神辺町大字川北1402-1	084-962-1234	084-962-3112
安田出張所	720-1811	神石郡神石高原町安田160-6	0847-82-0119	0847-82-0199
府中消防署	726-0005	府中市府中町堤外119-1	0847-43-7183	0847-43-6661
小塚出張所	729-3401	〃 上下町小塚543-9	0847-62-2119	0847-62-2606